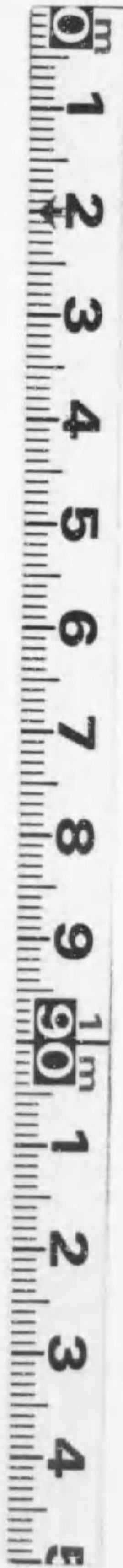


特 116

2/3

三兔
花
福

三兔
福



始



明治二十七年十一月、著者の拙詠、明治四十一年秋の手書

口を本のかきとる

子よこしきこひにたれはきり

くはしきかこ

かきこひにたれはきり

明治三十三年二月十一日時の農商務大臣へ上書の一部
明治三十年の一月中手つから繕寫したるものの一節

得能正通謹言

農商務大臣岩村通俊公閣下ニ捧呈ス正通淺識菲才
其分ヲ知ラス之ヲ大日本養兔改良義會會長ノ選ニ
承テ爾來專テ其任ヲ空フセサラムコトヲ勉ムト雖
モ本會創立日尚淺ク未タ以テ本會ノ目的ヲ他日ニ
貫徹シ牧兔ノ事業ヲ世間ニ普及シ得ルヤ否ヤヲ知
ル克ハス然レトモ斯業マ實ニ農家ノ生計ヲ補ケ民
力ノ休養ヲ圖ルヘキ堅固確實ナル我邦適切ノ牧業
ナルコトハ正通ノ深ク信シテ疑ハサルトコロナリ
是レ一方ニ殖産興業ノ大任ヲ專掌シ一方ニ國家大
政ノ樞機ニ參與シ國民ノ慶福ト國家ノ隆昌トヲ以
テ其本分トセラル、我賢明ナル

自序

三十五年といへは短かいと云へは短かいが長いと云へば随分長い。明治二十三年は帝國議會開會の初年であつた、其の議會も今は第五十回を重ねて居る。又私の身體より云へば、當時は二十餘りの青年であつたが、今少しすれば六十に手が届く、黒かつた髪も今は殆んど白くなつてしまつた、餘り短かい月日では無い。而も此の長い三十五箇年間に、我養兎の事業は如何なる經路を辿つたであらうか、今此の大正十三年の曆が將に盡きむとすると共に、往時を回顧して其の歴史の跡を繹ね、既往を彰らかにして將來を考へ、以て新たに斯業の發展を圖るのは洵に必要なことと信する。

如上の意味に於て私は曾て發行したところの拙著養兎眞論——玉利農學博士の校閲に係るもの——が既に絶版となつて居るので今之を重刊し、尙此の眞論に掲げて居ないところの、明治二十三年以降三十五年間に、世間に向つて發表致した愚見鄙説を蒐集して一の冊子と爲し、題して續養兎眞論と曰ひ、此の正續合卷のものを刊行して斯界の参考に資せむとするものである。

而して此の既刊養兎眞論は去る明治三十年五月の發行にかゝり、實に私が明治二十三年一月、本業の宣傳に手を染めて以來、同二十六年六月に至る四年間

の論策を纂め、當時農科大學に於て養兎の試験を擔任せる、同大學教授農學士米國理學士——現任貴族院議員、農學博士——玉利喜造先生に對し明治二十六年八月十八日付を以て之れが校閲の序文を懇請した拙著である。左に當時玉利先生から私に與へられた返翰を掲ぐるの光榮を有する。

尊翰拜讀貴君養兎ニ付非常之御熱心敬服之至ニ奉存候當學ニ於テハ左程養兎之試験不仕候得共好材料モ有之候得者御報知可仕候貴著之校閲ハ不肖ながら御受ケ仕候序文之義ハ御斷申上度小生是迄之拙著ニモ他之序文を掲ケス實業ニ係ル著書ハ他之文學的之著書ト異リテ之れを不用ニ存し候得者此の如キ虚飾ハ小生之主義ニアラサレハ此段不惡御了承相成度候也勿々頓首

八月（明治二十六年）二十一日

玉利喜造

得能正通殿

此の如く校閲は快諾されたが、序文は其の需めに應ぜられなかつた、即ち明治二十六年八月二十八日に原稿を送致し、同年十月十六日校閲済稿本を還附されたもので、其後四箇年を経て明治三十年五月二十日稍く之を發行したものであつた。其所で今回本書の刊行に當つても玉利博士の主義を尊重して他の序文は加へないこととするのである。

要するに此の正續合卷の養兎眞論は謂はゞ三十五年間の我が養兎界に於ける縮圖であり又大曼荼羅である、之を我が一身より言へば一の自叙傳であり又一代の年譜である。斯業に志し有る方々が、心を罩めて仔細に閲讀されたならば、謂はゆる故きを温ねて新しきを知るの資料ともならう。若夫之れに依つて、長い年月の間に私の黒髪は白髪と化したか、養兎の事業は之れと正比例して進化したか何うか、一の興味を以て研究されたならば、啻に私の本懐のみではあるまいと思ふ。

大正十三年十二月二日

養兎翁 越智宿禰正通

特116
213



茶室之美谈

上海图书馆藏

上海图书馆藏

大正
14. 4. 24
内交

養兔眞論緒言

明治二十三年一月乏ヲ大日本養兔改良義會長ニ承ケシ以來世間ニ向テ發表セシ所ノ論策茲ニ之ヲ纂輯シ題シテ養兔眞論ト曰フ今ニ至テ此書ヲ公ニスルモノ惟其鄙見ヲ大方ニ誥ケ識者ノ教示ヲ仰クノ材料ニ資スルノミ倫シ過テ世間ノ參考ニ供スルニ足ラハ正通ノ喜ヒ之ニ過サルナリ

明治二十六年八月二十五日

大日本養兔改良義會長 得能正通



養兔眞論
得能正通

養兔眞論

目次

第一章	養兔眞論富國策	一
第二章	養兔眞論改良策	五
第三章	養兔眞論救荒策	一〇
第一節	總叙及び天保養和の飢饉實例	一〇
第二節	天明の飢饉實例其一	二二
第三節	天明の飢饉實例其二及び 明治の凶年實例	二九

第四節	凶荒の對策	四一
第四章	養兔眞論放牧策	四七
第五章	養兔眞論興農策	五〇
第六章	養兔眞論軍用策	五四
第一節	毛織製造及び食肉供給策	五四
第二節	戰時及び平時の軍用對策	五七
第七章	養兔眞論對外策	五七

養兔眞論目次畢



養 兎 眞 論

帝國農學士米國理學士 玉 利 喜 造 閱
大日本養兎改良義會長 得 能 正 通 述

第 一 章 養 兎 眞 論 富 國 策

明治二十三年二月十一日發行大日本養兎改良義會々誌第一號掲載
本論の著者は慶應三年十月二十五日——大陰曆——を以て生る。
此時年齒二十二年五箇月也



立憲の制將に施されんとするの今日に丁りては、政事を談し國事を論し或は政黨を組織し或は新聞紙を發行し或は演說會を開設し或は民間に遊説し帝國議會開設の準備に汲々として日も亦足らざるは現時世間の有様にして憂國家の専ら力を致す所なり。如何にも立憲の制、方に行はれ國會の開設眼前に切迫するの今日にあたりては政事宜しく談すべく國事宜しく論すべく政黨宜しく樹立すべく新聞宜しく發行すべく演說宜しく試むべしと雖も、然れども世熱一ぱら政事にのみ偏するときは勢ひ興利興益の事業を後にするは洵に免れ難きことなるを以て世間往々殖産の今日に急なること興業の今日に要なることを遣れて徒らに政

事の一方をのみ論するに至りしは亦已を得ざるの狀勢なり。

如此世間咸く政事の一方に偏して殖産興業の今日に急要なることを説くもの無んば立憲の制如何に盡善なりと雖も議政の權如何に盡美なりと雖も何を以てか民力を休養し、國力を鞏固ならしむることを得べきや思はざるの甚しきものと云ふべし。故に今日に處するのことは宜しく國家の大本たる農業をして熾んならしめ、立憲政体の恩澤に浴すると共に斯民の財政を富裕にし益國家の基礎を鞏固にするは實に焦眉の急務なることを信するなり。

於是乎國會開設の初年に於て世間政論の囂々として沸が如くなるにも拘はらず政事の潮流に従はずして却て一の事業を奨励し、開國第二の紀元たる明治廿三年を以て農業第二の紀元を開き四千萬の吾同胞を導きて此利に依らしめ、俱に與に國家富強の基礎を確立せんことを欲して此に本論を草し、以て農家の注意を惹かんことを欲するに至りたるなり。

情ら吾邦の農業を観るに専ら從來の習慣に任せて之れか改良を加へたるもの甚だ鮮なし、偶々其改良の行はる、地方なきにあらざるも常に稻作、綿作其他區々の部分のみに止まり未だ曾て農業の大改良を企て其面目を一新し利益増進の結果を顯したるものあるを聞ざるなり。縦や耕作の改良は僅かに之を行ふことありとするも其片輪たる牧畜に至ては夢にだも之を改良し之を企圖したるものあるを見ざるなり。豈痛歎に耐ふ可んや。

思ひ看よ、山間の僻地にありては専ら木葉柴草以て肥料に充て交通の便あるの地にありては概ね油滓海産以て肥料に充て、僅かに農作の培養に勉むと雖も這は是れ他より仰ぐの肥料にして自ら製造し得べきものにあらざれば費用從て多く以て充分に之を施すに足らざるなり。是吾邦の土質肥沃ならずして農耕の振はざる最大の原因なりと云ふべし。

然れば如何なる方法か克く肥料を他に仰がず自ら製造して充分に之を施し曾て振はざる農業を勃興せしむるの手段かある。曰く兎畜を飼養するの事業實に是なり。何を以て養兔の克く農業を振起せしむるに足るべきか請ふ今之を述ん。

抑兎畜は其飼養簡易其蕃殖速かにして肉は乃ち佳良なり毛は乃ち柔軟なり、肉以て善美なる食料となすべく毛以て精緻なる織物となすべし。加之皮革は以て各種製品の材料となり屎尿敷糞は以て善良の肥料となる實に棄る所なき重要な家畜なりと謂ふべし。而て其之を飼育するには巨額の資本を要するにあらず、纔かに一頭を購ふて之を畜へば一年間數百の子孫を蕃殖して夥多の肥料を醸し夥多の親兎となり得て一は作物の収益を助け一は經濟の補ひとなるに至らば利益自ら起り資本仰がずして生すべし、資本業に足り利益己に歛まれば愈農耕を大にし益牧畜を盛にすること何の難きことか之あらん。農耕茲に振起し牧畜此に勃興せば農家の財政殊に裕かなり農家の財政裕なれば其他の事業隨て振ふべく國家の富強始めて其基礎を固むべきなり豈亦快ならずや。

兎畜を飼養する爲め別に資金を要せざること上に述るが如し。然れども止た是れ金錢の多數を要せざるのみ奚ぞ兎畜をだに養へば徒手已に利益を得らる、と云ふの理あらんや、實に金錢を以て購ひ難き至要の資本を要するものなり、其資本とは抑何ぞや他なし習熟、實驗其蕃殖を損はざるの伎倆乃ち是なり、是實に此兎畜を飼養するの一大資本にして此資本なきときは斯業如何に利益を得るの目的ありとするも決して好果を占むること克はず。是れ兎畜を飼養せんとするもの、宜しく記録すべき所なり。

上來述る如く養兔の事業は資金の多額を要せずして厩かに實驗上の資本即ち飼育の技藝を會得するときは容易に此業に従事して輒く眞利實益を歛むるに難からざるは吾輩の深く信して疑はざる所なり。故に吾輩は今に當て斯業を國家に普及し農業第二の起原を開きて民力の休養と國力の鞏固とを圖り善美なる立憲

帝國の光輝を宣揚し進て列國の凌侮を挫き退て國家の富強を謀らんことを期するものなり。

蓋し世に政事を論し國事を談するものは是れ皆な愛國の士にして我輩の欽慕する所なり、然れども吾輩は愛國家と稱し愛國家と名くるものは單に是等の人士のみに止まらず、業を興し産を殖し國家の公利を圖らんとする者亦愛國の臣民なることを信するなり。故に吾輩は實用の兎畜を農家に普及し農業の振興を謀らんとするが如き區々たる事業の改良を企つるも、猶且其心は國を愛ひ國を愛するに外ならずと自ら斷言して敢て憚らざるなり。

説き去り説き來れば養兎を普及して農業を振興せば國家の富強期して見るべきを知るに足らん。嗚呼富國の策は惟維養兎に在るのみ、惟維養兎に在るのみ。如何に立憲の政熱に狂して或は政事を談し國事を論じ或は政党を組織し或は新聞紙を發行し或は演說會を開設し或は民間に遊説し帝國議會開設の準備に汲々たる者と雖も究竟するに國家の富強を圖る事を措て他に復目的なかるへし。豈誰か本策を以て無用なりとせんや。政熱に狂して政論に耽り興利興益の事業を顧みざるは愛國家の斷して取ざる所なり。心ある者其れ之を思へ、其れ之を顧へ。

第二章 養兎眞論改良策

明治二十三年二月二十五日稿、此時著者の年齒二十二年五箇月。
同年四月三十日發行大日本養兎改良義會々誌第三號掲載

抑養兎を普及して農業を振起し國利民福を増進し得るに難からざることをの大要は富國策に於て已に之を述へたり。故に具眼卓見の士は斯業の民を益し國を富すに足ることは疾に之を知了せしならん、然れば則ち是等の人士は銳意將に牧兎に従事せんとするものなるか、否吾輩は斷して斯業に従事するものと信する克はざるなり。斯く述ふれば人或は、曰はん養兎の事業已に農業を振興し國利民福を増進するに難からざるを知る者争てか之に従事するを躊躇せんやと、其れ爾り豈夫然らんや、或人の言理なきにあらず理ありて而て其實を穿たざるの言なり。試みに思へ兎畜飼養の事業たる未だ以て堅固確實を保し難く昨の旺盛は今之衰微となり今の衰微は翌の旺盛となり變動常に極りなきか爲め多年斯業に従事せるものと雖も一喜一憂掌を反すか如く時に巨大の純利を攫得し時に意外の損耗を被り準折して遂に得失なく或は徒勞となり或は過て失敗を被ふるの虞なき克はず、人呼て投機的と云ひ流行的と呼び例を鸞蘭に引き證を萬年青に擧げ之を擯斥して事業の眞味を嘗め得ず、啻に其事業を執るもの、行爲を以て養兎の全体を評するに至りたるものにして、具眼卓見の士容易に斯業に従事することを好まざる原因實に茲に在り。

然れば則ち養兎其業は國家の公益を起すに足るも、世間現に之に従ふ者の行爲不良なると事業の盛衰常なきを以て斯業已に目的なしとせんか吾輩國家の爲め深く惜まざるを得ず、然れば之を如何にせば可ならん曰く他なし宜しく其源を疏通して其流れを清らかにし、純良至正確乎不拔なる事業の清流を全國に灌漑し水源滾々涸る、なきの利益を歛めんことを謀るべきのみ。再言せば養兎の事業に於る不良の由來を探

究し不振の原因を尋ねて其痕跡を絶ち、斯業をして有益無害堅固著實の事業に豹變せしめ、農家をして安意本業に従はしめんことを謀るへしと云ふに外ならず。三言せば事業の基礎を鞏固にすることを先にして事業の利益を占得ることを後にすへしと云ふに過ぎざるなり。

活眼を開きて我邦養兔の事業を観察するに口には巧に養兔の實業を説きて心には猾りに不慮の利慾を夾み、永遠の利益と國家の公益とを忘れ徒らに目前の小利と一己の私利とに迷ひ世人を瞞着して不理の財利を貪り鷹鷲の慾を逞ふして以て壓くことを知らず、投機的を以て著實的を壓倒し愛翫的を以て實業的を妨碍し、終に以て著實的の養兔家實業的の牧兔家をして其跡を絶たしめ、投機的愛翫的の養兔家は縦横に跋扈し無盡に蹂躪し、折角此境まで進みつゝある養兔の實業をして鶯と日と同ふし萬年青と年を同ふして論せしめ、一時の流行物なり好事家の愛翫物なりと稱せらるゝに至りたるは此業の爲め惜むべきことなり。如斯養兔の事業に於て云ふべからざるの弊害を來したるは現時當業者の多數其行爲不良なるに因ること素より論なしと雖も、抑亦克く既往に溯りて本業の由來を原ぬれば其弊害の因縁遠く往年に萌し、延て今日に至りたるものにして近時偶然に發したる弊害のみあらざることを知るに足るへし。

世人の知る如く兎畜は山中に穴居し草木の嫩葉團圓の植物を食ひ、山に生れて山に死し或は捕はれて食膳に供せらるゝことありと雖も未だ曾て我邦の往時之を家に畜ひしことあらざりしなり。然るに維新の後外國の種兎を輸入せし以來好事家の之を愛する者出來りしより始めて兎畜を家に飼養するの風盛んに行はれたるが如し。素より此以前に於ても罕には家に畜ひたることあるも其數は實に瑣々たるものなるが如し是の若く外國の種兎を輸入し大に力を養兔に盡すものありしが爲め一時普く世間に流行せしも其目的實業に出るもの少なく、一頭數百金若くは數千金を投して之を購ひ、容貌斑毛に因みて種々の雅名を命し華麗なる笈箱を設けて之を畜ひ、概ね富豪家好事家の深窓に愛せられ、鶯蘭若しくは萬年青等と其待遇を均ふ

し、毛肉の利用と肥料の需要とに目を注ぐものなく徒らに高價の愛翫物たりしは實に慨歎の至りと云ふべきなり。斯る愛翫的の流行は永く之を保つべきものにあらず終に其勢減退し明治十年の頃に於て全く世の容れざる所となれり。是ぞ今日に於て投機的愛翫的の行はるゝ由來の根柢にして世人が沈著なる業にあらずとして以て之を排斥する原因の起る所たり。乃ち吾輩が今日に現存する弊害は近時偶然に生したるものにあらずして、遠く往年に萌したるものなりと云ふの理由此に在り。

已に此の如く愛翫的の養兔は其運命久しからずして世の棄る所となりし後と雖も、中には終に養兔其ものが實業に歸せざりしを惜みて處措計畫大に爲すあらんとするの志士なきにあらずしも、前轍を恐れて之を扶くるものなかりしより一時其名をだに聞かざるの場合に立到りたり。爾來殆ど十年を經明治十八九年の頃に至り愛翫の主義を一變して専ら實業の旨意に則り兎毛の利用、兎肉の用法、革皮の製法、肥料の効用等を詳悉し世間に向て之を發表するものあるに至れり。於是乎此舉に同意し前年流行の例に習はず専ら實業を説く者東西相踵て起り南北其業を擴張し現時に及んで全国各地に多數の養兔家と多數の實業家とを造成し終に今日の盛大を見るに至りたるなり。如何にも前年の流行は愛翫を以て主義とし近時の流行は實業を以て本旨となす、其目的や既に異れり其目的既に異なれば前者の世間に汚名を被ふりしは今別に之を尤むるに及はず後者克く眞正の實業たれば決して之を排斥するに及ばざるのみならず宜しく之れが發達を助けて全國に普及せしめんことを謀るに猶豫すへからず。然れども凡そ物一び不良の習慣に浸染し不善の弊害を醸成するときは、即ち之れを除去するに難く是れに浸染するに易きものなれば、縦しや前年流行時代の習慣と弊害とは七里以外に之を排斥し、純良至正誓て動かさざるの覺悟を有する養兔革命の大將軍ありとするも、或は事業創始の今日にして種兎其需用と供給とに大差を生ずる等のことあるか若くは好事家投機家の其間に出沒して之を煽動することありとせんか、如何に純良至正誓つて動かさざるの覺悟あるもの

と雖も利慾の爲めに眩惑せられ、實業的本心を失ふて知らず識らず投機の風に浸潤し遂に前年の轍を再びするに至る者世間其例に乏しからず。勢ひ此の如くなれば其名如何に實業なりとするも其實投機の風を免れされば以て之を著實の事業と云ふ可らず以て之を全國に普及すべからず。是れ養兎改良の擧茲に之を必要とする所以なり。

因是觀之、世間養兎を以て或は爲に比し或は蘭に較し或は萬年青に例し、投機的の流行物なり好事的の愛翫物なりとの汚名を付せしは斯業の習慣弊害其往年に萌すの罪に坐するか如しと雖も、抑も亦現時當業者の投機心之を補くるに依らずんばならず。永遠の利益を得んことを欲し目前の小利に汲々たらざる者、豈汗心痛慮せざる可んや。實業を以て自ら任し國家の公益を以て自ら許すもの、豈改良矯正を圖らざるべけんや。

然れば則ち之れが改良の策、如何曰く他なし、宜しく今に當つて投機の目的に出る養兎家の其跡を絶ち實業の目的に出る養兎家の多々益々増加せんことを圖るべきのみ。換言せば都會の地に於て盛なる養兎は其勢ひ此に滅し山間僻邑未だ之を知らざる農家に普及するの外なしと云ふに在り。何となれば都會に在ては之を飼ふの費用多く農家に在ては之を養ふの費用少く従て利益多ければなり。況んや牧畜は商賈の取る所にあらずして農家の支配に屬するものなるをや。故に我輩は兎畜の飼養は農家に一任し製糸製革販肉の業は都會の地之を營む是れ其順序なりと思へり。若其順序を違へて都會の地養兎の巢窟たらんと欲せば投機の臭味脱する克はず、事業常に浮沈して以て世間の信用を傷害し遂に前年流行の例を目前に見んも未だ知る可らず。

思ふに現今都會の地却て兎畜の飼育熾なるは、事業創始の時にして勢ひ止むなき事情あるに依るへしと雖も然れども當業者の深く此に顧みる所なくんば到底之を全國の農家に普及する克はず、之を農家に普及

する克はされば以て實業と云ふ可らず、已に實業とすること克はされば是れ即ち投機を以て世を害せんとする蠱毒と云ふの外無きなり。今や我輩は天下愛國の士と共に斯業を改良し蠱毒を撲滅し、陽てに實業を説て陰かに投機を謀る所の偽裝實業家を塵にし養兎の事業一人の投機者なきを期し事業の盛衰常なきを防かんとす。是れ我輩が國家の爲め茲に斯業の改良を主唱する所以なり。若夫れ其手段に至ては漸次之を實際に施して他日必ず其効を奏せんことを期す。

第三章 養兎眞論救荒策

第一節 總叙及び天保養和の飢饉實例

明治二十三年三月二十八日發行大日本養兎改良義會々誌第二號
に於て『養兎新論救荒策』と題し掲載。此時著者の年齒二十二
年六箇月

頃者余輩は兎畜其物が克く荒年飢饉の災厄を濟ふに足るものなることを案出せり、故に今余輩は其所見を左に臚列し以て大方に告ぐ。事若し當らざれば識者幸に垂示を吝む勿れ。

凡そ飢饉の恐るべきことは人の克く知る所にして茲に言を俟ず。素より人其飢に臨むに増すの困しみは他に復あるへくもあらざれば、飢饉を恐るゝは賢となく愚となく賤となく其感を同ふするものなり。然れども止だ飢饉は之を恐ろしきものなりと聞くも其實際を知らざれば其感覺も亦深からず、良しや其實際を古老に聞き古書に探りて其恐るべきことを知るも之れが防禦の策を立すんば其れ將た何の用をか爲さん。豈深く慮る所なかる可んや。

近時吾邦の現状を見るに人文の開發世局の進運に膺り列國互に通商し彼此相扶け有無相通するを以て更に封建の古と日と同ふして論ず可らずとし飢饉凶饉の談は之を意に介せず對岸の火災の如く空吹く風の如く思ふ者多きか如し。如何にも世界の廣大なる全面一時に凶饉に罹ることなかるべく彼此相扶け有無相通せば我邦非常の天災に際會し無比の凶饉に遭ふと雖も飢饉に迫りて命を殞すの憂なきに似たれども是れ唯卓上の理論のみ皮相の偏見のみ何ぞ實際に適ふべきものならんや。思ひ看よ、我邦は四方海を以て環らし

外國の通商は航路に依らされは克はざるを、此時に方つて風暴く海嘯き航海自由ならざれば何を以て有無相通し我邦の飢饉を逃れんとするか假に暴風海嘯の異變なしとするも世界列國常に平和を期すへからず、戦亂を起して港灣を封鎖し或は開戦の布告を爲し列國に向つて之を發表するに至らば假令和親通商の條約ありと雖も局外中立を守らざる可らず、豈何を以て有無相通し彼此相扶けることを得んや。如此其例を擧れば之を僂指するに遑あらず、幸にして戦亂なく海嘯なきも其之を外國に仰くの間多數の日子を要すべくして以て危急を救ふに足らず數萬の生靈を害すへきこと明らかなり。豈外國に依頼せずして遠く自ら慮り獨り之を禦くの策を立るに勝ることあらんや。

以上は全國一般飢饉凶年に遭遇せし當時に於る余輩の推惟に過ぎざるなり。今退て我邦幾部の飢饉に於る世人の感想に立入れば一に之を政府の保護に依頼して以て顧る者なく中には之を今日に恐るゝは無用の事なりと云ふ者あり、是れ未だ社會の事理に通曉せざる者の言なり何を聞くに足らんや。余輩は之に對して將に云んとす宜く現今窮民の有様を探查目撃して飢饉の有様を推測考慮せば蓋し思ひ半はに過ぐべしと。余輩の言や茫漠たり余輩の語や曖昧たり、詳かに之を再言せば則ち其意を知るに足るべし。世人の知る如く我邦の今日に於ては無數の貧民あり無算の窮民あり之を救ふに恤救規則あり救助規則あり以て國庫より支辨し以て地方費より支出し昭代の徳を明らかにして一人の恩澤に浴せざる者なきか如きは表面乃ち外部の現象にして喙の容る可き所なし。然れども裏面乃ち内部に立入つて其實際を窺へば或は規則の設けあるを知らずして其救助の露に濕ふを得ず、或は僅かに法文の容れざる所ありて遂に餓死に至るものなしとせず。是れ其一は自己の痴鈍なるに起因し其二は國法の許さざる所なれば他に其恨を及ぼすべき所なきが如しと雖も抑亦恤救々助の精神を玩味せば曾に全國の窮民をして一人も其口を糊せざる者なからしめんとの意に外ならず。然れども一個の法律を以て無數の窮民に適用することなれば時に其法の精神に洩るゝ者

四十年に就き平均一回の割合となれり、是に依て考ふれば從來古老の口碑にも四五十年毎に飢饉ありと云へるは強ち架空の説にもあらざるべし。

抑飢饉なるものは俄かに來るものにあらず二三年若くは四五年以前より風雨旱魃若くは氣象の變動若くは蟲害等災厄並ひ至り遂に其末飢饉となるものなり。是に因て之を思へば一昨年在ては盤梯山破裂し昨年在ては熊本の震災、福岡地方の洪水、十津川郷の山潰、和歌山の大水、尾張地方の海嘯等指を屈するに違あらず、此災害や實に多數の生靈と巨萬の財産とを傷害したるものにして國家の損耗測り知る可らず。殊に客歲秋收甚だ少なく到る處米價騰貴し貧民の飢に泣くものに日益々多きを加ふるが如し。加之客冬以來氣候溫暖にして降雪殊に少なく冬春に似たり春分猶冬の如く又陰雲常に天を掩へり、斯る氣象の變異は如何ぞ農作の上に害なきを得んや。連年各地幾多の天災に遭遇し今復氣候不順にして物貨の貴きこと斯の如し、是豈飢饉の前兆にあらざるなきを得んや、假令幸にして凶荒なきも決して平穩無事の年にあらざるべし。是れ余輩の尤も憂ふる所なり。

其れ斯の如く余輩は近歳の災害と現時の氣候と狀況とを以て飢饉の定期近づきたること及び假令凶荒なしとするも平穩無事の年にあらずと信するも、世人は猶唯余輩の所見のみにては未だ信を措くに足らざるべし。依て此に下野國河内郡蒲生村の老農田村吉茂が豫て飢饉の事を憂ひて書置る農家心得訓なる書、及び同人の自記に依り、天保年間の飢饉に先たつ氣候の順逆を徴示し其由來する所遠かりしを明らかにせんとす。

老農田村吉茂が「農家心得訓」に曰く

文化十三年丙子秋八月南より大風雨竹木の梢皆枯る』文政三年庚辰二月より霖雨六十日間』同四年辛巳二月より五六月まで雨なし東國旱魃金壹兩に付き米一石五斗なりしが俄かに高直となり金壹兩に付き一

石となる』同五年壬午西國旱魃東國洪水』同六年癸未旱り八月暴風雨』同九年丙戌正月大雪』同十年丁亥正月大雪同月下旬大風雨あり四月より氣候不順五六月日々曇り土用中裕を着る八月冷氣追々寒し速作なり十二月金壹兩に付き米一石三斗より一石二斗位飢饉の風説あり』同十一年戊子金壹兩に付き米一石より九斗五升正月雷鳴あり三月より五月雨多し暖氣にて大小麥菜種の類すべての種物畑にて生立ち腐る日輪光なく霧の如く六月土用中一兩日晴れ冷氣にして裕を用ふるといふ九州中國邊大荒年十一月下旬越後大地震』同十二年己丑春寒し大雪二度あり金壹兩に付米九斗四五升二三月大風ありて五月金壹兩に付き米七斗三升九月六斗五六升より五斗三四升』同十三年庚寅金壹兩に付き米八斗五升此歲天保改元三月大暴風大きな雹あり麥に當り苗黒くなりたる處あり七月京都大地震寒中暖氣雪少し』天保二年辛卯春になりても雪雨なし七月大風あり畑方大麥作田方粃中作なり金壹兩に付米九斗八升より一石一斗位』同三年壬辰金壹兩に付き米一石より一石〇四五升春寒甚しく岐蘇大雪と云ふ夏氣候不順なり七月關東筋洪水あり十一月中旬南風吹き三月頃の如し暖氣弱し今年飛彈の高山の府十里ばかりの間山々の箬竹一根より二三莖へ穂出て其高さ四五尺穂の末黍の狀に似たり夏に實り土人争ひ取りて貯ふると聞く五六年前より美濃信濃近江其外諸國にも竹の實がなりし事其以前正徳享保度の頃にも諸國悉く竹の實かなりしことありといひ傳ふ』

又同人の自記に曰く

天保四年癸未春の氣候不順なり四月中旬より日輪朝暮丹の如く光なし霧深きやうにて正陽の月陰氣勝にて五月より六月土用に至り裕を用ふる事なり』八月朔日大風にて所々立家等吹き潰れしこと多し兩三日なり東北風強し追々南西風吹き終に北風となる九月兩三度地震あり今年凶作なり十二月廿三日夜大雪凡三尺餘り降り積り道中にて溺れ死にこれあり竹木悉く折れ損したり明る春二月まで雪あり金壹兩に付き

米六斗二升より五斗四五升まで十二月四斗五升明る午年五月四斗なり』同五年甲午氣候よろしく大豊作なり初冬より寒中雨雪少し』同六年乙未春雨雪少し退々氣候不順にして五六月冷氣にて違作なり冬雪降らず寒氣薄く十二月中の頃日向の畑に仕付たる菜種の花咲き西風など一切なく悉く暖氣なり寒中少しも氷らず金壹兩に付き米七斗四五升より追々上り明る申年六月六斗なり前條の通り追々違作續きしゆゑに穀物高直となりし事』同七年丙申春雨雪なく氣候不順なり日和少く曇り四月下旬頃朝暮冷氣又は晴たる日などは二三月頃のごとし悉く濃氣をなし霧の深きやうなる時もあり日々北風ありて五月となり中の頃雨降る節は焚き火にあたり田植等の節は夕方は手足悉く感することあり六月土用になり日々曇り北風ありて冷氣朝暮は綿入を用ふる時あり六月十四日より少し晴れ同十五十六日晴れ暑中の事故に少し汗を發する體なり同十七日より冷氣にて曇り晴天と云ふことなし二百十日となりし處漸く早稻の穂出て何分日和なき故に實入り難し中稻もそれに續きておくれ晚稻は猶追々出穂おくれになり八月彼岸になり稻穂出る故に青立ちとなり實のらす九月下旬大霜ふりて氷りたる故に糞となり田畑諸作物共に實のらざる故諸國凶作大飢饉となる其秋の米の相場金壹兩に付き米三斗二升五合より二斗二三升位』同八年丁酉の春諸國飢饉穀物引きあげ金壹兩に付き米二斗より一斗八升まで四月米二斗より二斗三升位なり此時米五畿内より廻る今年の氣候は去年の冬より寒氣強く雨雪多く順に行はれ春より夏に至り悉く氣候順なるが故に秋の實のり大豊作なり何作物によらず實のり多きこと筆に書き盡し難き程の事なり金壹兩に付き秋の米五斗より五斗四五升十月十二月五斗五六升』

今を距ること五十五年前天保七年の大飢饉に於る前徵其れ此の如く遙かに十數年の以前に顯れたるが如し爾來米價漸次騰貴し當初壹兩に就き一石五斗なりしものは其極終に一斗八升の貴きにまで上りたり、豈驚かずや。其間偶々天保五年に於て僅かに一箇年の豊作あるが如しと雖も積年の凶荒は以て一回の豊作克く

之を濟ふべきものにあらず到る處天保七年の大凶荒を來したるもの、如し。是に由て考ふれば近年氣候不順にして農作の收穫大に減殺し米價騰貴其止まる所を知らざるが如き者蓋し飢饉の前兆にあらずやとは獨り余輩の杞憂にのみあらざるを知るべし。

其れ飢饉なるものは其原因天然なるあり、人爲なるあり然れども余輩は其人爲の原因は世局の開化最高の度に進むに於ては遂に之を避くることを得べしと信すれども、天然の原因は如何に人文開發し如何に社會の進化を見るも之を避くること能はざるを信するなり。之を要するに人爲に原因する飢饉は人爲以て之を防ぎ得らるべく天然に原因する飢饉は人爲以て之を禦く克はず其難を迫る、の覺悟を爲すの外なかるべしと云ふに在るのみ。是れ余輩が近年の天災地變と氣候の不順とを見て以て天然に原因する飢饉の前兆なりとし深く之を恐れ之を恐る、と共に其災厄を迫る、の策を講ずるの要を感じて豫め兎畜の効用を世人に知らしめんとし鄙野陋劣の拙文を弄し敢て識者に質さんとする所以なり。故に余輩は別に人爲に原因する飢饉のことは他日に譲つて茲に之を述す専ら天然に原因する飢饉に就ての卑見を叙るものなり。

余輩は兎畜の克く凶荒を濟ふに足るべきや否やを述ぶるに先んじ飢饉の今日に於ても仍ほ恐るべきことを開陳し或は近年の天災氣候の不順物價の騰貴を以て飢饉の前兆とし幸にして凶荒なしとするも決して平穩無事の年にあらざることを憂ふるの餘り之を明らかにせんが爲めには或は古書を引證し或は鄙見を開陳して煩雜を厭はず重複を顧みず以上具さに之を述べたり故に世人は今年以後を以て余輩が平穩無事にあらずとなすは獨り余輩の杞憂のみにあらずとは天保度の例を以ても大に覺る所ありしなるべし世人已に今年以後を以て平穩無事にあらざることを知らば余輩は是より進て猶古來飢饉の實況を陳べ一は以て飢饉は果して如何なるものなるかを知らしめ一は以て如何なる場合に兎畜の効用ありて其危難を免かる、ものなるかを知らしめんとす。要するに余輩の意たる飢饉の事跡を往時に徴し斯かる時に於て兎畜を此くせば其飢

餓を這る可りしと云ふことを述べ或は斯かる場合には斯くするより此く兎畜を利用する方勞薄くして利多かる等の如き意見を明瞭に對比し人をして會得し易からしの後世に戒むる所あらんとするにあり。假に下に述ふる所を例ふれば前には飢饉の實況を述べて次には余輩の意見を加へ右を視れば慘澹悽愴たる飢饉の狀態酸鼻に耐へざるの感あるへく左を願れば仁慈博愛なる凶荒の救濟策あるべく一瞥して炳焉ならしめ苦樂の岐る、所を詳かにし一に世人の感覺を鋭からしめんことを勉めたり。

距今七百拾九年前養和元年の飢饉は古今其例稀なるへし、如何となれば此歳は旱魃暴風雨洪水惡疫等の天災前後相續て起るのみならず人間社會の最大不幸たる戰爭さへ之に加りたればなり。今嗚の長明が方丈記に書き置ける所にして當時實際目撃の記事に係る一篇を左に掲ぐ

養和の比かごよ、久くなりて、たしかにも覺えず、二年が問世の中飢渴してあさましき事侍りき。或は春夏日でり、或は秋冬大風大水など、よからぬ事ともうちつゞきて、五穀ことごとくみならず、空しく春耕へし夏う、るいどなみのみありて、秋刈り冬收むるぞめきはなし。これによりて、國々の民或は地を捨て塚を出て、或は家をわすれて山にすむ、さま／＼の御祈はしまりて、なべてならぬ法ども、行はるれども更に其しるしなし。

京のならひ、何につけても、源は田舎をこそたのめるに、絶えてのほるものなければ、さのみやはみさほも、つくりあへん、念しわひつ、さま／＼の寶もの、かたはしより捨つるが如くすれども、更に目見たつる人もなし。たま／＼易ふるものは金を軽くし粟を重くす。

乞食道の邊りに多く、憂へかなしむ聲、耳にみり。さきの年此の如く、辛くして暮ぬ、あくる年は、立ち直るべきかと思ふに剩へ疫うち添ひてまさるやうに跡形なし、世の人皆餓死しければ、目を經つ、きはまり行くさま少水の魚の譬へに叶へり、はてには、笠うちき、足ひきつ、み、よろしき姿したる

もの、ひたすら家ごとに乞ひありく。此くわひしれたるものども、ありくかご見れば則仆れふしぬ、ついひちのつら、路頭に飢死ぬるたぐひは數もしらす。とりすつるわざもなければ、くさき香世界にみちみちて、かはりゆくかたちありさま、目もあてられぬ事多かりいはんや、河原などには馬車のゆきちがふ道たにもなし。

賤山かつも力つきて、薪にさへ乏しくなりゆけば、たのむかたなき人は、みづからか家をこぼちて、市に出てこれを賣るに、一人かもち出たるあたひ、猶一日がいのちを支ふるにだも及ばすぞ。

あやしき事は、かゝる薪のうち、丹つき白かねこかねの箔など、所々につきて見ゆる、木のわれあひまじれり。これをたづぬればすきかたなきもの、古寺に至りて、佛をぬすみ、堂のもの、ぐをやぶりとりて、わりくたけるなりけり、濁惡の世にしも、むまれあひて、かゝる心うきわざをなん、見はべりき、又あはれなる事侍りき、さりかたき女男など、もちたるものは、其おもひまさりて、心ざし深きは必さきたちて死しぬ、そのゆるは我身をば、次になして男にもあれ女にもあれ、いたはしくをもふかたに、たま／＼乞ひ得たるものを、まづゆづるによりてなり。されは父子あるものは定まれる事にて、親ぞさきだちて死にける、又母か命つきて臥せるをもしらすして、いとけなき子のその乳房にすいつきつ、ふせるなごもありけり。

仁和寺に慈尊院の大藏卿隆曉法印と云ふ人、かくしつ、數しらす死ぬる事かなしみて、ひしりをあまたかたらひつ、其死首の見ゆるごとに、額に阿字をかきて、縁を結ばしむるわざをなんせられける其人數をしらんとて、四五兩月かほご、かぞへたりければ、京のうち一條より南、九條より北、京極より西、朱雀より東、道の邊にある頭すべて、四萬貳千三百あまりなんありける。いはんや其前後に死ぬるもの多く、河原、白河、西の京、もろ／＼の邊地などを加へていはく際限もあるべからず。いかに況

んや諸國七道をや。

養和の飢饉其實況此の如く聞たにも猶寒きを覺ふるの感あり、如何に人文未だ進まざりし時とは云へ互に食を譲りて相食はず飢に叫ひて死を急ぎ親愛の情切なるより己れ先たちて自ら死に就き餓卒道を埋め臭氣世界に充滿し其狀言語に耐へざりしとは憐れ微なき有様なり。熟々當時の狀況を推測せば實に人間の感覺は毫もなかりしもの、如し或は自己の家屋を毀ちて之を市に鬻ぎ或は佛像什器を破碎して薪となす等亂暴洵とに至れりと云ふ可し。抑養和の飢饉たる風雨旱水の災害前後並ひ至りしが上に加ふるに戦乱及惡疫を以てせり、素より國家の治乱は幾部少數の者のみの注意を以て之を防禦する克はざれば戦争の事は且らく措て論せざるも惡疫に至りては蓋し當世民人の注意如何に依りては其害の及ふ所未だ少なかりしやも知る可らず、何となれば前に掲けたる方丈記に依るに其飢饉の前年に於て五穀實らざりしが爲め國々の民或は地を捨て界を出て或は家を忘れて山に棲む云々とあり、若し此時に方りて秋實登らざりし一事に狼狽し郷土を去て他國に至り或は家を捨て山に棲む等の事を爲さず熟考思慮して宜しく其災厄を遠る、の策を案出せば或は次年に於る飢饉と惡疫とを免かるべく、良しや二者共に遠れ得ずとするも惡疫の難は之を禦き得へかりしに、何の考ふる所もなくして他郷に彷徨し山中に棲息し腹は飢餓に迫り身は雨露に濕され求めて惡疫に罹るの原因を造りたるに外ならされはなり。余輩退いて思ふに人文未だ進まざりし七百幾年以前の不覺を此に擧げ之を今日に責むるときは或は世人の嗤笑を招かん、其れ爾り世人或は之を笑はん然れども余輩は敢て往時の不覺を今日に責めんとする者にあらず余輩の期する所は現時世運如何に進歩するも凶年飢歲並ひ至らば勢ひ人間普通の感覺を忘れて其心狂亂の境に陥らざるを得ず、此時に際しては再び前述の如き不覺をなすもの蓋し之れなきを保す可らず、宜しく此に養和の不覺を明擧し以て斯る場合に處すへきの方案を授けんとするにあるなり世人已に余輩が期する所を會得せば斯る場合に處すへきの方案を示す

べし、曰く他なし止だ兎畜を飼養して穀物收實の足らざる所を補填すべきのみ。夫れ兎畜は草木の枝葉若くは蔬菜稻藁等を以て之を飼育し得らるゝものなれば、作物凶歉飢るの虞あれば速かに養兎を勵みて益々蕃殖に意を用ひ更に怠慢ある可らず。假令秋實登らざるの年と雖も稻莖腐朽して其形ちだに留めざるに至るものはあらず、却て莖葉は平年に勝るの滋味あるものなり。故に之を刈收して以て兎畜の食料に供せば稻莖變して多數の兎畜となり吾人の腹を肥すに足るべし、假に稻莖は他に利用する所ありとせば宜しく山野に草木の葉を求め之れが食料に充つべし、如何に天下大旱魃大風雨なりとするも草木悉く腐朽枯槁するものにあらず、宜しく資て以て兎畜を養ふ可し。凡そ兎なるものは如何に最低の計算に依るも一頭の牝兎一年間一百二十頭の蕃殖を見るものなれば熱心一意此事にのみ従へば多數の人生之を以て飢を凌ぐ何の難きことか之あらん。是余輩が凶年に於る救済の最上方案とする所以なり。

養兎の克く飢年凶歲を救ふに足ること上に述るが如し。然るに今復一事の告ぐべきあり他なし、平素凶荒の豫備として農家は宜しく數頭の兎畜を養ふべきこと是なり。何を以て農家は平素備荒の養兎を爲さざるを得ざるか。曰く世間養兎の救荒に利あることを知らば僅かに世間凶荒の前兆を見るも彼我共に争ふて種兎を購はんとするは免れ難き狀勢なれば、供給需用頓に其度を失ひ價格勢ひ騰貴せざるを得ず、價格貴くして猶其種兎を得ば未だ可なり、然れども倘し世間已に種兎の缺乏を告ぐれば幾多の金錢を積むと雖も終に之を得ること克はず空しく指を啣へて飢を俟つの外なきに至らんのみ。如斯云ふときは難者或は曰はん内國に種兎の缺乏を告ぐれば之を外國に仰ぐべしと。余輩之に對して更に云はず止た一言を以て將に答へんとす、曰く難者宜しく本策の始めに述たる變異若しくは開戦の時に於て通商貿易之をなし克はざるの例を見るべきのみと。

第二節 天明の飢饉實例（其一）

明治二十三年四月三十日發行大日本養兎改良義會々誌第三號に於て『養兎新論救荒策』（承前）と題し。掲載此時著者の年齒二十二年七箇月

距今一百九年前天明二年より同三年に涉り諸國大飢饉にて多數の生靈を傷ひたること洵とに甚しかりしが如し。今橋南翁が西遊記續篇を見るに曰く

近年打つゞき五穀凶作なりし上天明二年寅の秋は四國九州の邊境飢饉して人民の難澁いふはかりなし余などが旅行も道路盜賊の恐れありて冬深き頃などは所々逗留して用心せりさて春になりても諸國とも米穀ますゞ高直になり余など途中白米一升を大かた百四十文ばかりを出して求めたり國々城下までも多くは麥粟飯琉球芋大根飯の類を食み取つ、きたり村々在々は『かすね』といひて葛の根を山に入りて堀食ひしが是も暫くの間には皆ほりつくし、金槌といふものをほりて食せり是もすくなく成りぬれば、すみらと云ふ者をほりて其根を食せり、葛の根金槌の類は、其根をつきくだけき、水にさらし夫を團子に作りて、鹽煮にして食せり、春のころにいたりては、鹽もけしからず高直に成しかばこれをも求めかねて海邊に出て潮を汲來りて其潮にて右の金槌團子を煮て食す、すみらといふものは、水仙に似たる草なり、其根を多くとりあつめ、鍋に入、三日三夜ほど水を替煮て食す久しく煮さればえぐみありて食しかたく三日ほど煮れば至極柔かになり、少し甘味も有様なれど、其中にえぐみ残り、余も食しみるに、初め一つはよく、二つめには口中一ぱいになりて咽に下りがたく、はや三つとは食しがたきものなり、されど食盡ぬれば皆々やうゞに是を食して命をつなく、哀れ成事筆に書き盡すべきに非ず、余一日行勞れ

て、中にも大に奇麗なる百姓の家に入て、しばらく休息せしに、年老たる婆一人なり、いかゞして人のすくなきやと尋ぬれば父子嫁娘皆今朝七つ時よりすみら堀りにまゐれりといふ、夫ははやき行やうなりといへば此所より八里山奥に入らざればすみらなし淺き山は既に皆ほりつくして食すへき草は一本もさむらはず、八里餘も極難所の山を分入りすみらをほりて、此所へ歸れば都合十六里の山道なり歸りも夜の四つならでは得歸り着す、朝七つも猶遅し其上近き頃は、皆々空腹かちなれば力もなくて道もあゆみ得ずといふ、其すみらはいかほど取來るといへば、家内二日の食に足らずと云ふ、さて朝の夜より暮の夜まで十六里の難所を通ひ、三日三夜煮て漸々に咽に下りかぬるものをほり來りて露の命をつなく事哀れと云ふも更なり、中にも大なる家だに斯のごとし、ましていはんや貧民のしかも老人小兒又は後家やもめなどは、いかゞして命をつなく事やらんと思ひやればむねふさがる云々

今此西遊記の續篇を見るに食物既に盡きて他に復た食ふへきものなく、遂に葛根を山に求め或はスミラ或は金槌なるものを堀り飢を凌ぐの糧となしたるが如し。惟ふに葛根の如きは其製造の宜しきを得ば之を食するに食し難きことなく之を食するも猶害を身に及ぼすの虞なきは勿論飢饉凶年の時に在りては善良の食糧なること更に疑ひなしと雖も、其スミラなるものに當りては之を食することを得るに至るまでの間幾多の辛勞とを要するの煩ひあるか上に將に、之を食はんとせば其味ひ不良にして輒く咽に下らずと云へば此物恐くは身体に益なくして却て害を與ふるものにはあらざるか、又此物恐くは飢饉を救ふの食糧となすべきものにあらざるか、然れども飢饉の事を載せたるの書には往々スミラを食糧となしたることを述たり、加之世間或は穀物の實らざることあるか或は穀物の價格非常に騰貴することあるときはスミラを堀りて食糧に充てしとは常に余輩の耳にする所なり。茲を以て見ればスミラなるものは飢饉の時に於て人命を救ふ一種の食物なること疑ひなきが如くなれども、其之を食ふに初め一つは良く二つめには口中一ぱい

になりて咽に下りがたく、はや三つとは食し難きものなりとありては假令之を食ひしか爲め直ちに身体に害なしとするも斯くも咽に下り難き程のものは早晚幾分の害あらんは疑ふべきにあらず。假りに此物身体に小害を興ふることあらんも其スミラにして飢餓の當時衆人争ふて之を掘採するも未だ盡くるを知らざるが如き多額の産出あるものなれば猶且其小害は忍ぶ可し、焉を微少の害あると害なきを考へんや。然りと雖も前に掲ぐる西遊記に載す所の或る家の老婆の話に依るも八里の遠き山奥に入らざればスミラを得ること克はずとあり。飢饉の當時世人競ふて之を掘り盡し其スミラの乏しかりしことを以ても知らる可きなり。如何にもスミラは飢饉の時に於る一種の食物なるに疑なし然れども其産出斯の如く少きときは豈何を以て多数の人命を救ふことを得んや、然れば則ちスミラ其物は食するに食し難きのみならず其之を食するに至るまで幾多の辛勞と手数を要するは勿論終には數里の遠き難所の山に分け入らざれば容易に之を求め難き程のものなれば今後は由て飢餓を免れんとするは迂遠の極と云ふべきなり、奚ぞ貴重の人命をスミラに委ねんや。此を以て余輩は斯かる區域の狭小なる一種のスミラに生命を委ねずして區域の廣大なる山野到る所に生ずる草木に依り人間の食すべきものを造り其之を食ふに至るまで非常の辛勞を要せず已に之を食ふに至りては口をして美味を覺へしめ身をして強健ならしむるの策を立てんことを期するものなり。何をか策と云ふ曰く他なし山野到る所の草木の根葉之を以て兎畜を飼育し兎畜已に長すれば屠りて以て飢を凌かんとす。是豈口に美味を覺へ身に強健を感ずるの策にあらずして何ぞや。策此に定まれば余輩は將に其兎畜を以て飢を凌ぎ一家恙なく命を全ふする方法を述んとす。今假に前西遊記に載す如き大に奇麗なる家ありて父子嫁娘老婆五人暮しの者ありとせんか重量一貫目の兎畜と假定せば其食肉五百目あり一頭を以て一日の食料に供せば一人に付き平均百目に當れり。飢饉の當時一人平均百目の兎肉を食することを得、豈豊年の時に於る如何なる食物も之れに比するものあらんや、如此一家五人一頭の兎畜を以て一

日を送ることを得ば一年間三百六十五頭を以て無難に其災厄を遁る、ことを得べし、故に一家五人の生計をなすものは宜しく平素三頭の牧兎をなし置かば余輩が曾て云へる如く一頭の母兎一年間二百二十頭の仔兎を産するの確實なる計算に依るも合計三百六十頭の兎畜を得べくして何時飢饉襲ひ侵すも毫も狼狽することなく以て飢饉の災厄に罹ることなかるべきなり。斯く云ふ難たんずる者或は曰はん、飢饉の時に當りては人己れの命を全ふせんが爲め草根木葉以て飢を凌ぐ豈何を以て兎畜の食料を求むるに違あらんやと。此言や理なきにあらず然れども是れ其一を知て其二を知らざるもの、言のみ、聞くに足らず。奈んとなれば人の食料と兎の食料とは同一に云ふ克はず。見るべし兎は克く草木の根葉を食ふ而も未だ之を調理したるを聞かず。人亦飢餓に迫れば已なく常に食せざる草木の根葉を食ふ、而も未だ調理せざりしを聞かず。人間畜類の間食物の品位を異にせること此の如し、豈誰か人と畜とを同一に論せんや。要するに余輩の謂ふ所は人間の食物以外に於て克く兎畜の食料となる草木を求め以て兎を養ふべしと云ふに外ならず。人は食物の區域狭くして草木の以て食となすべきもの尠しと雖も兎畜は之に反して食物の區域廣く草木の以て食物となすべきもの多し、否草木は概ね食せざるもの無きか如し。是れ余輩が區域の狭小なるスミラ等のことのみ考へず宜しく區域の廣大なる山野到る處に生ずる草木に依り人間の食すべきものを造るの策を立つべしと云ふ所以なり。已に斯の如く兎を養ふは草木の種類如何を問はざれば險を冒して八里の山奥に分け入るを要せず、門を出れば路傍已に草葉あり山に至れば山麓已に木葉あり豈何ぞ朝の夜より暮の夜まで十六里の難所を通ふが如き悲哀の辛勞を累ぬるに及ばんや、草木は到る處に生殖せり衆人争ふて牧兎に従事するも争でか山野に草木の種を絶つことあらんや。スミラを以て多数の人命を支へんとするは洵に難く山野の草木を以て多数の生靈を救はんとするは洵に易きこと以上述るが如し。豈誰か余輩の言を非なりとするものあらんや。世人克く余輩の述る所を會得せば橋南谿か西遊記の續篇に於て中にも大なる家だに斯の

如し、まして況んや貧民のしかも老人小兒又は後家やもめなどはいかゞして命をつなぐことやらんと思ひやれば胸ふさがると慨きたること、今後其歎きを二たひすることなきに至らんか。

猶左に下野黒羽の舊藩士鈴木武助正長が農諭の内より節録して天明年度の飢饉其狀酸鼻に耐へざるものを掲ぐ

(前略)凡民は貧しくて貯へなきが多き者なれば忽にうゑにのそめりせめては飢をしのがんとて蕨の根葛の根又は野老の類を堀どりつ、扶食とせり其求むるありさまは山にのほり谷に下り其辛勞限りなし其上製しこなすこともたやすからず一日のかせぎにて一日の食にあたりかねけり又栗、柿、しだみ、樗の實、くぬぎの實を拾ひ其外木の葉、草の根をつみなどして凡人の口へ入るといふものどだに聞けば何によらず食ひつ、只命をつなぐことのみなり、かく千辛萬苦して心を勞し力を盡しけれども尙其飢をしのぐに足らず食物を借らんとすれども、んは世間一同なればいづ方にもこくもつとては不足ゆゑに貸す人なし金錢とても殊に不自由の世間となり人のいのち實にあやうく見えたり(中略)わけて大き、んの處にては食物の類とても一色もなかりければ牛や馬の肉はいふに及はず犬猫までも喰ひつくしけれども遂に命を保ち得ずしてうゑ死にけり其甚しき所にては家數の二三十もありし村々或は籠の四五十もありし里々にて人皆死に盡しひとりとして命をたもちしはなきもあり其なき跡を吊ふ者なければ、命のをはりし日もしれず死骸は埋めざれば鳥けだもの、餌食となれり庭も門も、草むらとあれて一村一里すべて亡所となりしもありかくなりはて、見る時は、これに過ぎし悲はなし然るを、其よし知らぬ人などは、何ほどのき、んたりといふともさままでの事はあるまじきとおもふもあらんが、其疑ひをはらさんために我儘かに聞きと、けしを示すこと左の如し

右の卯年き、んの後上州新田郡の人に高山彦九郎といひしあり奥州一見のため彼國に至り、こ、やかし

こと、經めぐりあるきしが、ある山路へか、りしに踏まよひて、ゆくべきかたを失ひ難儀のあまり、高き峰によちのぼりて、山のふもとを見渡しければ、山間に人家の屋根の、かすかにあるを、見つければ、心よろこびて草木をおしわけつ、やう／＼として、麓に下りしに、其村里に人とてもひとりもなし、こはいかなる事にやと見まはせば田畑の跡は茫々たるくさむらとなり家々は皆たふれかたぶき、軒端には、葎などはひまどはれりあやしと思ひながら、空家に入りて見れば篠竹など縁をつらぬき出でたり其間に人の骨白々と取乱れありしを見て目も當てられず、大に驚き、いと物凄くおほえければ、身の毛よだちて、恐れをなし、とく／＼を走り出て人住む里へと志し路をたづねけれども、あればたれば、其あたりには、路かたち絶えしゆゑ、大に苦みしが路らしきに、たつねあたり、とやかくとして人里にはせつき、始めて人心地となりけり、かくあれば奥の方の、飢饉たりし飢死の様子は、關東へ聞えしよりも、直に其所を見ては、殊更におごろかれ、おそろしき事どもなりとの物語なりき云々

世人は右の農諭を見て果して如何なる感覺をか生ずる、余輩は讀み去り讀み來れば精神恍惚として天明度の狀況宛から眼前に遮ぎるの思あり。今や 昭代の恩澤に依り幸にして未だ飢饉の侵す所とならざるは洵とに喜ぶべきことなれども、熟々現今の狀態を観察するとき蓋し凶荒の虞なしと云ふ可らず、已に本年に於る物價の騰貴は忽ち貧民の頭上に襲ひ來りて日常の食物之を求むるに難く、一日勞働して一日の食物を得る克はず、已む無く米麥を補ふに豆腐粕を用ひ、或は山野の草木其根葉の食し得べきものを食ひ以て今日を送る者ありとは世人の往々聞且見る所にあらずや、若し此勢を以て物價下らず不幸にして氣候不順のこともあらば此將來を如何して凌ぐべきか。思ふて此に至れば余輩は今にして凶荒の備へを爲すの益々必要なるを感ずるなり。見よ農諭の内に飢餓を凌がが爲には或は山に上り或は谷に下り草根果實之を以て食となし凡そ人の食し得るものどだに聞けば悉く皆な之を食し或は牛馬犬猫に至るまで喰ひ盡すも猶其

命を全ふする克はず、遂には二三十若くは四五十の籠ありし村居も一人を留めずして咸く飢死し、死体は埋むる者なく鳥獸の食となりしとあるを。實に憐れなる事と云ふ可し。是れ何故に斯くも悲哀なる場合に立到りしかを案するに畢竟豫め凶荒の備へをなさず管に在來の牛馬犬猫若くは自生の草根果實のみ之れ待み他に復た謀る所あらざりしを以てなり。是に因りて思へは今日の如く已に山野に草木の根葉を求め食物の補ひとなす等飢餓の將に襲はんとする徵候あるの時に方りて、宜しく救荒の策を講し預め之れか備へを爲さずんば再び農諭に載す所の状況を他日に造り出さんも圖る可らず。豈寒心せざる可んや。凡そ飢饉なるものは之を遠きに虞るときは或は其災厄を追がる、ことを得べしと雖も若し其災厄の眼前に迫り來つて身体を侵襲するに至りては時既に晚く復た策の施すべきなし。是れ余輩が今日に於て凶荒の備へ茲に之を必要とする所以なり。何をか凶荒の備となす曰く他なし、兎畜を造り出すこと乃ち是なり。抑兎畜なるものは生長最も速かなるを以て生後百日に至れば稍其肉を食ふことを得べし、如何にも未だ成長の期に達せざるを以て其味ひ充分ならざるべしと雖も非常の飢饉は通常の食事と同一に云ふべからず。何ぞ味ひの良不良を論せんや、思ふに自生の草根木葉若くは在來の牛馬犬猫のみを以て飢饉を凌ぐの食料となさんとするときは早晚其種を絶つの時至るべし。是れ蓋し勞を加へて之が蕃殖を圖らざるを以てなり。然れば則ち勞を加へて其蕃殖を圖るとせんか草木は季節にあらざれば生長せず、牛馬犬猫亦其蕃殖の速かならざるを如何せん。豈何を以て荒年を救ふことを得んや。故に余輩は蕃殖生長共に速かなる兎畜を以て凶荒の備へとなす是れ策の得たるものと思へり。請ふ看よ兎畜を飼育するには多數の食料を要せず、少許の生草若くは乾草若くは稻藁等を與ふれば已に可なるを。然らば僅かに數頭の兎畜を飼育する爲め其飼料を求むるにも別に山に上り谷に下り辛勞限りなきの困しみを爲すこともなかるべし。豈簡易なる救荒の策にあらずや。今假に數年の後に於て世間飢るの時あらんとせよ、此に宜しく兩三頭の兎を養ふて其備へとなすべし、

未だ災厄眼前に迫りしと云ふの今日にあらざれば安心に之を飼育することを得て、而して其食に乏しきを告ぐるの時に至れば之を以て食料に供し得べく以て飢饉に罹ることなかるべし。幸にして凶荒なきときは其仔兎を賣却して利益を占むることをもなし得らるべし。焉ぞ今日救荒の策として養兔に従事したるが爲め他日損耗を被ふるが如きことあらんや。假令此の如く兎畜を賣却するも必ず種兎の兩三頭は家に止めて常に飼育すべし、是れ平素蕃殖上の利益を得るのみならず凶年飢饉の備へとなるべければなり。既に斯の如くなることを得ば前に掲げたる農諭の内に入皆死盡し、ひとりとして命を保ちしものはなきもあり、其無き跡を吊ふ者もなければ命の終りし日も知れず、死骸は埋めざれば鳥獸の餌食となれり、庭も門も草むらと荒れて一村一里すべて亡所となりしもありと云ひ、又高山彦九郎の物語の内に空家に入りて見れば、篠竹など椽を貫ぬき出たり、其間に人の骨白々と取乱れありしを見て、目も當られず大に驚きたりと云ひしが如き慘澹たる有様は遂に之を見ることがなきに至るべし。今日の急務は實に養兔に在り、養兔を以て凶荒の備へを立るに在り。豈願はざる可けんや豈念はざる可けんや。

第三節 天明の飢饉實例（其二）及び明治の凶年實例

明治廿四年四月五日發行 大日本養兔改良義會々誌第四號に於て
「養兔新論救荒策」(承前)と題し掲載。此時著者の年齒廿三年七箇月

曩年時の參議佐々木高行卿青森縣下巡視の際、僧菊池勇義と云ふ者より得たる天明年間の凶歲日記にして、去る明治十三年五月同參議より 叙覽に供へ奉りたるものを見るに實に左の如く載せたり

生多く死少きは天地の定理只末世にしては土地の産少く山海に生ずるもの薄し古へ國中に孕める人の十萬は今十倍して百萬に超えたり故に尺寸の地も家居ならずと云ふ所なく一步の野も耕田ならぬ所なし抑四海困窮の時あるも人は年に倍し山川海陸に生ずるもの少き故なり此時に及んで満つるもの飲く凶年飢歲に人壽を果し時疫瀉病に命を失ふこれに逢ふものは運の拙きと云ふべし就中二十年以來三民の極窮も人の勢力薄くして産業に怠り農事手入れの粗なる故なり是故に年増しに物成少く土地の産三民の數に引合はず米錢自在の功をなし難し別けて御地は寒國にして外の産なく田方一業のみにして上下一切の運送只米を以て萬物とすこれによりて其年の氣候順にして出石の多きときは上下共に豊なり氣候不順にして出石の少きときは上下日用に迫る又農業の貧富は地面の廣狭土地の善惡によるなり然るに安永二己年より地廣の貢出し盡し合勺の餘分なく農民次第に衰へ自ら田畑の手入れは及び難し時に天明三癸卯年大凶歲前代未聞の事どもにて末の世物語りにもなるやらんと木造、廣須、兩新田の間にして見傳へ聞傳へたる浮世の有様をば見付けんと思ひ隙の折々一つ二つを左に記す (以上節録)

天明二壬寅正月初より春暖の氣も厚うして事閑かなりしか所々傷寒瘧病多し 同年四月末頃より打續きたる風雨土用中も冷氣絶えず田畑稔少く御郡内漸く四分通りの作合なれども新田は甚惡作にて過分御檢見入りに相成候此年梨子杏の實のること二三十年にも覺えなき大なりにて何れの家にもおく所なき程の事に候 同年十月初より岩木山硫黄湧出日夜煙立上り翌五六月まで燃え上り其後も折々絶えず燃え立ち候長海山より頭上まで差渡し四尺より六尺まで穴六ヶ所あき申候怪我有之様覺候 翌天明三癸卯年初春より天氣荒續き土用中尙以て年中漸く十日計りならでは快晴無之凶年に及び候同年上々様御登せ

米大坂廻し廿萬俵餘江戸御廻米廿萬俵餘前後四十萬俵餘にて元來寅年惡作にて出石無之上諸上納方残らず米上納に相成り町在とも皆拂にて四月初より米直段過分引上げ壹俵參十五匁餘に相成り申處五六月に至る町在米商賣無之勿論米錢の貸借一向無之是より次第騒動に及び申候右の通りにて既に六月來より高なき小ものは飢餓に及び候に付き町在相應の族へ飯料の外小賣米被仰付候へ共廿俵や三十俵の義中々行き届き不申一体御郡内孕米無之御救ひ方も成り不申別けて青森深澤四ヶ組金木より下小泊まで廣須木造兩新田極難にて助命難仕八月上旬金木新田の者秋田へ知るべ有之參り候處向方七分餘の作合にて五七人各自の有付きも出來候由風聞次第に廣まりそれより高なき小ものはいふに及ばず大体の百姓とも田畑家屋敷を打ち捨て親兄弟妻子引連れ銘々着替へを背負ひ或は老人小兒を馬に乗せ一日五十人三十人後々は二百三百と毎日〳〵秋田へゆくもの引きもきらず凡八月中旬より十一月末までに他國へゆくもの壹萬人初は三御關所御差留被仰付候へとも日々五百人三百人の義御政道にも難及後は御構ひなく人馬共勝手に罷出候 右のうち十が一は途中にて倒死致し候由數日不食の上旅行何としてゆきとどくべき又十が一は途中より立戻りしもあり其外他國ならざるものは山へのぼり九月末まで命を繋ぎしものも多し一向穀物を給へざる間八九十日只菜大根蕪ばかりにて助かり居候者も數多有之候へども各雪路に及び疲れば終に残らず餓死致し候右に依ては所々徒ものも多分土藏文庫等を押し破り追剝強盜絶わす候 同年七月九日青森出火家數百八十四軒焼失同廿日同所端々の小者三百餘人徒党致し豪家を潰し金錢米穀家財を横盜致し候 右色々の變難有之ことも第一六月中旬より町村とも米賣買無之御拂米も一箇村へ二俵ばかりづゝ相當り候へば一日の内に賣仕廻其後一向賣手無之同月廿三日大風病脊東風のことにて作毛残らず損し申候尤も病脊のあたらし村所三四歩迄の稔もあれども青森四個組金木より下並に三新田は皆無にて一粒一杯の贈足なり兼それより糧種に取り付き最初は菜大根蕪ナダレ落大豆の葉等をもて朝夕の飯

料とし其後は根山へのぼり九月末まで罷在り雪路に赴き山を下り晝貌の根山大根川骨の根茅ムグリ木賊の根までも掘り集め栗梨子はさてをき茨の實車前子までも食ひ盡しそれより大豆穀蕎麥カラ蕎の節合ハシカヌカにて命を繋ぎ漸く十一月頃に至り黒石邊或は餘ある族の貯へをきし米穀又は中國より買越米等少々つゝ賣出し候へども直段甚高直にて米は壹匁に三合五匁大豆は六合蕎麥は九合小豆三合致し候ことにて高なき小者は調ふることなりかね歴々の百姓も家財衣類を賣代なし二升三升と調へ候ものあれども第一五拾匁の品物は五匁にもなり不申さて三ッ建テの家は壹匁五分に拂ひ濱物乃至一汁椀と小家一軒と取りかへ候やうなることにて大体の家財拾匁とはなり不申田畑屋敷渡し申度とて只の五匁にも受取るもの無之』 夫は妻と引き別れ或は他國他郷へ赴くもあり妻子手を引き合ひ道の街に彷徨するありさま、實に往古にも末代にもあるまじき事なりすべて往來の前後に倒れ死するもの、數を知らず初めは處々にて穴を掘り、死体を埋めけれども、後はともに疲れて誰構ふものなく其まゝに差しをきければ、只犬鴉の餌食になりぬ、實に目覺しき有様なり、この頃犬は人を食ひ馴れ、夜中往來のものへ食ひ付き候尤も稻盛村近岡末吉は犬を殘らず食ひ終り、土手前少々残り候、處々にて犬を吸物にして商ふものありければ、犬を盗みて其處々へ賣るもあり』 又永岡村の傳次郎といふ者は、老母を其の弟へ預けをき、おのれ一人家財を他所へ持ち運び、賣代となし、母には食物など調へ與ふることなし、依て其弟はこれを憤り申ければ其まゝ、弟を打殺し、母をも及傷致し、家財取り集め、立退きしを隣村にて召捕はれ入牢致し候かやうの者も多く有之候九十年前以前元祿八亥年の飢饉に遙かに相勝りし由斯の如きありさまは實に建國以來なるべし』 他國ゆき一萬餘人道路に倒れ死し出所の知れざるもの二萬餘人（同年十二月廿一日迄の調）弘前非人小屋にて八百餘人相果て申候都合三萬八百餘人なり其外火付け盜賊の類處々にて殺されし者多し又頃日時疫流行して弘前濱濱上在は専らにて所々の痛み大方ならず斯の如くにて何れの處に

も明家ばかり漸く一村に三軒四軒ならでは残りたるものなく此末いか、なりぬらんと覺束なきこと、もにて尙これより正二月まで何程死すべき哉も計り難く依之上々様にも何卒して御救ひ被遊度思召させられ候へども一体御郡内孕米無之町在相應の族へ御用金等被仰付中國秋田邊より御買越米遊ばさるべき由なれども冬路に相成り海陸ともに取賦り成り難く殆ど御救ひ方も及ばず空しく明春の船手をまつばかりに候』 翌天明四甲辰年新玉の春にもなれども誰か年をむかへる經營もなく偶生き殘れるものとても糧も食ひ果て術も盡き、牛瀉、車力、筒木坂、館岡、菘穂の邊は牛馬を食ひ二百餘人死に窮る者助かり候末は如何あらん疲ればはてたる者ども肥立ち氣力も壯になりて平年の人の如くなり申候』 又樂田、家調、繫田邊の下通りは死したる人を食ひ申候出崎村の源次郎と申者の女房など、十四五歳の男子餓死致し候を女兩人にて四日の間にたべ申候、其後何卒して人を丸にてたべたきものと願ひ申候よし、漆派の治介と申者の處にて子供の泣きごゑ致し候につき隣家より参り見ければ、まだ生きたる子供の股へ食ひつき居候よし、此の如き類も多し、其外雞犬は皆無、牛馬の切り賣りは次第に廣まり、初は五分代目方百匁もいたし候所日増しに流行し、後は五分に目方十匁位にもなり申候馬を殺すもの一匹三匁づゝ、これを渡世とするもあり、處々より馬を買ひ求め或は盗み、六ヶ村へ賣り出し其日の露命をつなぐもあり、種々様々の境界なり、全く人事の業にはあらず、淺ましき世のありさまなり』 豊田村の支村に、カツキ派といふ所の長三郎と申者の倅今年十六才になりしが舊冬より人を食ひ助命致し居候所頃日母と妹飢死いたし候處二十日ばかりの間右母と妹を食ひ候て骨をば薪の代りに焚き居候由又同村の清次郎と申者の子供十五才になり候両親は餓死致したべものなく餘り苦しさに豊田村の庄屋方へ罷越し粥を乞ひ候所一二膳の冷粥あり合ひたるを與へて歸し候處右長三郎の倅其歸りがけをまち受け半途にて之を庖丁にて刺し殺しおのれが家へ取り運び食ひ居候由如何なることにやたとひ餓死に及ぶとも母や妹を食ふこと凡三

千世界にも其ためしあるまじく候殊更彼岸中にて心ある者は乞食非人も追善供養の志あるべきに鳥畜類にも劣り候境界誠に鬼も逃ぐへしと思ひおそろしきことに覺へ候

佐々木參議該書の後に左の文を加へたり

古來飢饉の慘狀を説くもの必父子相食ふの事を以て其極となさざるはなし然れども予常に之を疑へり蓋人各良心を有す父子の親同胞の愛皆其天稟に出つ縦令飢饉の毒慘にして大なるも子にして父を食ひ人にして人を食ふ天地間寧ぞ此事あるを思ふ可んや予故に謂らく此れ流説訛を傳ふるに由るか然らざれば史家徒らに餓狀を誇大にするに過ぎずと然るに偶此天明年度凶歳日記を得て之を讀むに書中亦此事實あるを以てし人にして人を食ひたるもの殊に人の子にして母と妹を併せ食ひたる者ありと云へり然れども予の宿疑尙ほ解くを得ざりしなり』一日伊丹議官と語り維新前の事に及ぶ議官曰く予嘗て國事の爲め獄に囚はる時に同獄一囚徒あり頑強にして屈せず榜掠頻に加ふるも服せず遂に絶食二十餘日に至りて死せり而して其の將に飢ゑて死なんとするの狀を目撃したるに毫も人事を解せず恰も狂人の良心を喪ひたるもの、如くなりき』予此奇談を聽き宿疑釋然大に悟る所あり謂へらく已死を決して自ら食を絶つもの尙其狂するを免れず況んや滔々生を求めて食を得ず飢死に瀕する民をや人間普通の感覺を失ひ眼中人倫なく父子なく苟も飢の充たすに足るものなれば父母と豚雞と擇ふなきに至るも亦深く怪むに足らざるなりと夫れ然り凶年飢歳は乃天下の民を驅りて其囚徒と同一の境遇に陥らしむるものにして其餓死するは即狂死するなり予是に於てか知る飢饉の國に於ける其害管に人民流離餓卒塗に充つるのみならずるを嗟夫れ寔に懼れざる可けんや

世間心ある者は心して克く前の凶歳日記を看よ。飢饉の慘毒其勢を逞ふして遂に親子相食ふの極點にまで達したることを。嗚呼其害の甚しき何ぞ其れ斯の如きや。晝貌、山大根、川骨、木賊等の根又は茨の實、

車前子、大豆殻、蕎麥殻等を食ふさへあるに終には子にして母を食ひ兄にして妹を食ふ、飢饉の慘毒此に至りて極まれりと云ふべし。世間心あるの士は意を留めて反覆叮嚀に前の凶歳日記を通讀し寸時も忘る、こと勿れ、忘れずして克く心に飢饉の慘毒恐るべきことを留めなば再び親子相食ふが如き悲況を造り出すことなかるべし。爾り然れども人は苦境にあらざれば苦境を知らず、僅かに苦難を脱するときは心神全く豹變して更に前時の苦難を顧みることなし、是れ人生の常にして如何ともなすべからず憂ふ可きの至りなり。嗚呼其れ樂土に在て苦界を顧みず者世間幾人かある、其之を顧ふものは實に數人のみ痛ましきの限りなり。世人宜しく思ひ看るべし凡そ飢饉其物は近時に於て見はれたる者にもあらず、數千年の古へより時ありて其害に罹るは人の克く知る所にして、或は歴史に散見し或は古老の口碑に傳承して普く人口に膾炙せる所にあらずや。殊に世間は常に循環して秒時も止むことなく盛なるものは衰へ豊なるものは乏しく、樂しむものは苦しみ飽くものは餓ゆ、是れ實に數の免れざる所なり。然らば則ち年豊かなれば既に此時に於て年豊かならざるを顧み穀價低廉なれば既に此時に於て穀價の騰貴を念ひ食に乏しきを覺へざれば既に此時に於て食に乏しきを告ぐることを思はざる可らず、己に是の若くなれば如何に天候不順なりと雖も如何に穀價の騰貴を見ると雖も如何そ一時に飢饉の襲ふ所とならんや。然るを僅かに天候不順にして農作豊かならず穀物不足して價格の騰貴を見るときは、既に本年の如く國內到る處飢饉に迫るとは抑何等の不覺ぞや。是れ他なし樂土に在て苦界を顧みず平年に在て凶年を省みざるに依てのみ。豈慨はしからずや。如何に苦境にあらざれば苦境を知らざるは人生の常とは云へ飢饉は今日に始まりたるものにもあらず、祖先幾代の古へより子々孫々に傳へて飢饉の恐るべきことは之を口に唱へながら猶且之を忘れ之を油斷して人生無二の勁敵たる飢饉の侵襲に遭はんとは、豈悲しむべきの甚しきものにあらずや。余輩惟ふに如何にも數千年來傳承のこと若くは一百九十年前天明度の飢饉の如きは人事複雑なる此社會に在ては或は之を忘る、

とせんも、未だ六年を出でざる明治十八年のことは世人之を忘れざる可し、余輩は世人の之を忘れざるを信ず。何となれば當時の農商務卿西郷從道伯の如きは其年氣候不順にして農作物の成熟上懸念尠からざるより勤勉貯蓄の必要なるを悟り、濟急趣意書なるものを示して全國に書記官を派遣し地方長官と協議の上非常の奨勵を加へて之が實行を諭告し、世人も亦其必要を認めて規約を締結し一に心を此點に傾けたるは未だ六年を出でざることなればなり。此時に當り時の農商務大書記官前田正名氏の如きは尤も此事を憂ひて足に草鞋を穿ち東海北陸を巡行して懇ろに勤勉貯蓄の必要なることを奨勵せしと聞く。是れ未だ余輩の耳に存して會て去らざる所なり。斯の如く主務本省が節儉貯蓄の必要を説きて其實行を促がしたるが爲めか將又天候本順に歸せしを以ての故か、幸に當時非常の飢饉に至らず四境飢民の悲聲は漸次之を耳にせざるに至りたり。爾來連年概ね豊作にして穀價低廉細民の饑に泣くものあるを聞ざること茲に五年、中には所として水害震災等なきにあらざりしも其害や全國に及ばず貧民の飢饉に迫る者あるを聞ざりしなり。此に於てか已に曩年氣候不順にして飢饉の將に襲ひ來らんとせしこと及び政府が斯くまで盡力したる勤勉貯蓄の事はいつしか之を忘却して更に顧る者なく、主務省に於ても長官の交迭若くは其他に事情ありての故か、嚮者全國に書記官を派遣して奨勵したる勤勉貯蓄のことは大風のなきたるが如く大火の鎮まりたるが如く、其名をだに聞かざるに至りたり。上巳に斯の如くなれば下亦斯の如くならざるを得ず、終に飢饉憂慮の意勤勉貯蓄の意何れにか消散して其効を見る能はざりしは國家の爲め歎くべきこと、云ふ可し。是れ蓋し飢饉憂慮のこと並に勤勉貯蓄のこと共に主務省の奨勵に出でたるものにして下農民の心に悟る所ありて而して此に至りたるものにあざれば、上政府の干渉已に薄きときは下農民の感情勢ひ斯の如くなるは洵に已むなきことなれども、然れども主務省が當時の状況を察して濟急趣意書を發し大に貯蓄の必要を奨勵せしより以來、未だ幾年ならざるに當に勤勉貯蓄の實行を見ざるのみならず、明治十八年に勝る本年の

困弊に際會したりしは抑亦誰の罪ぞや、上政府の罪にあらず下農民の罪たること此に明らけし、何ぞ其れ事を忘る、の甚しきや。余輩は世人が事を忘る、の甚しき其れ此の如く遂に自から本年の困弊に逢ひしかと思へば轉た慨歎に耐へざるなり。世人は複雑なる社會に在て前事は既に遺れたるならん、余輩は單純なる社會に在て猶克く當時の状況を遺れず、又當時西郷農商務卿より各府縣に示したる濟急趣意書も心に記銘せり。今當時の状況を遺れたるもの、爲め、左に其趣意書を示す心して能く之を看よ。

濟急趣意書 多年の積弊より來れる四民の困難は殆んど其極に達したるもの、如し然りと雖も之を救濟すべき方法順序に至ては固より既に計畫のあるあり加之財政も亦稍整理して紙幣と銀貨と差なきに垂たり是に於てか着々歩を進めて銳意將に挽回を圖らんとせり將來其目的を達し得べきは斷して疑を容れざる所なり』然るに今又一事の深く憂ふべきものあり何ぞや本年氣候不順是なり春來寒暖其序を失ひ各地植物の損傷極めて少からず茶は例年より平均十分の五を減じ麥も亦殆ど將に十分の四を減せんとす顧みて凶荒の年度を既往に徴すれば其循環大抵三十年乃至五十年にして臻れり即本年は天保度の凶年を距る實に五十年而して氣候不順なること斯の如し是れ或は其前兆にあらざるなきを得んや假令幸にして凶荒なきも亦決して平穩無事の年にあらざるなり』況んや今全國到る所菜色あるもの多きをや今にして之が備をなさずんば本年より來年に涉る一年間を如何にして凌ぐべきや思ふて此に至れば毛髮悚然として寒きを覺ゆ』然らば則ち之が計を爲す如何曰く他なし勞力の度を増し貯蓄の法を設くるの二途あるのみ勞力を増すとは何ぞ例へば從來三度取りし田草をば五度六度も取るが如く不氣候の損害を人力にて補ふことなり若之が爲め人力の不足を告んか平素朝六時より夕六時迄勞働に服せしものは宜しく之を延して四時より八時迄とすべし且我國の勞働者は世界無比の勞働をなすにも拘はらず其間或は午睡に難談に喫烟休憩に優々緩々不規則に時間を徒費して顧ざるの弊あり今是等無用の時間を勞働時間に活用な

さば決して人力に不足を告るの患あらざるべし若肥料の闕乏を告んか庭前の塵芥床下の土も之を收むれば尙良肥料を得べし」四民已に今日の疲弊に沈淪せり貯蓄の餘裕なきは固より其處なり然りと雖も精神一ひ到らば何事か成らざらん如何なる困難辛苦をも凌ぎ日用減すべからざるの諸費をも減して貯蓄の計をなすべし然らずんば將に眼前に逼らんとするの一大厄難を如何して避く可きや又少しく餘裕あるものは嚮に銀貨騰貴せし時の物價に比し今日甚廉價なるの思をなして妄りに購買心を起すこと勿れ全國の人一年僅かに貳拾五錢つ、費すも三千七百萬人には尙九百貳拾五萬圓の巨額に達せんとす豈深く節儉貯蓄に注意せざるべけんや」以上の二要点を實行するには官民皆て力を合せ一意此に従事せざるべからず即ち地方官は宜く郡區戸長及び有志者を督勵し郡區戸長及び有志者は宜しく人民を勸誘して只管斯の二途の擧行を怠たらざるにあり果して能く之を實踐せんか凶荒も亦其虐を逞くすること能はざるべし今日の場合に處する此を措きて豈復奇策妙計あらんや

去る明治十八年に於る作物の不熟と當時民人の困弊とを忘れたる世間の人士は、今此濟急趣意書を見て心大に耻づる所なきか。憐むべし慙むべし。僅かに六年以前に於て全國到る處菜色ありて一大厄難の將に眼前に迫らんとせしことを忘れしとは、豈歎すべきの至りならずや。嗚呼世人は何故に斯くも記憶の力に乏しきや、僅かに六年以前の厄難をさへ忘る、位にては將來飢饉の災害を遁る、の考案如何にして出づべきぞ、況や此煩雜なる社會に生存して國威を海外に發輝し國權を四海に宣揚することをや。思ふて茲に至れば余輩は慷慨悲憤措く克はず、益飢饉の遺る可らざることを世人の心中に注入するの必要を認むるものなり。嘗に飢饉の忘る可らざることを知らしむるの必要あるのみならず、猶進て人力を以て能く天然の災害を免かる、の策を講すべきは勿論、漸次貯蓄の途を擴めて嘗て農商務省が發したる濟急趣意書の目的を貫くの愈必要なることを認むるなり。若夫人力を以て能く天災に勝つことを得んか、飢饉の災害何ぞ之を恐

れんや。貯蓄の法已に其實行を奏することを得んか、財政の困難何ぞ之を憂へんや。國民飢饉に迫らず國家財政に苦しまざれば濟急趣意書の目的已に達すべく、目的已に達すれば國家の基礎此に鞏固なり、國家の基礎鞏固なれば軍艦購ふべく砲臺築くべし、兵士養ふべく戰術講すべし、銃器造るべく彈藥購ふべし、東洋の孤島憐れなりと雖も奚ぞ外虜の侮を受んや。彼若し我を侮つて事を干戈に訴ふれば一戰能く彼を壓にすること何ぞ難しとせんや。内は國民の財政に富み外は海陸の軍事に精し、豈何ぞ外患を恐れんや。如此にして始めて能く此人事複雑なる社會に生存し國威を墜さず國權を傷はず、富國強兵の列國と對峙する事を得べきなり。若夫是に反して一たび飢饉の恐るべきことを忘れれば、忽ち飢饉の襲ひ侵す所となりて四境悉く皆な飢民を以て充たし、遂に多數の生靈を害するは目前に在り。見すや世人は本年全國概ね菜色を帯ひ細民の飢に泣くもの其數を知らざるの慘狀あるを。是れ職として前年の飢饉を忘れ濟急趣意書の實行を怠りたるに因らずんばあらず、歎すべきの至りなり。已に本年の如く當日の糊口未だ之を支ふる克はざる者あるが如き有様にては、貯蓄の途行はるへくもあらず、貯蓄の途行はれば國家經濟の衰勢争てか挽回することを得んや、國家經濟の衰勢此に挽回することを得ざれば何を以て充分なる兵備をなすことを得んや、何を以て有事の時に當ることを得んや。良しや全國の民咸く出て之れに當らんとするも、腹は飢に逼つて身の進退自由ならざるを如何せん。止だ已なく腸を斷ち舌を嚙みて空しく外虜の掠奪を悔しまんのみ。憐れなるかな東洋の孤島、運命茲に極るの不幸に際會せん、豈憤懣に耐ふべけんや。世間心ある者は心に心せよ、僅かに飢饉の恐る可ることを遺る、と忘れざるとの一事、之を小にしては一家の存滅に關し、之を大にしては一國の興廢に繫す、其相關する所實に至重至大なりと云ふ可し、豈惟はざる可んや。世間心あるものは能く樂境に在て苦界を知り、豊年に在て凶歲を知れ、其之を知るものは仮令手に鉞を握り肩に糞桶を擔ふと雖も、是皆忠君愛國の士なり、其身仮令金殿玉樓に高臥し衣冠齊整人を威服するに

足るも、其之を知らざる者は愛國の士にあらず、實に國家の蠱毒なり。情ら近時の状態を通觀するに口には忠君を唱へ愛國を道ふも、其行ひ往々人を驚かすものあるは何ぞや。是れ實に自家の功名心を先にして國家百年の計を後にするを以てなり、豈國家の爲め慨かざるを得んや。加ふるに人心概ね政論に馳せ、巧みに空論を吐きて以て耻とせず。忠君愛國を以て己れの本分となし乍ら却て實際に國利民福を興すものなく、偏へに政事を説き廻るは之を忠君の士と云ふべきか、之を愛國の士と云ふべきか。君に忠なるは政事にのみ限らず、國を愛するは政論にのみ限らず、如何に帝國議會を開設して參政の權之を臣民に授けられたりと雖も其臣民にして飢に迫り當日の生活此に其途を失ふときは參政の權利何を以て之を貴しと思はんや。嗚呼歎すべし。如斯にして猶且今人は後人に對して忸怩たらざることなきや。嗟余輩は貧寒の一農夫なり、貧寒の一農夫にして豈能く有爲家の心中を知ることを得んや、蓋し英雄豪傑の行ひは神出鬼没得て窺ふべきにあらざればなり。然れども余輩が暗愚淳朴の心を以て余輩が忠君愛國の衷情に照すときは、余輩は余輩の謂ひにして大過なかるべきを信するなり。抑余輩が救荒の策を立る所以のもの當に飢饉を救ふに止まらず、漸次之を擴充して小は一家の財政を裕かにし、大は國家の經濟を整へ聊か忠君愛國の微志を貫かんとするに在るのみ。請ふ今前に述べたる人力を以て天災を道れ、漸く貯蓄の途を擴めて國家經濟の衰勢を挽回し得べき余輩の鄙見を開陳せん。而て余輩が今此鄙見を述るに當りて、第一に世人の心に記録せんことを望むことあり他なし、余輩が再三再四述る所の樂土に在て苦界を知る即ち此事なり。然れども事實の據る所を定めず唯一句一言を以て世人の心に記録せんことを望むは事茫然として甚難し。此を以て假に天明年度の飢饉を以て人生の苦境と見做し以て鄙見を叙述すべし。此故に余輩は其鄙見を述ふるに先ち能く叮嚀に前に掲けたる天明年度の凶歳日記を覆讀せんことを世人に望むものなり。世間心あるの士は能く此凶歳日記を通讀して人間の苦界は果して如何なるものなるかを心を銘して忘る可

らず、是れ余輩の切に望む所なり。

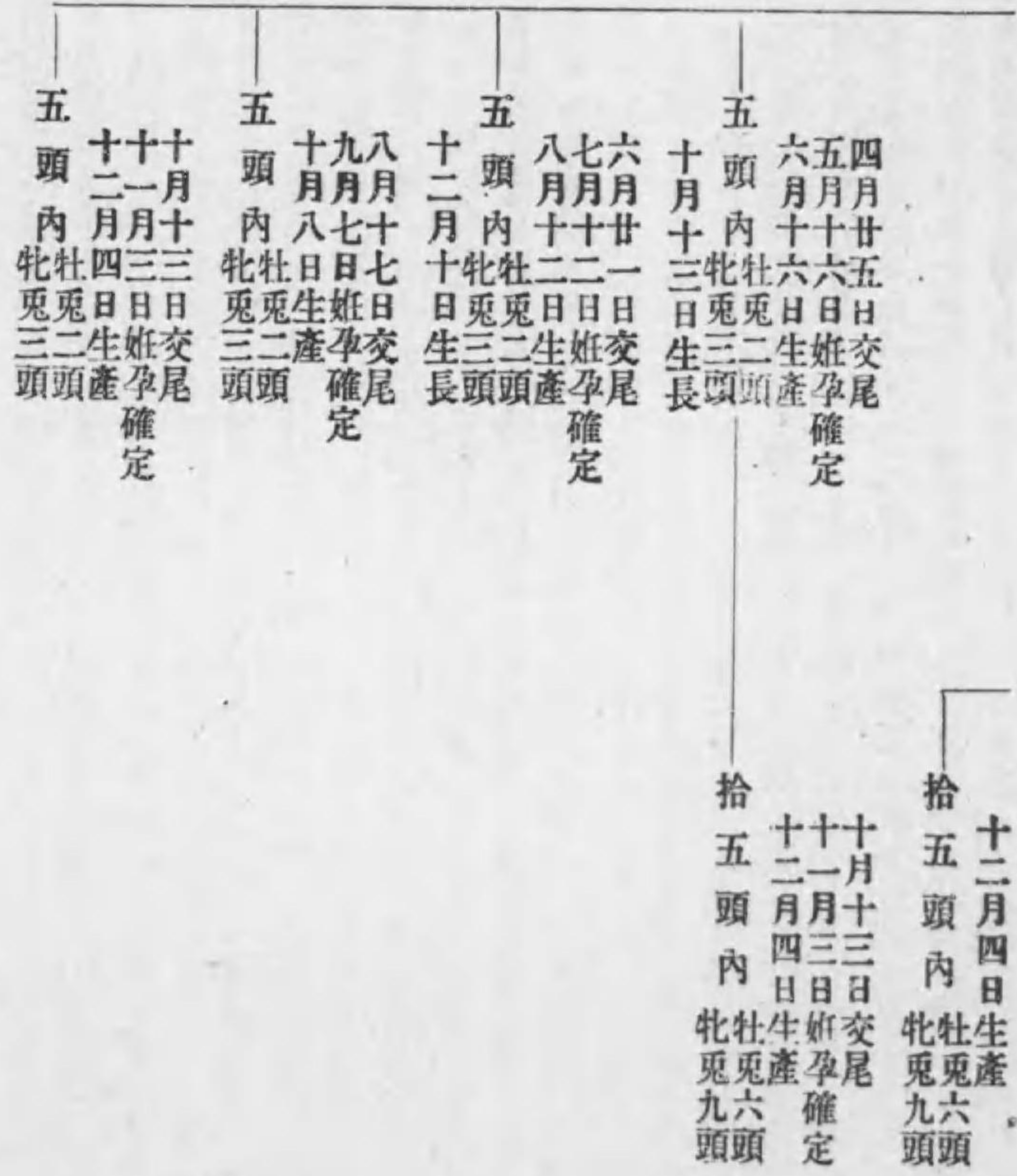
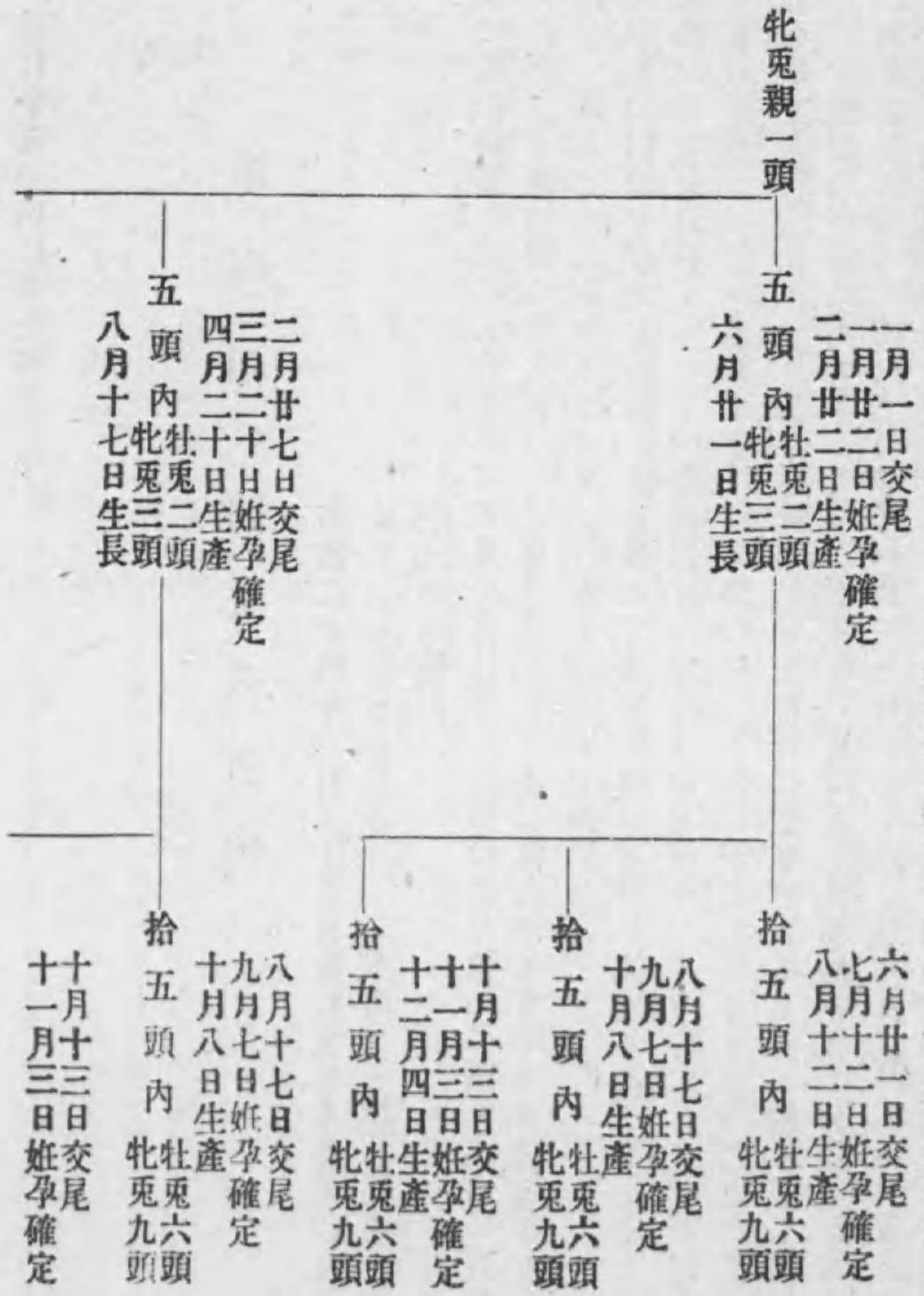
第四節 凶荒の對策

明治二十四年六月二十五日發行大日本養兎改良義會々誌第五號に於て「養兎新論救荒策」(承前)と題し掲載。此時著者の年齒二十三年九箇月

余輩は既に前節に於て人力を以て天災を道れ漸く貯蓄の途を擴めて國家經濟の衰勢を挽回すべきは目今の急務にして寸時も閑く可らざることを詳述せり。故に世人は本策の今日急要なることは已に之を知了せしならん、世人已に之を知了せば是より進で其方策を論究せん。

抑も農家の財政を整理し貯蓄の途を擴めて國家經濟の衰勢を挽回せんことを望まば、宜しく平素一頭の牡兎五頭の牝兎を飼育すべし。一頭の牝兎一年六回の分娩をなすものにして、一回平均五頭を産するときには、一頭の牝兎より遞次蕃殖する子兎の數は實に一百二十頭なりとす。乃ち之に五頭を乗するときには當に六百頭の子兎を得らるべし。這は是れ未だ曾て養兎に従事せざるものと雖も輒く其蕃殖を謀り得らる、計算にして、虚數の空論にあらざるなり。若夫習熟實驗克く其蕃殖を謀るの蘊奥を極めたるものに至りては、一頭の兎畜を以て一千頭以上の蕃殖を爲すを得べしと雖、是等は實に稀に見る所にして多くは一千頭未滿とす。要するに余輩が一頭の牝兎を以て僅かに一百二十頭の蕃殖と豫定せし所以のものは、事を誇大

にせずして専ら着實謹直を旨とすればなり。今蕃殖の方法を掲ぐれば則ち左の如し。



總計蕃殖數壹百貳拾頭(親兔を除く)

(備考) 交尾の翌日より妊孕確定まで廿一日の日時を置きたるは一回の交尾にては流産等のあらんことを慮り、凡三回の交尾を施し得るの餘裕を存したるなり。又其牝牡の數は平均四分六分の割合を以て豫算したるなり。

如此の蕃殖法に依り平素五頭の牝兔を飼育するときは一年間六百頭の子兔を得らるべし、而して已に生長の時期に至れば漸次之を賣却して以て貨幣に代へ宜しく囊中に納むべし。一頭の兎畜之を貳拾錢となすときは六百頭の價格實に壹百貳拾圓の巨額に達すべし。其分婉より生長に至る迄の飼育料は平均一頭拾錢と見做し、六百頭の金額六拾圓なり、仍ほ親兔の一日に要する飼養料壹厘と見做ときは一頭一年間參拾六錢五厘を要すべくして六頭の費用貳圓拾九錢なり。是に子兔六百頭の飼育費六拾圓を加へ合計六拾貳圓拾九錢を以て子兔の賣却代價壹百貳拾圓の内より控除するときは、殘金五拾七圓八拾壹錢にして是れ全く純益なり。今此五拾七圓八拾壹錢を以て十二ヶ月に配分するときは、一ヶ月の額は四圓八拾壹錢七厘五毛にして一日凡そ拾六錢強に當れり。貧困にして壹厘の戸別割克く之を納むる克はず、終に滯納の處分に遭ひ餘りなき家器什具の公賣を受けるが如き者をして一日平均拾六錢強の金錢を得せしむるの方法を得、世間何物か是れに優るの良策あらんや。加之他には是より生ずる肥料を以て克く農作の培養に勉めんか、作物の豊熟果して如何許ぞや。殊に兎糞は分析上其効能他の家畜と大同小異にして猶稍優る所あるものなれば、曩年西郷農商務卿が發したる濟急趣意書に云へる如く若肥料の闕乏を告んか庭前の塵芥床下の土も之を收むれば尙良肥料を得べし云々の窮策を講ずるに及ばず、善良なる肥料を得らるべくして、毫も肥料闕乏の虞ある可らざるなり。況んや兎糞を販賣して貨幣に代ふることを得るをや。惟ふに巨額の收益あることなるべし。兎畜の効用著大なること實に此の如し。

兎畜を飼育して利益を得ること已に上に述るが如し。今若農家にして克く濟急趣意書の目的を履踐し、勤勉以て事に従ひ貯蓄以て凶年に備ふるの覺悟をなせるものあらんか、食料の外猶別に此一日平均拾六錢強の金錢を費消し盡すの必要なかるべし、必ずや一日六錢強の費消を以て充分なることならん。已に此の如くなるときは一日平均拾錢の餘剰を生ずべし。然らば則ち一年間參拾六圓の貯蓄をなすことを得べくして假令疾患の侵襲に遇ふも其他不慮の厄難に際會するも、之を以て其災禍を遁る、こと難きにあらざるべし。農家一戸已に一箇年參拾六圓の貯蓄をなすことを得、町村の基礎始めて鞏固なるべく、租稅滯納の處分之を爲すに途なきを致さん。嗚呼前日は壹厘の戸別割を納付する克はず、餘りなきの家器什具を公賣して艱難辛苦悲況慘澹たる境に沈みつ、ありしものも、今は拾錢の租稅にも屈託なく速かに之を納付するに至るべし。町村の状況已に此の如し、國家經濟の衰勢之を挽回すること必然なり。已に其衰勢を挽回す國力鞏固ならざらんとするも得べけんや。民財富裕にして國力此に鞏固なれば軍艦購ふべく砲臺築く可し兵士養ふべく戰術講ずべし、銃器造るべく彈藥購ふ可し。國家已に此備へあり、豈何ぞ外虜を恐れんや。帝國の光威此に至て宣揚すべし。余輩が養兔を普及して貯蓄の基礎を確立し嘗て農商務省が發したる濟急趣意書の目的を貫かんとするの方策此に存す。終に臨むて尙一言を要すべきことあり、他にあらず、余輩は救荒の策を講せんとして而して今や論據を失ひ、平年に處する貯蓄の策を講ずるの傾きなきにあらず、難者の必らず尤むる所ならん。然れども余輩は已に前段にも云ひし如く、樂土に在て苦境を知らず平年に在て凶年を顧みざるは、取も直さず飢歲凶年を招くの愚物たるを免れずと信せり。故に余輩は樂土に在て苦境を知り平年に在て凶年を思ふ、是れ即ち救荒の眞理を極めたる者と思へり。是れ余輩が飢年凶歳の根柢を斷ち人爲以て天災を免れんが爲め、此に平年に於る貯蓄の方策を講究する所以なり。蓋し余輩は救荒の皮相を論ずるものにあらず、救荒の眞理を究めて其根柢を斷たんことを望むの微意に外ならず。難者宜し

く過つこと勿れ。

余輩は已に平年に於る兎畜の利用を論究して殆ど貽す所なし。請ふ是より凶年に於る養兔の効用を説かんとす。乍去余輩は前數論に於て其凶年に於る大体の方策は已に詳述して復た餘蘊なし、故に今述る所は其計算を明らかにし、如何なる方法を以て如何にして前段に載す所の天明年度の凶歳の如き厄難を這れんかの方案に就て論せんのみ。

世間若し凶荒の虞あらんか宜しく平素養ふ所の兎畜の内先づ以て其賣却頭數の五割を減すべし、例之は成長の兎畜五拾頭ありとせんか其内廿五頭は宜しく屠殺して其肉は鹽漬若くは其他の方法を以て丁寧貯藏すべし。已に凶饑益甚しきを加ふるの憂あらんか、宜しく先づ賣却の全部を廢し悉く屠殺して以て貯藏すべく、若又天候旱魃なりとするときは是と同時に山野に草葉を需めて乾草となし置く可し、蓋し他日山野の草葉枯槁して遂に兎畜の食料に適せざるに至らんことを慮りての故なり。如此なるときは當初貯藏の兎肉より漸次食料に供するとなすも稍永く數口を肥すことを得べし、貯藏の兎肉已に盡くれば現に飼育せる所のものを屠りて食ふべし。前論にも述べしことあり、一頭一貫目の兎畜を以て一家五人の命を繋ぐを得るとせば平素五頭の牝兎を飼育して一年間六百頭を得る家には仍ほ八人餘の壽命を繋ぐを得べし、良しや數閱月の飢饉に遭ふも斷乎として動かす宜しく兎畜を飼育すべし。些少の稻藁山野の草木皆な是れ兎畜の食料にあらざるはなし、山野草葉なく樹葉なく全く黒土と變せざる限りは壽命を支ふるに差闕あることなし。若夫此順序を踐行して誤まらざらんか、災厄も亦勢を違ふする能はず、天明度の慘狀再ひ之を實地に造り出すことなかるべし。豈勉めざる可けんや。

余輩は已に此策を公にせんが爲め重複を厭はず煩雜を顧みず、遠く跡を往時に稽へ近く例を現時に徴し説き去り説き來つて論旨此に盡く、蓋し言盡きて情未だ盡きざるもの、偏へに識者の推察を仰ぐ。余輩淺

劣其分を顧みず漫りに救荒の大事を論す慚愧之に過ぎざるなり。

第四章 養兔眞論放牧策

明治二十四年六月二十五日發行大日本養兔改良義會々誌第五號に於て「兎畜放牧策」と題し掲載。此時著者の年齒二十三年九箇月

我邦に於ては未だ原野に牧場を設け兎畜の飼育を試みたる者あること無し、只僅かに數箇の箱を以て飼養せるのみ蓋し養兔の事業幼稚にして規模充全ならざるの今日に於ては庖厨の傍ら若くは庭前の片隅に於て箱飼を爲すの簡易なるに勝ることなしと雖も、今にして本業を盛大にし實業の實を開發して多額の利益を收めんことを望まば決して此の如き箱飼の克く其目的を達すべきにあらず。必ずや土地を撰定して一大牧場を開設し牧草の播植、牧場の管理、汚水の排泄等克く畜産蕃殖の點に注意し利益を占得すべき方法を講究せざる可らず。今日我邦に行ふ所の飼養法は天然の發育を害するの嫌ありと云ふべし。凡そ動物と植物とを問はず人爲を以て其性能を妨ぐるときは生長の上に於て天然に任せたるものと非常の差異を示すこと克く人の知る所なり、兎畜と雖も何ぞ此理に洩る、ことあらんや、飛へば則ち頭を毆ち跳れば則ち足を傷く、此の如く僅かに二尺内外の箱に於て善良の種類を得漸次改良して益其体格の肥大を謀らんとす、豈亦難からずや。余は今日に於て可成速かに箱飼の習慣を改め規模を濶大にし以て放牧をなすの必要を認む

るものなり、然りと雖も資本少くして未だ是等の大牧畜を企つる能はざるもの若くは都市聚落に於て放牧をなす克はざるものは素より本案に倣ふを要せず。要するに余の望む所は本業の一大進歩を圖るには宜しく先づ率先して一手に多数の兎畜を飼育し一手に多量の肉と多量の毛と多量の皮とを得るの方案を立てざるべからずと云ふにあり。其故如何となれば今日我邦の養兔事業が盛衰興廢常に定りなく人をして殆ど厭はしむるにまで至りたる所以のものは、畢竟するに兎肉の販路開けざればなり、兎毛の販路開けざればなり、兎革の販路開けざればなり、否販路の開けざるにあらず、只其量の些少にして肉を販かんとするも毛織物をなさんとするも、兎革の工藝品を製作せんとするも、未だ一個の營業となすに足らざればなり、此故に兼に先んじて規模の廣大なる牧場を開き盛んに兎畜を飼育するときは多額の兎毛多額の兎肉多額の兎革を得らるべきなり。已に如斯なれば一箇の營業となして何れも相當の利益を得らる、に至るべし。乃ち第一に兎肉店の廣大なるものを都會に起して一は市内の需用に供し一は軍隊の食用に供するときは、多額の兎肉何ぞ販路に苦しまんや第二に兎毛織物所を創設して一科専門の紡績機械を爲す事を得べし多額の兎毛何ぞ需用の路なからんや。第三に兎革工藝品製造所を設け各種の製作をなさしむべし、多額の兎革何ぞ利用の途なからんや。已に此に至らんか、資本乏しき農家若くは都市聚落の地に於て庖厨の傍ら若くは庭前の片隅に於て箱飼になせる少数の兎畜と雖も、此に始めて其價値を増し大牧畜の大勢に誘はれて共に其効用を全ふするに至るべきなり。然るに世人は是等のことを考へず、美麗なる箱を造つて之を飼育し、一頭數百圓若くは數拾圓の高價を鳴らし一時巨額の金圓を貪らんことを勉め、一に目前の小利に汲々として敢て永遠の利益を思ふ者なし。如此にして何を以て本業の盛大を望まんとするか、盛衰興廢常に定まりなく人をして厭はしむるに至るもの其原因實に此に存す。是れ余の今日に於て本案を公けにし世間に向つて切に之れが實行を望む所以なり

兎畜放牧の今日に急要なること此の如し、請ふ左に其放牧の方策を述へ以て世人の参考に供せんとす。今假に原野ありて一町歩の牧場を開かんか、宜しく四方に塀を繞らし其外圍は溝を穿つべし、蓋し汚水排泄の用に供するなり。而して南方及北方の二箇所に門戸を設けて牧場管理者の出入に便す、今此牧場を三區に分ち每區各三段歩餘となし、其境に便宜柵を設く可し。凡そ此放牧は離乳後即生産より三十日の後に於て爲すを可とするものなれば、胎孕中の母兎は別に兎舎を構造して此牧場の内に置かざるを可とす。蓋し妊孕中甚しく跳躍するか如きことあらば、流産其他蕃殖を害するの恐れあるを以て廣濶なる牧場は却て害あり、寧ろ箱飼の優れるに如かざるなり。乍去今日行はる、箱飼の如く狹隘なるものにては甚だ不完全なれば、宜しく其牧場の傍らに相當の家屋を築造して、多くも一坪二頭以上を容る可らず、而して各一頭を分居せしむべし。却て説く其牧場の第一區には先づ一月一日母兎百頭をして交尾せしめ、一月二十二日に妊孕確定し二月二十五日五百頭を生産すべし（蓋し一頭一回五頭を生産するの豫定は余の常に唱ふところ本策亦之に準ふ）此もの三月廿四日に至て乳を離るべし、故に其日より之を移し養ふべし。而て第一次分娩の後五日を経て二月廿七日に母兎の百頭を交尾せしめ三月二十日妊孕確定し四月二十日に生産せし五百頭は五月二十日に至て乳を離る故に其日より之を第二區に移すべし。又第二次分娩の後五日を経て四月二十五日母兎の百頭を交尾せしめ五月十六日妊孕確定し六月十六日五百頭を生産すべし、此のもの七月十六日に至て乳を離る故に其日より之を第三區に放つべし。爾後遞次此法を以て放牧を爲すべし。然るに第一次乃ち三月二十四日に放牧したる第一區の子兎は七月の下旬に於て既に成長すべく、宜しく屠殺して市場に上すべし。然らば則ち八月以後に生産せし子兎は再び第一區より順次前回の如く放牧を爲し得べし。而て區内各所に矮小の家屋を設け乾草其他の食料を貯藏し若くは兎畜の雨露を凌ぐべき場所を充つ可し。其他牧場一面に牧草を播種し從て生すれば從て食し得らる、の便を得せしむ可し。既に此に至れば兎畜自

在に運動して体格肥満し毛色光澤を増し革皮強厚となるべし。兎畜改良の實是に依て擧るべく本業の盛衰是に依て其跡を絶つべし、是れ余の本業に就て切に望む所なり。

第五章 養兔眞論興農策

明治二十四年八月二十五日稿、同月三十日大日本養兔改良義會々誌第六號に於て「養兔を普及するは實に目下の急務たり」と題し掲載。此時著者の年齒二十三年十一月

我輩は本會創立の始めに於て一面は會誌を刊行して以て公衆の輿論を喚起せんとし、一面は卑見を詳陳して主務大臣の注意を促かし、偏へに本業の發達を企圖したり。而して其望む所を要約せば、現時世運如何に進歩して制度文物の善、立憲政體の美、燦爛として光輝を放つと雖も、尙し其國家にして財政は整理せず經濟は富裕ならず、歳出餘りありて歳入足らざるが如きことあらば、立憲政體の美制度文物の善何を

以て其光を放たんや、宜しく今に丁て農業を振興し國家の經濟を富裕ならしむべし、農業を振興せんことを望まば宜しく今に於て飼養簡易蕃殖速かなる養兔の事業を推廣し、一方に肥料を得て耕作を補益し一方に毛肉皮革を得て家計の輔けとなすべし。於是乎農業自ら振興し經濟自ら富裕なるべし、農業振ひ經濟裕かなれば此に始めて制度の善、政體の美、其真相の光輝を放つべきなり、是れ目下の急務なりと公言したり。我輩は此意を以て切に本業の普及擴張を圖りしと雖も、如何せん當時の大臣は交迭して上書は雲烟過雁に付し去られ、公衆は耳あつて耳なきが如く目あつて目なきが如く恬として顧みるものなし。曾に之を顧みざるのみならず中には我輩の行爲を以て狂愚となし迂遠となし、竊かに之に嘲笑するものあるに至れり。何ぞ思はざるの甚しきや。國家將來の計を立てず一に目前の小康に安んじ、僅かに法律の完美なるを見ては自ら文明と誇り、僅かに屋舎の宏麗なるを見ては自から富強と傲ると雖も、内部に入て之を窺へば租税の納付に困しむものはあらざるか、衣服飲食に苦しむものはあらざるか、夏候蚊軍の襲撃に逢ひながら之を防ぐべき蚊帳の塞壘を築く者はあらざるか、寒夜風雪の肌を侵すも之を防ぐべき蒲團夜具の備へなきものはあらざるか。親は病に臥し子は飢に泣くも而も之を療養する克はざる者はあらざるか。此の如く述べ來れば其數限りある可らず。嗚呼是等の輩好んで其の貧窮に陥るものにあらず、晨に星を戴いて出で夕べに月を蹈て歸り、檻樓僅かに身に纏ひ粗食僅かに腹を補ひ、夜を以て日に繼ぎ孜々汲々として一意業務に従ふと雖も、如何せん農業不振の大勢には敵し難く、勞働して利得少く勤勉して報酬尠なし遂に以て財政に困難し蚊帳なく蒲團なく親を養ひ子を育つるに苦しむに至る。豈惑むべきことにあらずや農家の衰弊實に此の如し、農家衰弊の狀況已に如此なれば、肥料を購ふて耕田に施すこと克はず、肥料施す克はざれば收穫従て少なし、收穫既に少なければ農家の購買力此に衰ふ可し、農家既に購買力を失ふ、商業工業何を以て盛ならんや、商業工業既に盛ならず金融の閉塞する洵に止を得ざるなり、金融閉塞して

流通緩漫なり諸般の事業振はんとするも豈夫何を以て得へけんや、諸般の事業既に振はず國家の經濟富裕ならんとするも豈夫何を以て得べけんや。是に因て之を觀れば國家經濟の張弛は農業の振否に關繫し、農業の振否は肥料を施すと施さざるに起因すること炳焉として燎らかなり。我輩の養兎を普及して農業不振の大原因を醫せんと欲するもの、豈偶然のことならんや。嗚呼我輩は此の如き大望を抱き、此の如き新事業を弘めんとす。然るに世人の之を見て以て狂愚なりとし迂遠なりとし竊かに嘲笑するものあるを聞かば、我輩は大聲疾呼して是等の國賊を痛撃非難せざるを得ず。然れども我輩は是等の輩に向つて獨り痛撃非難を以て終るものにあらず、是より進んで本業の目下に急要なる所以を明示すべし。世間心ある者は耳を敬て、我輩の論ずる所を聞け、我輩爲めに懇ろに説く所あらん。抑本業は一方に向つては農業振興の率先者なり、一方に向ては貧民救助の濟世主なり。世人は夏候蚊軍の襲撃に遭ふて以て蚊帳の城に據る克はず、寒夜風雪に侵されて蒲團夜具の掩ふべきものなく、親は病に臥し子は飢に泣き己れは凍へ妻は渴するが如きものを見るも、何たる感覺も起らざるか、本業を普及して之を救ふの意は生せざるか、我輩の唱ふる所我輩の行ふ所は見えざるか聞えざるか、世人は見えざるが故に本業に従はざるならん、聞えざるが故に本業を誹謗罵詈するならん、我輩の世人は耳あつて耳なく目あつて目なしと云ふもの謂れなきにあらず。世人は知らずや、釋迦の佛教を説くの時、孔子の道を説くの時、耶穌の教を弘むるの時、日蓮の宗旨を開くの時其他法然に親鸞に、新に教を布き宗旨を開くの時、反對者はあらざりしが誹謗者はあらざりしか、我輩は多言を以て之を辯せず、以上の數言を以て世人に質さば則ち思ひ半ばに過ん。嗚呼釋迦なり孔夫子なり耶穌なり日蓮なり法然なり親鸞なり其初め痛く世間の抗撃に遭ふと雖其心は鑽石の如く、管に人を導て善道に入らしめ社會の邪惡を絶たんとすの意にして、心中世を救ふの外また一の汚點なかりしなり。此故に

幾多の抗撃に遭遇し幾多の誹謗を受くると雖も、其末遂に一種の教法を流布し一門の宗旨を創設し、數千載の後數百歳の末に於て衆庶の尊敬欽仰する所となり、大に其道を以て世間を裨益せしにあらずや。本業と雖も奚ぞ之に異ならん。我輩素より釋迦孔耶と年を同ふして語る可らずと雖も、其本業を普及擴張するの熱心に至ては決して釋迦に譲らざるなり、決して孔子に譲らざるなり、況んや耶穌日蓮をや、況や法然親鸞をや、我輩は他日必ず此佛教の如く儒教の如く耶穌教の如く其他諸宗の如く、世を益し民を救ふの日あらんことは深く信して更に疑はざる所なり。既に斯の如く他年一日必ず本業の世を益し國を利するに至ることは信して更に疑はずと雖も、管に之を自然の勢に任せて聞くべきにあらず、宜しく今日に於て之を誘ひ之を導き、本業の利益に依て此困難なる農家の財政を整理し、夏候蚊軍の進撃冬夜風雪の侵襲に遭ふものなく、親の病に臥し子の飢に泣くも施すに術なき者をして救療養育の途を得せしめ、進んで一家の財政を齊へ一國の經濟を裕かにし國力の鞏固を圖らざる可らず。若し此時に當て此策を講せざるときは、制度文物の善、立憲政体の美は止た其名を有するに止まり遂に其實なく、帝國議會は歲入の豫算を議するも租税は之を斂むるに至らず、法律制度は金科玉條を以て組成し、裁判所構成法は嚴然として其規定あるも相應の判官を置く克はず、加之軍兵の備へ艦隊の設け之を爲すに策なく、國家の干城此に亂る、に至らん養兎事業の振否興廢は國家の盛衰弛張に關連すること其れ此の如く大なり。本業の發達進歩之を自然に放任する克はざるの理由實に此に存す。嗚呼世の目あるもの耳ある者、克く我輩の説く所を聞き誓て國家百年の計を立つべし。凡そ今日に處すること本業を普及して農業の振興を謀るの外、他に復た妙計あるを知らざるなり。

第六章 養見眞論軍用策

第一節 毛織製造及び食肉供給策

明治二十五年二月十二日發行大日本養見改良義會々誌第八號に於て『陸軍當局者小澤男爵の意見を難するの説を聞き益々養見を奨勵して毛織の製造食肉の供給を完全ならしむるの緊急なることを論ず』と題し掲載。此時著者の年齒二十四年五箇月

曩者貴族院議員男爵小澤武雄氏の説述せる陸軍省豫算論なるものは大に我陸軍部内の注意を促したるのみならず、之が爲め抗擊非難の聲其筋に於て喧しかりしと云ふ。今本論の中に就て尤も我輩の耳目を聳動し尤も我輩の腦裡を感激せしものは、曰く兵卒の羅紗服を舊に復すべし、曰く兵卒の給與法を改むべしとの二點即ち是なり。何を以て我輩の腦裡を刺戟し我輩の耳目を聳動せしむることかある。曰く他なし、是我輩の常に世間に公言して奨勵誘惑せる養見の目的に密接の關係を有し又我國家の經濟に於て非常の利害を感ずるの一大問題たればなり、請ふ聊か之を論せん。抑小澤男爵が説述する所の豫算論は事多岐に涉ると雖も本業に關係なきものは省て之を述べず、今我養見の事業に密接の關係を有し、我國家の經濟に非常の利害を感ずるの二點に就て論せん。小澤男爵が説く所の要に曰く

兵卒の羅紗服を舊に復す可し
兵卒の給與法を改む可し

と、其言簡にして未だ詳かならずと雖も、其之を復し其之を改むるの目的は唯我邦の經濟を考へ支出の節

減をなさんとするに外ならず。而して今陸軍當局者の之を難するの説を聞くに曰く

小澤男爵は兵卒の羅紗服を舊に復すべしと唱ふれども是れ實に思はざるの論なり元來我陸軍が兵卒に羅紗服を被せしむるは戦時の必要に起りたるものにして實地の經驗なきものは左程にも思はざるべしと雖も寒夜廣原に暴され霜雪を蒙るの難儀は實に一通りのものにあらざるなり斯る時に當て小倉服の兵卒と羅紗服の兵卒とは元氣の消長又大差あるや疑なし歐羅巴の或る名將は云へり兵卒は成る可く之を暖かならしむべしと是を以て我陸軍省は多少の經費を顧みるに違あらず遂に改めて羅紗服となせり要は唯だ實用を重んずるに在り若し夫れ日曜大祭日等の如き外出の時に當て之を着用せしむるは必しも實用に關係なきが如しと雖も兵の品位は一國の品位にも多少の關係あるものとすれば之を着用せしむること強ち無用と謂ふべからず

男爵は又兵卒の給與法を改むべしと云へり是れ亦思はざるの論なり凡そ兵士の兵營に於る樂は唯食物に在り故に其不平心も亦食物の粗惡なる等に原因せること往々見る所にして兵卒には成べく旨き物を食はしめざるべからず彼等が練兵場に出で、十分の運動をなしたる後營に歸るときは必ず先づ食物の何たるかをトふを常とせり兵を率ゐて國家の爲に死を致さしめんとするものは彼等を慰撫して汝等は旨きものを食ふが故に身体は益々肥大となれり戦に臨んでは定めし強きことなるべしと食物の故を以て之を勵すこと名將の慣手段なり然るを男爵此言をなす解し難きことなり

と、其言繁なりと雖も要するに軍隊の實際に於る事情に穿通し二者共に之を改むる克はざる事實を明言せしに外ならず。我輩は今此二個の意見を耳にして未だ俄かに判断を下す克はざるなり。何を以て然か云ふ、曰く他なし、國家の經濟益衰弊し臣民の財政愈窮迫す、歳出の額を節制し收斂の額を輕減せんことは衆庶の望む所なり。若し小澤男爵の言にして行はれんか巨額の歳出を節するを得べく多額の收斂を減するを得

べし、是れ我輩の深く賛襄する所なり。然れども我輩は國民多數の生命と財産とを保全し身を以て國家の犠牲に供へつ、ある軍兵が寒夜曠原の露に暴され霜雪の冒す所となり指を墜し肌を劈くの艱難を嘗る者をして、小倉の軍服を着せしめ元氣凋衰凍死に垂んとするの悲境に陥らしむることを好まず。宜しく毛織の軍服を興へて身体の溫暖と元氣の發達とを圖らざる可らず。其給與法に於ても亦爾り、國家の干城たるべき軍兵に對して粗糲なる食物を給與することを好まず、宜しく兵士の嗜好に投して身体の健全を保つに足るべきの給與をなさざる可らず。即ち我輩が小澤男爵の意見を可として而して之れに賛同する克はざるの理由實に茲に存す。然れば則ち陸軍當局者の説を以て可となすか、爾り其説く所克く實際に穿通し加之軍兵を愛撫育成するの點に至ては我輩の深く賛襄する所なり。然れども我輩の今日は租稅重くして産物少なく常に以て財政に困難し身を修め家を齊ふること克はざるものは恒河の沙の如し、其必要を認めて而して之れに賛同する克はざるの理由實に茲に存す。是に依て之れを觀れば二者共に我邦今日の狀態に適切なる意見と云ふことを得ず、我輩は今此二者の意見を折衷し我邦今日に適切なる方法あること知る。曰く他なし養兎の事業を推擴して全國の農家に飼養せしめ多量の兎毛と兎肉とを造り出し毛は以て軍人の羅紗服に資すべく肉は以て軍人の食用に供すべし。現今の軍服は之を外國に仰ぐ宜く更めて之を國産の兎毛に需むべし、費用少く從て國家の利益となるべし。現今の兵食は之を穀菜若くは魚肉より資る、宜く更めて之を兎肉に要むべし、費用少くして滋養多く從て國家の利益となるべし。是れ我輩が我邦今日に適切なる方法なりと云ふ所以なり。既に此に至らんか、陸軍當局者の意見之を貫くを得べく、小澤男爵の所論之を行ふを得べし。語を寄す世間心あるの士克く我輩の論する所を聞き與に俱に本業を擴張し毛織の製造と兎肉の供給とを完全にし國家經濟の裨益たらしめよ。淺識菲才其分を知らず漫りに陸軍當局者及小澤男爵の意見を論議す罪我輩に在り、幸に不遜を咎めず其意を酌量推蔽し、聊か經國の資に供するに足らば我輩の望み

乃ち足る敢て鄙見を陳す

第一節 戰時及び平時の軍用對策

明治二十六年八月十日發行大日本養兎改良義會々誌第九號に於て
『養兎眞論軍用策』と題し掲載。此時著者の年齒二十五年十一月

我輩は兎畜を以て平年蓄財の基本となし凶年救荒の原資となすを以て其大眼目となし、或は軍服の製造に或は兵食の供給に其利用を講ずる二三に止まらず。然るに今復本策を講して經國の資に供せんとす、蓋し目下の急務たればなり。請ふ左に之を開陳せん。

我輩は國家の不祥を好むものにあらず、又戰端の起るを望む者にあらず。然れども國家の生存に於て軍備の必要あるを知らは誰か其有事の時に處すべきの方策を講ずるを以て無用なりとせんや。我輩の本策を講ずるもの洵に已を得ざるなり。

抑國家不測の變異に際會し無止兵端を開くの場合に至らんか、宜しく陸軍には陣營に於て兎畜を飼養すべし、山野到る處彼か食物あり以て多數の養兎を爲すに難からず、敵軍四面を圍みて陣營を封鎖し籠營數日に亘りて糧食の闕乏を告ぐるも山野の草木之を變して兎畜となし以て腹を肥すべし。兵糧竭きて敵の擒となるは古往今來軍事の常患たり、此時に當りて斯の如き備へあり、飼養簡易蕃殖速かなるの兎畜以て糧

食に不足を告ることなかるべし。海軍に於ても亦以て其法を異にせず、宜しく艦内若くは其他に於て適宜の方法に依り兎畜を飼養すべし。割烹の屑餘蔬菜の殘物皆以て彼か食物にあらざるはなく、多數の兎畜を飼養すること實に難からず。若夫軍事の謀計に於て糧食の窮乏を來す時の如き、之か爲め測らざるの利益を見ることならん。是れ我輩が國家有事の日に於て軍用上兎畜の効用あることを知る所以なり。

以上は唯是れ有事の時に於る兎畜の効用に過ぎざれども、猶且平時の練軍に於て大に其利益あるべきを知る。他なし、長途の行軍若くは遠洋航海の時に於て或は之を艦内に飼養し或は之を行軍地に搬送して其必要ある毎に屠りて以て食料に供すべし。之を牛肉若くは其他獸肉の鹽漬等に比すれば新鮮の生肉を食することを得て其味の佳良なる其身体に有益なる贅辭を要せずして明らかなり、就中夏季の行軍若くは航海の時に於ては必要ある毎に屠殺し得らるべきが故に腐敗の虞あることなく、以て大に利便を感すべし。是れ我輩が軍事の上に於て有益なりと認めたる効用の概畧なり。

蓋し我輩は身僅かに農業の振興を以て主眼とす、故に軍事の實際に於る兎畜の効用に至ては具さに之を講究する克はず。當路の將軍大に目を斯業に注ぎ精覈考査して其利用を討究せば、得る所蓋し尠からざるべし。

嗚呼我輩は貧寒の一農夫なり、淺學無識審かに本策を論すべきの力なし。止だ軍用の上に於て兎畜の有益なる所見の梗概を啓滴して經國の資に供せんとするにあるのみ。

第七章 養兎眞論對外策

明治二十六年六月十九日起稿二十日脱稿。此時著者の年齒二十五年九箇月。同年十月三十日發行大日本養兎改良義會々誌第十號に掲載

條約の速に改正せざる可らざるは吾輩も亦之を知る、然れども愚を以て之を見れば其改正を速かにせんよりは寧ろ是に先じて其準備をなすべきの緊急なるを認む。窃に現今の形勢を窺ふに這般に對するの用意往々之れに背反し、只其改正の速かならんことをのみ望むは世間の通論なるが如きを見る。是れ吾輩の痛嘆に耐さる所なり。若夫條約の改正を遂行して假に内地の雜居を許すせんか、焉ぞ知らん今日の形勢は他日必ず豹變して復今日の觀あらざるに至るを。而して其重なる利害を感ずるものは實業を措て將た何れにかあらん。深く思へ彼の利慾なる彼の巧智なる又資本の饒多なる決して我の企て及ふ所にあらざるを。然らば則ち其巧智力を以て其利慾心を以て各種の事業に資本を下し我と競争を試みんとするは今より預言して更に疑はざる所なり。既に此に至らんか我の農業は果して如何我の商業は果して如何我の工業は果して如何其規模の細小なる其資本の不足なる又其智見の及ばざる彼と競争して利を得んこと期して克はざるべきは今より預言して更に疑はざる所なり。然らば則ち其競争場裡に立て彼と相對立し利を得ること斷して望む可らずとせんか、是れ我輩の酷だ取らざる所なり。然らば之を如何せば可ならん、曰く他なし、其改正に先じて準備を完全にし設計を堅確にし其斷行の曉に於て後悔なきを期し競争場裡に對峙して利益を占得するの覺悟をなすの外なきなり。故に曰く其改正を速かにせんよりは寧ろ是れに先じて其準備をなすべしと。是れ我輩が條約改正の全体に就て抱く所の卑見とす。然れども我輩は今此條約改正の全体に就て

は且らく之を當路の爲政家に一任して復讐々を用ゐざるべし。唯其養兎の事業に至ては國家の經濟に至要の關係を有する農業の弛張に干連すること極めて大なるを以て、茲に所見を啓陳し聊か大方の參考に資せんとするのみ。希くは之を述しめよ。

凡そ耕作と牧畜とは密接の關係を有する事猶且例令ば車の兩輪の如く鳥の兩翼の如し、其一を失へば羽其効をなさず車其用をなさざるに至る。若夫牧畜をなさざるの農業あらんか是れ所謂鳥の左翼を失ひ車の右輪を缺げると一般、斷して完全なる農業の利益を收むべきものにあらざるなり。茲を以て現今歐洲に於ては牧畜なき善良なる耕作なしと認知し牧畜は終に農業上必要なる一原素となるに至れりと云ふ。嘗に歐洲に於て然るのみならず其他の各州一として此の如くならざるはなし。然るに我邦に於ては如何と云ふに其農業と稱するものは單に耕作を主とするもの、云ひに過ぎず、偶牧畜の耕作に必要なを説く者ありと雖も是唯幾部の有志者に止まり否農業上多少の學識ある者に止まり、多數の農民即ち無智の實農者に至りては未だ以て其必要を認めたる者あらざるなり。斯く云はば難んずる者或は曰はん、我邦の農家既に牛馬を畜養せり又家禽を飼育せり豈何ぞ牧畜の必要を知らざる者ならんやと。洵に爾り、然れども規模甚細小にして耕作と年を同ふして語る可らず。看よ我邦の耕作は土地の險易を問はず原野谷間到處に行はれて作物の栽植極めて盛なるを。然るに之れが肥料を求むるの上に於て寸時も無かる可らざる牧畜の業は如何と云ふに、數國若くは數縣を跋渉するも未だ一個の牧場も之を見ざるなり。止だ厓かに居室に沿へる厩舎に繋きて牛馬何れか一頭を畜養し若は狹隘の箱を設けて庭前若くは庖厨の傍に於て數羽の家禽を飼育するものあるも其數甚だ罕にして牛馬は農耕の用に供するに足らず家禽は需肥需肉の用に供するに足らず聊の採卵僅かに其飼養費を償ふに過ず、是すら尙農家の各戸之を飼養するにあらずして唯其少しく餘裕あるもの之を行ふのみ、貧窶なる者は牛馬を畜はず家禽を養はず肥料を求むるの途更に之れなきは我國農家の

状態なり。嗚呼耕作は原野谷間到處に行はれて牧畜の之に伴はざること其れ此の如し、豈何を以て完全なる農業の利益を占得ることを得んや。嘗て佛國法學大博士「ボアソナード」氏が、日本民法草案註釋第三編下卷(五百三十四五葉)に於て講述する所を視るに曰く

(上略)日本の内地に旅行して一日間僅かに一頭の牛羊を見ずして只到る所に寒村を見るは外國人のために實に驚愕すべくして且つ厭倦なる感と云ふべし屠畜の兎は日本に於ては殆ど人の知らざる所なり本案の起草者は已に十四年前此有益なる獸類の飼養を制禁したる警察規則の發布ありしを見たりしが此事たる實に奇怪の事と云ふべし吾人は却て此獸類を飼養して其稀少なるを補はんが爲め其飼養者に賞金を與へて之を奨励せんことを勸告したり此賞金を與ふるに至らざりしと雖も之を飼養するを罰せざるに至りたり獸畜の飼養は肥料を以て其飼養費を填補す之れ今日歐洲に於て牧畜なき善良なる耕作なしと認知したる所以なり故に農産の一部たる牧畜は終に農業上必要の一原素となるに至れり之れ牧畜の事たる同時に富の結果及び原由たるを以てなり云々(下略)

之れを以て見れば「ボアソナード」氏は我邦の内地を旅行して一日間僅かに一頭の牛羊を見ずして到る處に寒村を見、大に驚愕し且倦厭の感を抱きしを知るに足るべし。外國人の内地を旅行して感を抱くこと斯の如し。若し一ひ雜居を許すに至らんか、彼の巧智なる彼の利慾なる必ず内地に農業を營み耕作牧畜並ひ之を行ひ我邦の農業を壓倒するは目前に在り。殊に外人は肉食を以て専らとす、肉の需用豈今日の比ならんや。而して其今日は如何と云ふに最近の統計は未だ之を知るに由なきも、去る明治二十三年の統計に依れば其一年間に屠殺したる牛馬の總數は十萬千七百五十頭なり、今全國の人口中肉食者の數を假に三千萬人とすれば屠殺牛馬の數と肉食者の比例とは二百九十五人に對して牛馬何れか一頭の割合となるべし、即ち二百九十五人が一年間に食ふ所のものは僅かに一頭に止まれり。又別に牛馬の蕃殖數を調査するに其數

凡そ一箇年八萬頭を出でざるが如し、其人口に比して肉の需用斯の如く多からざるに仍は其蕃殖の需用に充たざること二萬頭に上らんとす。肉の需用少なきの今日すら猶且此の如し、若夫條約の改正を斷行して内地の雜居を許すに至らんか肉食を専らとするの外人鄙に充ち満ちて肉の需用今日に幾十倍すべきは今より預知するに難からざる所なり。此時に方り外人の利慾なる外人の巧智なる焉ぞ其牧畜の事業を我國人に委ね以て其供給を仰がんや、否仮令彼は私の供給を仰がんとするも牧畜の事業に於ては不經驗不熟練なる我邦農民のことなれば遽かに之が需用に應せんこと斷じて克はざる所なり。於是乎彼自から進で其業を執り自己の需用に充つるは勿論我邦人民の需用も亦之を供給せんことを企て完全なる牧場を各地に設置すべく一方には規模の宏大なる耕作を行ふべく以て大農業を營み以て大利益を得不完全なる我邦の小農を壓倒して利益を壟斷せんとするは吾輩の今より之を斷言するに憚らざる所なり。嗚呼此時に至りて我農民は之を如何せんとするか、彼已に先じて我を制す、我已に後れて彼に制せらる、臍を嚙むも及ばざるなり。思ふて茲に至れば悚然として寒きを覺ゆ。嗚呼悲哉帝國の農民たる者宜しく今の時に當りて遠きを慮り近き患を防がざる可らず。嗚呼今日すら内地蕃殖の牛馬は以て國人の需用に供するに足らず、然るを況んや他日をや。嗚呼今日すら我邦農業の利益は以て國家の經濟を支ふるに充分ならず、然るを況んや他日をや。宜しく今に於て耕作の法を改善し牧畜の業を新起し完全なる農業の利益を占得するの覺悟をなさざる可らず。如此にして漸く經驗を累ね熟練を積み以て他年一日條約の改正を斷行して内地の雜居之を許すの曉に達し彼と競争して始めて克く勝利を得らるべきなり。然らば則ち耕作の法を改善し牧畜の業を新起するの策如何、曰く他なし、惟維養兔の事業あるのみ、惟維養兔の事業あるのみ。抑養兔の事業たる飼養簡易蕃殖速かにして肉以て食すべく革以て用ふべく毛以て織らるべし、加之屎尿は之を耕作の肥料に供して充分の効能あり。此肉此革此毛此糞此尿販賣して以て貨幣に代ふべく、以て農業改善の費途に供すべく、以て

農家經濟の整理を補くべし。如此養兔の事業は既に農業振作の上に於て必要の原素なることを知らば宜しく先づ其業を進張して農業改善の實を擧るを以て急務とす。其之を進張するの方策寔に多しと雖も有志の官民一致して以て農家に奨誘し全國一般に普及して復遺憾なきを期するより善きはなし。『ボアソナード』氏嘗て曰はずや、此獸類を飼養して其稀少なるを補はんがため其飼養者に賞金を與へて之を奨励せんことを勸告したり云々と。其言や善し、如何にも政府其必要を知らば宜しく飼養者を保護して之れが發達進張を扶持せざる可らず。然れども我邦今日の狀況に於て其飼養者に對して賞金を與へんとするは言ふべくして行はるべきにあらず、茲を以て有志の官民一致して其普及擴張を圖るの外また策なきを如何せん。有志の官民此の如く一致せば養兔の事業之を全國の農家に普及すること豈何ぞ難しとせんや。此業已に全國の農家に普及せば他日條約の改正を斷行し外人權を連ねて内地に雜居し牧畜に耕作に奮進以て我を倒さんとするも我何ぞ彼に壓せられんや。養兔の事業已に盛んに行はれば肉は多量に之を産出し内は以て内地の需用を充たし外は以て外人の需用に應ずべし。其毛其革其糞其尿各其用あり以て農業の改進を期するに足る。既に斯業を普及すること此の如くなるに至れば、彼が内地に雜居して企てんとする牧畜は競争の場裡に立て決して其望なきに至るべし。既に其望なきに至らんか、彼は已に農業の片輪を奪はれたるものなり彼は已に農業の一翼を剝れたるものなり、豈何ぞ完全なる農業を營むことを得んや、彼如何に巧智なるも彼如何に利慾なるも彼如何に資本の饒多なるも我と競争して利を得ること容易の業にあらざるなり。否斷して克はざる所なり。吾輩の本業を以て對外の一策となすこと決して無稽の空論にあらざること其れ此の如し。是れ吾輩が條約の改正を速かにせんよりは寧ろ是れに先じて其準備をなすべきの緊急なるを認知し此に本案を講ずる所以なり。心ある者克く此意を諒し漫りに條約の改正を速かにせず、宜しく其準備を完全にし設計を堅確にし而して後之を斷行せば庶くは悔なきに幾からんか。

養兔眞論 畢

明治二十六年八月十八日書ヲ農科大學教授農學士米國理學士玉利喜造君ニ呈シ養兔眞論ノ校閲ヲ懇請ス
同月二十一日其承諾ヲ得二十八日原稿ヲ送致ス十月十六日校閲濟稿本ヲ還付セラレ而シテ本書ハ當時速カニ之ヲ刊行シ以テ世ニ公ニセント欲セシニ公私殊ニ多忙ヲ極メ未タ印刷ニ付スルノ手續ヲ爲スニ違アラズ今ヤ少シク閑ヲ得テ之ヲ發行スルノ場合ニ際會セリ茲ニ聊カ事ノ顛末ヲ記シ以テ之ヲ卷末ニ附ス
明治三十年二月二十五日

霞村農夫 得能正通識

心花心花

子日卷之五

通文集

續養兔眞論

目次

第一章	大日本養兔改良義會創立趣意書	一
第二章	岩村農商務大臣に呈したる養兔改良主意書	三
第三章	養兔のすゝめ	六
一	兔を飼ふ目的	六
二	兔の効用	六
三	兔の蕃殖と計算	七
四	兔の飼養法	九
五	兔の食料	〇
六	分娩前の心得	〇
七	兔の扱ひ方	〇
八	兔の交尾法	一
九	寒中の用心	一
十	兔の病氣を治す法	二
第四章	養兔の弊害を指摘し併せて其實業の實業たる所以を明らかにす	二
第五章	兎畜仲買人の不正を痛撃して純正	二

なる仲買人の輩出を望む	一四
第六章 土方宮内大臣に對し救荒策を載せたる會誌の傳獻を懇請するの書	一六
第七章 養兔の罪を辯し併せて其實利あることを述べ	一八
第八章 伊藤内閣總理大臣西郷海軍大臣大山陸軍大臣に呈したる軍服の原料及び兵食の供給に關する意見書	二〇
第九章 養兔道しるべ	二四
一 養兔の必要	二六
二 養兔の効用	二九
三 養兔の目的	三一
四 兎畜の蕃殖	三二
五 養兔の利益	三五
第十章 兎毛紡織の大工場を設くるの必要	三六
第十一章 大隈農商務大臣に對し養兔事業の急を述べ拙著養兔眞論を呈するの書	三九
第十二章 中國産業新報發刊の祝辭	四一
第十三章 大日本養兔史自序	四三
第十四章 養兔の友の發行に就て	四四

Handwritten notes in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

第十五章 養兔と養蠶—家兔の屎尿を堆肥とし桑の萎縮病を防ぎたい	四六
第十六章 兎肉と農村保健衛生	五二
第十七章 續大日本養兔史自序	五四
第十八章 人口制限と養兔	五五
第十九章 農村振興問題と養兔	五七
第二十章 明治二十三年以來の宣傳—大久保彦左の天正三年爲の巢文珠山では無いが養兔宣傳の初陣以來三十五年間の惡戦苦闘	五九
第二十一章 生兔を屠るは決して無慈悲では無い—彼れが出世の本懐は身を殺して仁を成すにあることを知らねばならぬ	六一
第二十二章 政權餓鬼と養兔宗	六五
第二十三章 朝鮮統治の根本對策は養兔の獎勵に在る—土と草の葉を食つて露命をつなく朝鮮の小作農を救へよ	六八
第二十四章 養兔事業を惡用したる不善人を憎む	七二
第二十五章 政府の農村振興策中には何故	

に養兔の獎勵を加へぬか	七五
第二十六章 朝鮮全羅道の飢饉對策として速かに養兔事業を獎勵せよ—岡山縣では旱害救濟副業として養兔を獎勵する	七八
第二十七章 慶安御觸書の農民訓と政府の農村振興對策とを對比して重ねて養兔獎勵を進言する	八〇
第二十八章 養兔を教へて朝鮮幾萬の饑民を救へよ	八四

續養兔眞論目次畢

續養兔眞論

養兔眞論 著者 得能正通 著
大日本養兔史

第一章 大日本養兔改良義會創立趣意書

明治二十三年一月著者初めて養兔に志し其の第一著手として自ら發起者の一員に加はり推されて會長となり大阪市西區靴上通一丁目七十一番屋敷に大日本養兔改良義會を創設し斯業の改良を唱道すべく世間に發表したる手稿の趣意書は即ち是れ、此時著者の齡實に二十二年四箇月を算ふ。

輓近養兔の業日と共に旺盛に赴むき、所として之を飼育せざるもの無きに至りたるは、吾邦殖産の爲め大に悦ぶべきことなり。然れども其業や甚だ幼稚にして自ら兎畜を飼育して之れが飼育の方法を知らず、蕃殖の途を知らざる者世間尙に多し。此を以て均しく同数の兎畜を飼育し均しく同一の費用と手數とを要して其目的の半ばにも至らざる利益に甘んぜざるを得ざるは止だ其飼育の方法に暗きが故のみ。豈他あらんや。殊に本業の世に行はれて以來日未だ深からず種兎各地に洽ねからざるが爲め價格の暴騰を來し、或は非常の低落を顯はし、中には狡猾の徒其間に出沒して賣買の上に少からざる弊害を醸すに至りたるは、

本業の爲め碌く痛歎に耐へざる所なり。今にして之れが飼育の方法を改良し繁殖の手段を講究し價格の平衡を保持し賣買の弊害を矯正するは實に焦眉の急務なりとす。倘し此時に丁りて之れが改良を企て矯正を圖るにあらざれば、他日不測の難事を來し復如何とも爲すべからざるに至らん。是れ茲に本會を創立するの已むべからざる所以なり。庶幾くは同感の諸士幸に此舉を賛襄し、小は以て本業の發達を扶け、大は以て國家の富強を謀らんこと、吾輩の切に望む所なり。

明治二十三年一月七日

大日本養兔改良義會創立主唱者

第二章

岩村農商務大臣に呈したる 養兔改良主意書

明治二十三年二月十一日著者は一面大日本養兔改良義會々誌を發行し、一面自己の決心をも表明すべく時の農商務大臣に書を呈し所信を披瀝したる養兔改良主意書は即ち是れなり。此時著者の齡實に二十二年五箇月を算す。

明治二十三年二月十一日大日本養兔改良義會々長得能正通書を農商務大臣岩村通俊公閣下に捧呈す。正通淺識菲才其分を知らず、乏を大日本養兔改良義會々長の選に承け、爾來専ら其任を空うせざらんことを勉むと雖も、本會創立日尙淺く未だ以て本會の目的を他日に貫徹し、牧兔の事業を世間に普及し得るや否やを知る克はず。然れども此業や實に農家の生計を補け民力の休養を圖るべき堅固確實なる我邦適切な牧業なることは、正通の深く信じて疑はざる所なり。是れ一方に殖産興業の大任を專掌し、一方に國家大政の樞機に參與し、國民の慶福と國家の隆昌とを以て其本分とせらる、我賢明なる農商務大臣岩村公閣下に會誌を贈進し、併せて正通が抱持せる鄙見を上陳し、本會が期する所を日星の明に照し、本業の國家を益するに足る所を江海の量に訴へ、聊か閣下が參考の萬一ともなることを得は、單に本會の満足に止らず實に國家の幸福なりと思惟し、尊嚴を冒瀆し妄りに書を上りて閣下の電覽を煩はす所以なり。

恭て案するに、社會の進歩に伴ひ人智の開發に従ひ、文物制度大に其面目を一新し、立憲政體は彌々本年を以て行はれ、市町村の自治既に實施せられ府縣郡制將に近きに發布せられ法典の編纂亦完成せられんとす。於是乎新聞の發行、政黨の組織、議員の選舉等諸般の準備に急かはしく、日を以て夜に繼ぎ戰々競

々其間に狂奔して更に他意なきか如きは世間現時の状態なり。素より立憲の制度行はれ政法の改革駸々として進むの今日に當りては、之れに對するの準備覺悟必要は即ち必要なり。然れども制度文物如何に盡美にして立憲の政體如何に盡善なるも、一國の財政裕かならざれば國家の獨立得て望むべからず。宜しく社會の進歩と人智の開發とに伴ふべき國力を造成せざれば制度文物の善、立憲政體の美焉ぞ恃むに足らんや既に國家の獨立は政法の善美のみに依るにあらずして、國家の經濟如何に因るものなることを知らば、速に國家の財政を整理し、國家の經濟を富裕ならしめんとするは焦眉の急務なることを言を俟たず。然れば則ち何を以て國家の財政を整理し、國家の經濟を富裕ならしめんとするか、他なし、牧兔の事業を普及して農業の振興を企圖するの一方があるのみ。兎畜已に農家に普くして、肉は食ひ毛は織り製革は販賣し屎尿は肥料となさば、農業期せずして振ふべく財政求めずして裕かなり、農家の財政裕かなれば商工の二業隨て盛なべく、國家の經濟依て立つべきなり。其牧兔の實利の如きは之を逐號捧呈する所の會誌に譲り、今茲に之を省く。

如斯牧兔の事業を農家に普及せば遂に及で國家經濟の衰勢を挽回するに足ること明らかなりと雖も、如何せん牧兔は未だ著實の事業たるを得ず、一時流行の觀を免れざるは洵に斯業の爲め惜むべきことなり。是其飼養の方法と蕃殖の手段とを明らかにせず、又其毛肉製革の利用を知らざるに由ると雖も、抑亦投機者の此間に隠見出沒して不理の財利を貪り、人をして之れが飼養の念を絶たしめ、再び此業に従はざることあるに至らしむるは、實に此業の振はざる最大の原因と云ふべきなり。是れぞ本會を創立し此投機者の横行せる巷に屹立し、弊害を矯正し障害を除去し、純良至正なる牧兔の新事業を開かんことを期する所なり。嘗に正通は此牧兔の事業を農家に普及し農業の振興を圖ることを知つて、他に斯業の爲め思ふ所あらざるなり。立憲の政體彌々行はれ帝國議會の開設目前に切迫して、之れが準備に汲々たる者の多きに反

して、殖産興業の事に力を罄す者の尠きを見れば、正通は轉た慨歎に耐へず、遂に淺劣非薄其任に膺らざるを遺れ、敢て養兔改良の實を擧げんことを期するものなり、冀くは閣下宜く正通の微衷を憐み給へ。今茲に大日本養兔改良義會々誌の初號を贈進するに當り、聊か本會の期する所と不肖正通が鄙見とを併せて上陳す。正通賤劣を顧みず尊嚴を干す所以のもの、一に我邦今日の大勢を憂ふるが故のみ。豈他ならんや。一篇言盡きて情未だ竭す、偏に閣下の明察を仰ぐ。正通誠恐頓首謹言。

明治二十三年二月十一日

大阪市西區靴上通一丁目七十一番屋敷

大日本養兔改良義會長 得能正通

農商務大臣岩村通俊殿

第三章 養兔のすゝめ

明治二十三年三月中稿此時著者の齡二十二年六箇月。同年同月三十日發行大日本養兔改良義會々誌第三號に掲載

養兔のすゝめはしかき

このころ兔を飼ふことを農家にすゝめんものと、彼方此方を遊びありくに、何所にても兔を飼ふ目的と之を養へば何程の錢を得らるゝか、又其飼養法は如何に、若し其ことを記せし簡易な書物はないかど斯う聞かれます、素より此業にのみ關ることを書き著はしたものは既に二つ三つ世に行はれてあります、併し何れも事が浩漭うて、中々に讀み盡されませぬ、其所で余は、肝要の事件だけを紙片に書付て渡しましたなれども何分數多い事で、迎も手が届きませぬ、故に今之を剗剛氏に頼みて、一つの書物となし、名を養兔のすゝめと命けました

明治二十三年春三月

著者しるす

養兔のすゝめ

(一) 兔を飼ふ目的

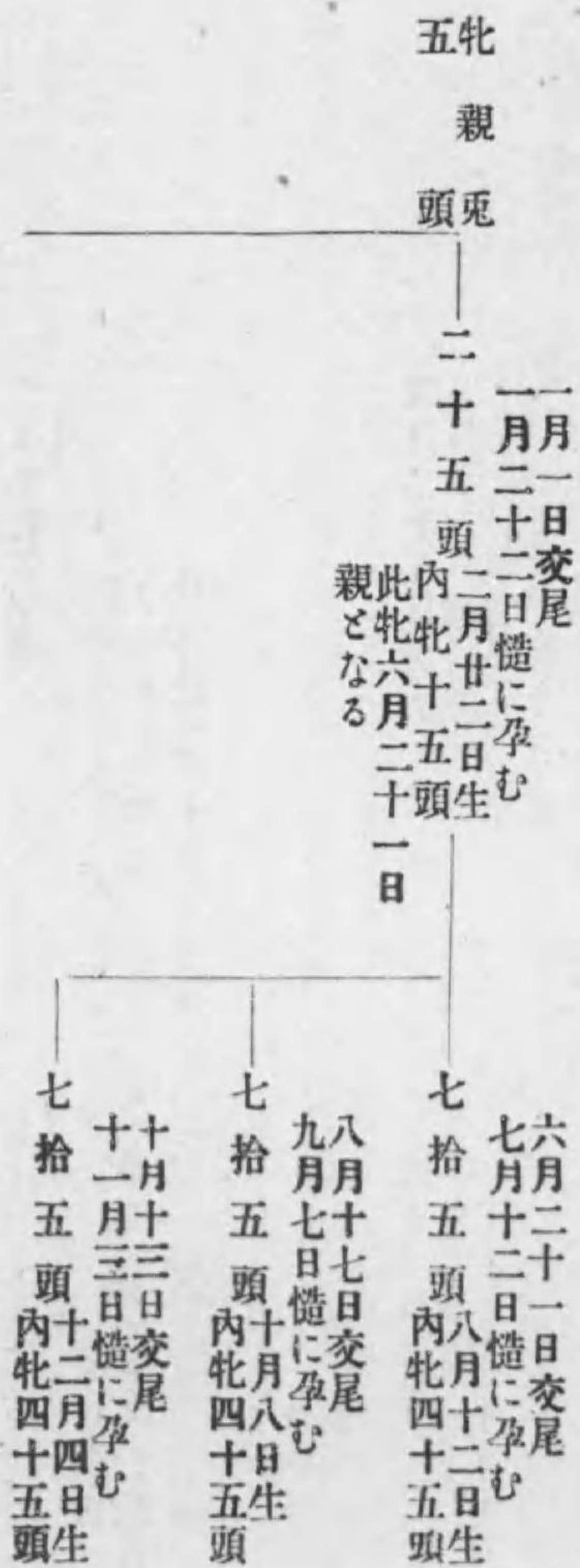
農家の活計向の不自由なるは、常に小使の錢に乏しいからです、肥料に困つて金肥を求めらるからです、其所で余は兔を飼ふて、小使の錢と作物の肥料とを得たいと思ひます

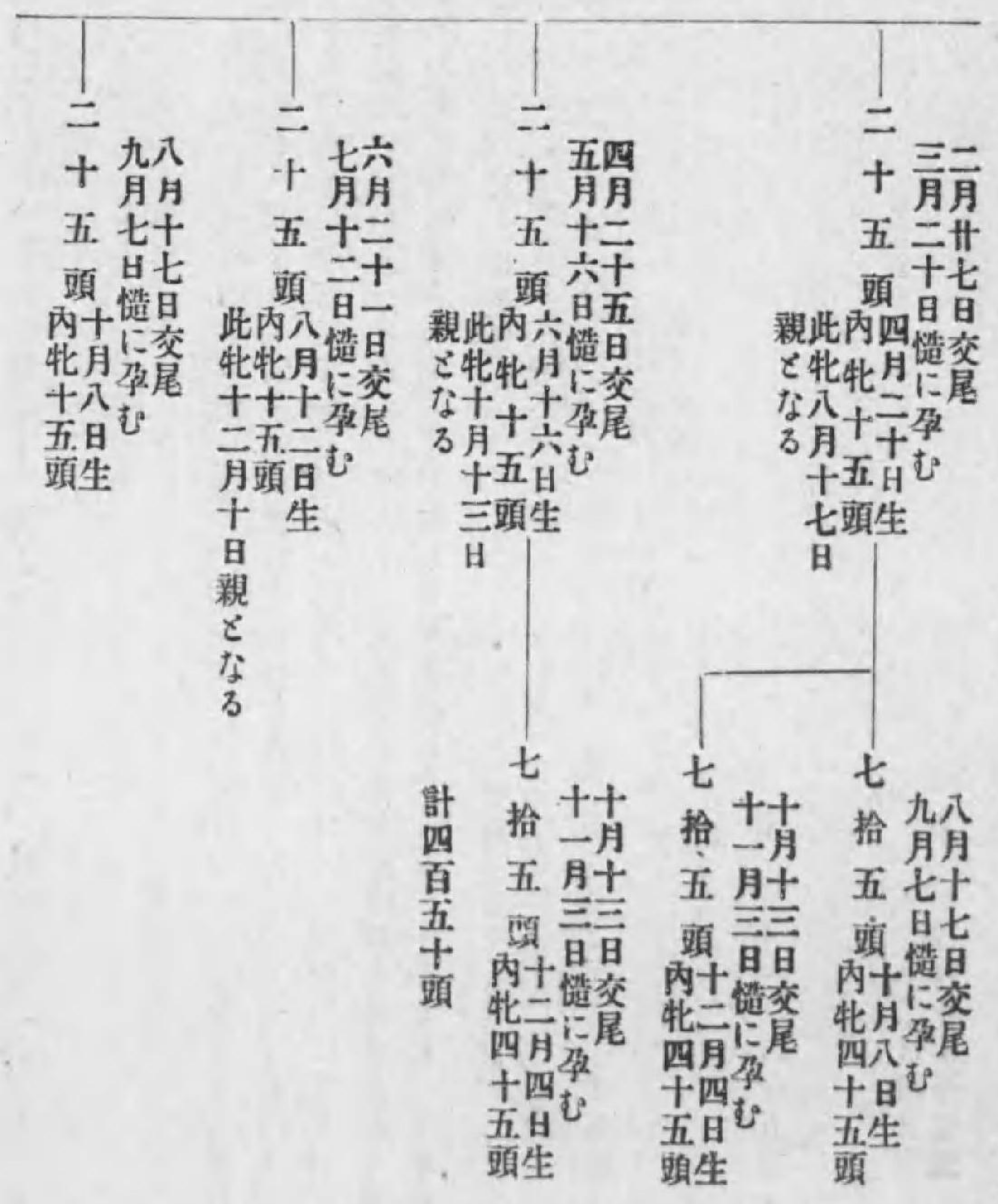
(二) 兔の効用

兔の毛は綺麗な織物となり、其肉は鶏よりも淡泊りとして佳く、皮は色々の細工物に用ひ、其尿と糞と敷藁とは肥料として克く効きます

(三) 兔の蕃殖と計算

兔は生れてから二十七八日三十日にて乳を離れ、四月すれば親となつて交尾ます、其れから三十二日して仔を産む、其數は大抵七八頭より十二三頭、其母兔が仔を産むでから二三日すれば又交尾ひます、併し孕むでも仔は育てます、此んな勘定ですから兔を一頭持つて居れば、一箇年には千七百三十頭になると云ひますが、物は勘定通りには行きませぬ、ですから余は眞實に出來得る様の勘定をして見ました、此に母兔を五頭持つて居れば何の様な素人が飼ふて、而して何の様に育て方が下手でも、一年中には





十月十三日交尾
 十一月三日懐に孕む
 二十五頭 内牝十五頭
 計百五十頭
 總計六百頭

(備考) 交尾の翌日より孕みの日迄廿一日置きたるは一度交尾せしのみにては其仔の止まらぬことあるも計られず故に其間凡三度の試験出来る様充分に時日を設けあるものなり
 前の様に六百頭得らる、勘定になります、是れは勘定ばかりではない眞實です、其所で其の六百頭の内で百頭だけ自分の内の食料としまして、残る五百頭を賣れば、一頭を二十錢と見ても百圓となります、其れに前に食ふた百頭の草を一枚五錢と見るも五圓となります、之れを合すれば百五圓の小使が得られるのです、尙其外に餘程の肥料が得られます、而して其飼料は云へば、自分の内に作つて居る稻藁又は家の子供等に草を刈らせて之を飼料とし、別に外から食物は買入れぬ積りです、是れぞ余が兔を飼ふて、世の中に難儀をして居る農家が小使と肥料とを造り出して、安氣な活計をするやうになるが可いと云ふ所以です

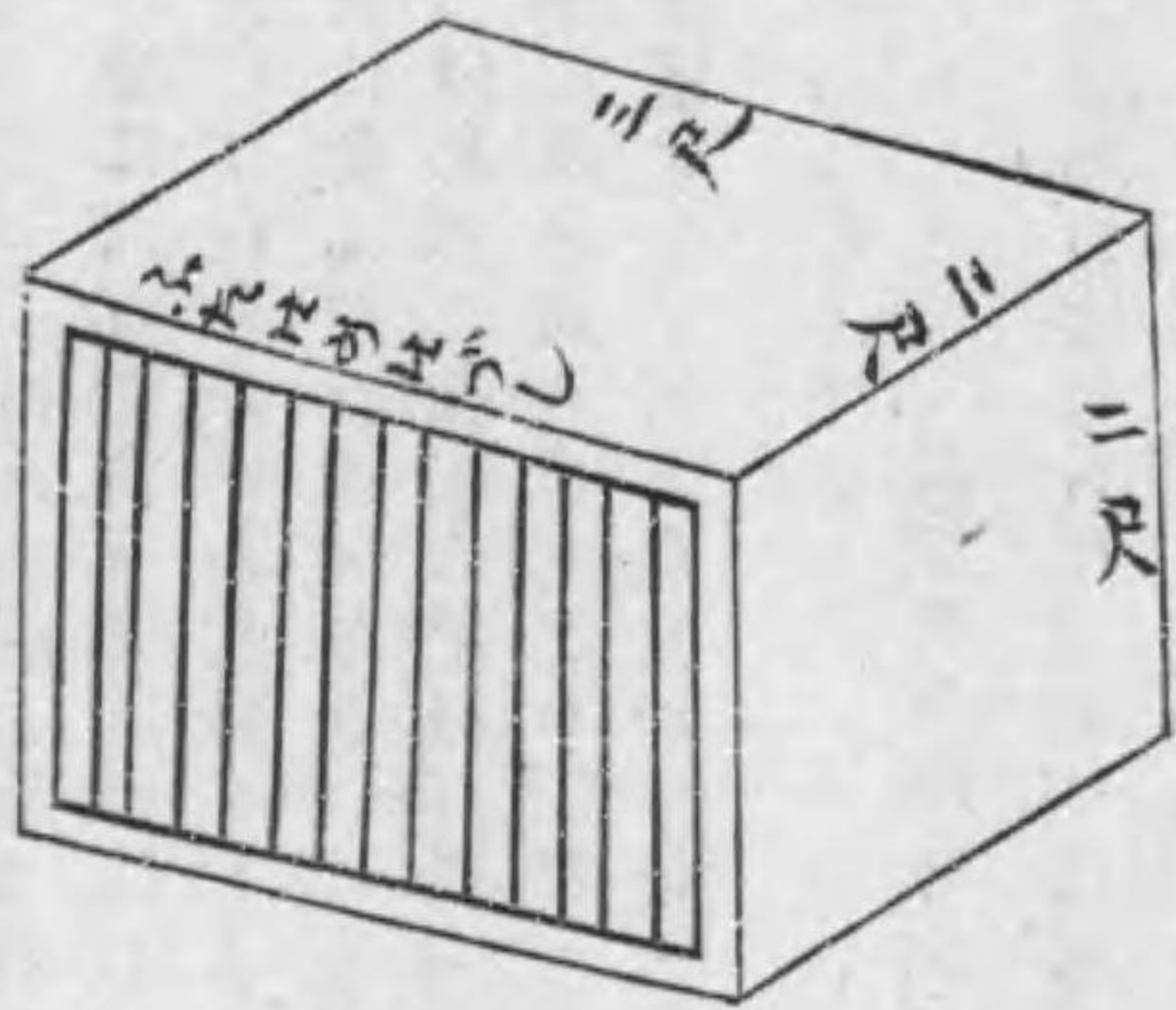
(四) 兔の飼養法

兔は放牧の法もあれども、簡易なのは箱飼です、其箱は圖の如くにして、箱の中へ二三寸に切りたる藁を入れます、又親兔は其箱を別々にして、牝と牡とは一つに入れませぬ、すべて冬は温かく夏は涼しいや

うにし、敷桑は七日目位に替へて箱の中を清潔にするのが肝要です、併し仔の産れてより後、二週間位は巢を替へぬものです

(五) 兔の食料

兔は木の若葉、いろ／＼の草、又は稻葉野菜類、何でも食べるもので、又菜類の水分多きものは少し乾かして與らねば腹を痢すことがあります、而して夏には青草杯を與へ、冬は乾草又は稻葉を細かく切り山にある葛の葉並びに蔓、甘藷の蔓を刻み交せて、湯若くは水を漉ぎ糠などをふりかけて與へます、其量目は一日に青草百目位、藁干草等は六十目位にて三回に分けて與ります、併し仔を産む一二日前、又乳飲子のある間は加減して少し食物を多く與るのです、前の分量は親兔のことですから、雛仔中仔には其加減をせねばなりません、又仔兔は生れて十五六日すれば、乳のかたはらに少しづつ、物を食ひます



(六) 分娩前の心得

孕みたる兔は二十四五日になれば腹の毛を抜き、藁を集めて巢を造るの用意をするものです、故に其時には氣を注げて、短かき柔らかな藁を入れて與らねばなりません

(七) 兔の扱ひ方

兔を持つには耳より三寸計り後ろの背筋を握り、片手に唇を抱へて扱はねばならぬ、耳を攫み又は舐め抱くは良くないのです、殊に仔の腹に在るときは腹に障ることが悪い、分娩れる前に母兔を遠き所へ持ち運ぶのも良くないのです

(八) 兔の交尾法

兔を交尾するは牝を牡の箱に入れるのです、然うすれば直に交尾ます、而して牡が啼くか又は横に倒れたら其れで良いのです、若し牝が尾を陰部に夾んで交尾せない時には、尾を糸にて結び、背より頭にかけて引きつけ置けば直ぐに交尾ものです、又仔を産むだ後七日の間に交尾せねば交尾の時を過します、其交尾の時には陰部が赤紫色となります

(九) 寒中の用心

寒中に仔を産めば克く氣を付けて、雛兒の凍えぬやう手當をするが肝要です、若し巢の外に出て居れば早く巢の中に入れぬと死す

(十) 兔の病氣を治す法

下痢症のときは「ハブサウ」又は檜の葉を與ります、垂涎を出す病には焼明礬を極少し水に溶かして飲まします、若し過るときは下痢となります、其他病も多く又治す方法もあれど多いのは此二種位です、すべて病氣は他に傳染るものですから、病氣付いた兔は外へ移すが良いのです

第四章

養兔の弊害を指摘し併せて其實業の 實業たる所以を明らかにす

明治二十四年四月五日發行大日本養兔改良義會々誌第四號に掲載。
此時著者の齡二十三年七箇月。

養兔の論一たび世に起りし以來、或は數十金を抛ち或は數百金を投し以て種兔を購入し、一意此業に従ひ敢て他志なきが如きは二三年前の現狀にてありしなり。然るに一朝價格の低落を見るに至るや昨日の養兔家は即ち既に其影を隠し其名を蔽ひ絶て此事に力を盡すものなく、往時の盛況は夢の如く幻の如く消え果て、落膽して以て其業を厭ふにまで至りたり。熟ら從來の事蹟を案するに養兔家其人の心蓋し投機を目的と爲すもの多くして一時巨萬の金錢を得んことをのみ之れ圖り、將來の公利を思ふ者は一人の之を見ることなかりしが如し。故に養兔に従事せる者多くは種兔の販賣を以て目的とし實用を目的とする者一人として之れなく、需用供給常に其度を失ふに至り。或は表に國利を口にし或は表に實業を唱ふるも、裏面に入て之を覘へば國利にあらずして射利なり、實業にあらずして投機業なり、表面某會社又は何々と稱して自ら其責に任する者あるも、唯是れ種兔の販賣に止まり、織物の製造、毛皮の需用、食肉の販路等を講ずる者とは一人もなく、専ら權謀術策を以て世間を瞞著し一攫千金の謀計を以て目前の利益を占得せんとし、廣き全國多き養兔家の内將來の公利を虞り本業をして益々著實に益々盛大に、之を小にしては農業の副産物となり之を大にしては我國牧畜の率先者となり農を益し國を富まし、君樂しみ民樂しむの基を造らんとする者は未だ一人も之れあらざるなり。是即ち本業の振はざる主要の原因なり。加之中には頻りに兔畜の種類を論難して或は佛國種を可なりと云ひ或は純白長毛種に限ると云ひ或は面更紗或は何々と

思ふが儘に説き廻り偏へに自家の利益を専らとし良家をして遂に産を傷はしむるに至るもの亦之れなしと云ふ可らず、實に沙汰の限りと云ふべし。余は養兔の論一たび世に顯はれしより以來深く目を此業に注ぎ其果して實利なるや否やを反覆叮嚀に查覈し始めて本業に従事したり。然れども未だ曾て種兔として之を他に販賣したることなし、止だ歳に月に繁殖する所の兔畜は資て以て余が家の食料と爲せり。而して其飼養する所の種類にも或は純白長毛あり或は「ベルギアンボール」種あり或は面更紗あり或は純白短毛あり雜種あり、以て一々之を試験せしに其需用に依り各々種類を撰ぶの必要なることを會得したり。抑も兔畜の種類に依て其需用を異にするは猶且人間の長所に依て其用ふる所を異にするごと一般なり。乃ち理學士は理學に於てこそ明らかなれ醫學には不向なり、醫學士は醫學に於てこそ明らかなれ農學に於て何かあらん本業に於るも奚ぞ此理と異ならんや。純白長毛は優等の織物には適するも毛皮となしては甚だ不可なり。純白短毛は毛皮の儘各種の製造物となし若は筆の原料に供するには至極適當なれども、優等の毛織物となすには充分ならず、只劣等の交織若くは筆の原料となすことを得るに過ぎざるのみ。「ベルギアンボール」種は食料となすには佳良なれども、毛織物の用となすには充分なりと云ふべからず、面更紗若くは雜種に至りては食料に適するは勿論なれども織物用毛皮用となしては充分なりと爲すべからず。之を要するに食料と爲すには何れの種類と雖も更に不可なきが如し、止だ其味に於て聊か優劣あるのみ。是猶人類社會の交際に至ては理學士と雖も醫學士と雖も共に甲乙なきが如し、兔に於るも亦然り、豈何ぞ種類に依て食料となすに甲乙あらんや。兔に於て味に優劣あること猶人に於て賢愚あるが如きなり。是に因て之を觀れば兔畜の種類を論難して甲は非なり乙は是なり彼は可なり是は否なりと論難攻撃するは洵に愚の極と云ふの外なし。請ふ本業の率先者を以て自から任する者宜しく茲に反省すべきなり。已に此點に著目し射利を捨て、國利を取り投機を去りて實業に就かんか、日々思ふ所毛織物の講究となるべく毛皮の製造となるべし

食肉の販路となるべく兎畜の改良となるべし、已に此講究を全うせんか需用供給其度を失はず價格平均して一の實業となるべし。已に一の實業ならんか、民を益し國を利し本業の盛衰を見ざるに至らんこと疑ふべきにあらざるなり。余は養兔事業の往時を顧みて夢と思はず又幻と思はざるなり、却て其月を積み日を累ぬるに従ひ益々本業の我邦に適する實利實業なるを信するの外なきなり。

第五章

兎畜仲買人の不正を痛撃して 純正なる仲買人の輩出を望む

明治二十四年六月二十五日發行大日本養兔改良義會々誌第五號に
掲載、此時著者の齡二十三年六箇月。

凡そ仲買人なるものは需用供給両者の中間に立て物價の流動融通を便にし、需用者をして差支へなからしめ供給者をして苦しめしめざるを以て其職とす。然れども此者は需用供給両者の未だあらざる以前に於て必要あるにあらず、已に需用者あり供給者あり而して後始めて之れが必要を感ずるものなるは吾人の多辯を要せざる所なり。今之れを養兔の事業に徴するに其由來未だ久しからざる爲め從て真正なる仲買人の

輩出を見ず、是れ吾人の深く遺憾となす所なり。只其都會の地若は會社の所在地に於ては少數の仲買人なきにあらずと雖も、皆な是れ種兎の仲買人にして賣ることを知るも未だ買ふことを知らず、投機者の手先となりて只其隱見出沒の術策を補くる烏合の鼠輩に過ぎず。此故に種兎の賣行盛んなれば衣食に奢り放蕩に耽り困難なる者は何れにあるかの大盡風を氣取る者のみ、若し不幸にして種兎の賣行衰ふるに至らんか施すに術なく襁褓身を纏ひ妻子飢に泣くの悲況に沈淪す、是れ果して何が故に此の如くなるかと云へば、元來今日の仲買人なる者は恰も山賊の手先の如し己れ自ら其手段を講じて投機の術を施し得るものにあらず他力を持って其術を授かり、騙役以て其手段を補くるのみ、故に一朝其術の行はれざるに至らんか木より落たる猿の如く茫然として爲す所を知らざる者のみ、是等の輩をして永く本業に従事せしむるが如きことあらば何の時を以てか本業の弊害を矯正せん、宜しく其根を刈り其株を焼き以て事業外に放逐すべきなり。蓋し是等の仲買は之を真正の仲買と云ふべからず、何となれば賣ることを知るも買ふことを知らざれば以て需用供給両者の満足を得心こと極めて難ければなり、否な寧ろ一方を助けて一方を苦しましむるものなればなり。思ひ看よ若し種兎の需用者に向つて之を賣付しも若し兎畜蕃殖の後に於て之を購買し兎畜飼養者の便利を謀らざる時は養兔家は何を以て本業の利益を得ることを得んや。種兎を購入する時には之を扱ふ仲買あり、仔兎を賣却する時は之を扱ふ仲買なし、洵に不自由極まれりと云ふべし。否世間此の如き仲買人なるものあらんや、仲買にあらずして仲賣なり、誤まれりと云ふべし。然れども本業幼稚の當初に於ては是等の弊亦實に止を得ず、何となれば其己れが賣付けたる種兎より蕃殖せし仔兎を購買せんとするも未だ之を處理すべき方法なかりしを以てなり。今日に在ては決して然らず、兎毛の需用已に開け製革の利用兎肉の販路已に拓けたれば之を買取るも未だ其處理に苦しむが如きことあらざるなり。抑も本業の農家に普及すること緩漫なる所以のものは農家其ものが本業の利益を知らざるにあらず、只其蕃殖の後

に於て之を購買するものあらざるを以てなり。語を換ふれば之を買取るべき仲買人の未だ顯はれざるを以てなり。若今眞正の仲買人ありて毎月一回若くは隔月一回蕃殖の兎畜購求の爲め兎畜飼養家に出張して購買すること、なさんか、別に本業普及の盡力を要せず農家は争ふて之れに従事すべし。若又之を以て不便なりとせば宜しく養兔家の多き地方にある幅濶の地に於て兎畜を買入るべき會社の支店若くは仲買人の出張所を設くべし、然るときは農家は必らず其賣却すべき齡に達したる兎畜は自ら携帶して其買入を請ふに至るべし。斯の如くなれば本業の普及本業の盛大求めずして至るべきなり。吾人は今日に於て不良の仲買人を排除し眞正の仲買人を要するの緊急なるを知るものなり。

第六章

土方宮内大臣に對し救荒策を載せたる 會誌の傳獻を懇請するの書

明治二十四年八月一日著者が大日養兔改良義會長として時の宮内大臣に呈したる救荒策掲載の會誌傳獻の懇請書なり。此時著者の齡二十三年十一月。

明治二十四年八月一日大日本養兔改良義會長得能正通頓首再拜して我忠良なる宮内大臣子爵土方久元公閣下に白す、正通嘗て養兔の事業に従ひ實驗上其肉の佳良にして食用に供するに足ること若くは其毛の柔軟にして毛織の需用に適すること若くは其皮の工藝品製作の原料たるに宜しきことを悟りし以來、日夜心を斯業に傾け其繁殖其普及を圖らんと欲すと雖も、如何せん社會の大勢は徒らに射利投機の一方に偏して一人實業を説かば百人之を利用して妄りに奸言を逞ふし、遂に以て良民の産を失はしめ農家を利するの目的も却て農家を損せしむるの状況に陥りたるは實に慨歎に耐へざる所なり。於是乎去る明治二十三年一月本會を創立し専ら其弊害を矯正して實業の實を明らかにし、猶進んで毛織の製造を盛にして海外の輸入を防ぎ兎肉の販路を擴めて肉食の普及を謀り、小は以て民人の健康と利益とを保全し、大は以て國力の鞏固と國家の昌榮とを企圖せんことを希望せしなり。爾來深く此業の利用を考究し始めて正通の案出したるものは實に別冊本會々誌第二號乃至第五號に載す所の兎畜を以て凶荒を救ふの策即ち是なり、然るに此事は未だ會て世人の説く者あらざるを以て世の知る所とならざるは遺憾限り無きこと、云ふへし。加之世間多くは兎畜を以て愛翫に供するに止まり、其平年に在ては衣食を補ひ其凶年に在ては飢難を凌ぐに足るべき重要な家畜なることを知るもの無し。豈國家の爲め慨くべきことにあらずや、是れ茲に身の狂愚を忘れて巖雜見るに足らざる本會々誌第二號より第五號に至る四冊を閣下に呈出し、閣下の執奏を以て我 敬聖文武天皇陛下に獻納せられんことを懇願哀訴するの已む克はざるに至りたる所以なり。閣下幸に正通の狂愚を咎めず其衷情を察し閣下の執奏を以て

陛下に獻納し奉らば下情此の上に達せん、下情已の上に達し上意已に下に通するに至らば、正通が日夜苦慮する所遂に世間の容る、所となり、民を利し國を益するに至るは期して俟つべきなり。若夫正通の案出に係る養兔眞論救荒策にして其當を失ふことあらば、嚴命を以て之を世に公にすることを停止せられんこ

を閣下に願はざるを得ず、蓋し其策にして過ちあらんか、民心を惑はしむるの具たる疑ふべきにあらざればなり。謹て本會々誌獻納の執奏を上願し併せて閣下に望む所斯の如し。貴賤懸絶の非禮を尤めず微衷の存する所深く之を慙み給へ。威尊を冒瀆す恐懼無己。

明治二十四年八月一日

大日本養兔改良義會長 得能正通

宮内大臣從二位勳一等子爵土方久元殿閣下

第七章 養兔の罪を辯し併せて其實利ある

ここを述ぶ

明治二十四年十一月一日廣島市堀川町般舟寺に於る養兔家集談會の席上、著者が大日本養兔改良義會長として試みたる談話の要領である。此時著者の齡二十四年二箇月。

養兔の事業に就ては世間で反對もあり又抗撃も御座いますが、是は何故かと申しますに畢竟其業を執て居る者が、一時に多額の金錢を得んが爲めに一方ならぬ謀計を設けて世間を欺き非常なる迷惑を蒙らしむるからで御座ります。又一つには養兔の目的が明らかに知れ渡りませぬからで御座ります。此目的が知れ渡り又世間に投機者が無くなりませれば、此業に反對せよと申しても反對する人は無くなります。然う致しますれば遂に此養兔は世間に行渡つて、多くの人が當り前の利益を得るに至ることは私の信じて疑はぬ所で御座ります。今私は茲に此業の目的の荒ましと又皆様方のお心得になるべき事柄とを一つ二つ申述ふることに致します。

凡そ兔を養ふの目的は何うかと申しますれば、平年に在ては金錢を貯ふるの基となり、又凶年に在ては飢饉を凌ぐことの出来る至極重寶のもので御座ります。之を繰りかへして申しますれば無事の年には親兔五六頭を畜ふて其の生む所の子を賣拂ひ、其代金を得て一は活計の助けとなし、一は貯への基となるが宜しい、又早魃とか水災とかにて穀物不自由なる年には、之を畜ふて其肉を食らひ、命を繋ぐことが出来ること云ふので御座ります。

又我邦の軍人が著する所の毛織物は皆な外國品で御座ります、併し兵は無事の日に入用なだけでは無い、事あるの日が至極大切なのです。軍人の著て居る服の原料を資て居る國と戦が始まらぬとは決して云へない若し其時となつて、お手前と戦をするから何うか軍人の服にする毛織物が仰ぎたいと申しても、誰も其求めに應ずるものは御座りません。此時には據なく國産品を用ゐねばならぬこと、なります。併し其時に俄かに毛織物を造らうと申しましても一時には出来ぬから、今より其用意をして置くことが洵に肝要で御座ります。併し世の人は之を遮ぎつて、其時には小倉服なりとも用ふるが宜しいと云はる、かも知れませぬが、是では中々凌げませぬ冬は毛織物に限ります、私は兔の毛を以て此軍人の服を我邦で造らうと云ふ

目的で御座います、一時には出来ずまいが弗々此考を以て、世間志あるお方と共に此目的を果す積りで御座います。現に此軍服に外國品を用ふるのが良くないと云ふことは、曩者樞密顧問官なる寺島伯爵も切りに述べられたことで御座います、同伯は第一恐れ乍ら 天皇陛下の御召物から我國産品に御改め遊ばされたいとまで云はれたやうに心得ます。嘗に此軍服を造るのみでは無い此外色々の毛織物をも拵らへたならば餘程國の益となりましやう。已に安政開港以來毛織物の爲に輸出したる金高は八千萬圓許りで御座いますれば、此後は毛織物の爲めに斯様な多額の金を外國に拂はぬでも可いこと、なります。

又此兔の肉を軍人に與へるが宜しい、水分が多くて蛋白質の乏しい魚類杯よりは、味も良く又滋養分もある此兔肉を與へたならば、體は達者で自然國の爲に充分なる働らきをして貰ふことが出来ること、思ひます。

又世の中には此兔を以て一時に何千金何百金を得やうと思ふ人が多く御座いますが、是れは大なる間違である、斯様な人が多いから此業が進まぬので御座います。又此業に反對があるもので御座います。又世間に信用が無いので御座います。私の望む所は兔を道具に使ふて利益を得ることを勉めず、眞實なる兔の利益を得て貰ひたい。何うで御座います、今一箇月に三十圓の利を得て、其あとの十一箇月は一厘の利を見ぬよりは、仮令一箇月に五圓でも六圓でも、一年中絶えず著實なる利益を得る方が、差引餘程の得分があるでは御座いませぬか。

又前に述べましたのは只私が思ふ所の荒増で御座います。其外毛、肉、皮、肥などの性分、効能又は織物の方法、料理の仕方、革の鞣し方、其他委細のことは、私へお尋ねになりますれば、私の心得居るだけはお答へを致します。其私の心得ぬところ、又是まで實驗して居ませぬ所は、我會の名譽會員なる農學士醫學士諸氏及び實業家等に質しました上でお答へを申します。

第八章

伊藤内閣總理大臣西郷海軍大臣大山陸軍大臣に呈したる軍服の原料及び兵食の供給に關する意見書

明治二十六年六月十三日著者が大日本養兔改良義會長として時の首相及び陸海兩相に呈したる意見書なり。此時著者の齡二十五年九箇月。

大日本養兔改良義會長得能正通謹て書を内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文公閣下、海軍大臣從二位勳一等伯爵西郷從道公閣下、陸軍大臣從二位勳一等伯爵大山巖公閣下に裁し軍服の原料と兵食の供給との二點に付き聊か卑見を上陳し各位閣下の高裁を仰かんとす。正通賤劣其分を知らず妄りに尊嚴を冒瀆して書を上る洵に恐悚に耐ざるなり。氣宇高遠胸腔濶大なるの各位閣下希くは其愚を憐れみ以て非禮の罪を咎め給はざらんことを。

謹て按するに我邦に於て兵士の著用する所の軍服は其原料を外國に仰ぎ未だ以て我邦に於て之を供給するの域に進まざるなり。倘し一び開戦の不幸に遭遇せんか其敵國に向て決して軍服の原料を仰ぐ克はず、已なく我國産に依らざるを得ざるに至らん。然らば則ち之を外國に仰くの不可にして之を我國産に求むるの利益なるは喋々を俟ずして明らかなり。然れども今俄かに改めて之を國産に求めんとするは言ふべくして行はるべきにあらず、今より後其黠毛を採收すべき事業を興起し、漸次歩を進めて之が供給を爲すに差支なきの域に達せしめざる可らず。是れ實に目下の急務たり。又正通は今日兵士の食する所の物を以て未だ兵士の身体を保全するに足るべき滋養質分ありと信することを得ず、宜く改めて肉食を専らとし身体の

營養を完全ならしむべきの供給をなさ、る可らず、是れ實に目下の急務たり。正通は此の如く軍事の上に於て需毛的事業及需肉的事业は目下緊急の要件にして決して等閑に付すべきものにあらざるを確信せり。然らば則ち牧羊を勧め、牧牛を勵まし以て之て之か需用に應せんか、是れ固より可なり、然れども牧羊、牧牛孰れも蕃殖の遅緩にして飼養の簡易なるものにあらず、故に正通は此に兎畜を飼養して此二者を兼ね行はんことを圖るものなり。抑も養兔の目的たる毛は以て織物の原料となり肉は以て吾人の食用に供すべく加之蕃殖の速かにして飼養の簡易なる此畜の右に出るもの蓋し之れなかるべし。凡そ兎畜なるものは一頭より蕃殖する子孫一箇年實に一千七百三十頭なりと謂へり、然れども是唯書面上の計算に過ずして未だ以て事實に適すべからず。今全國に於て實驗せし跡に就て考ふれば其最も多數の蕃殖を見しものは一箇年一頭より遞次蕃殖せし子孫一千二百有餘頭に上りたることあるも是亦稀に見る所にして、多くは八九百頭乃至一千頭に過ぎざるなり。正通は未だ之を以て實際に得らるべき蕃殖と認むる克はず。如何となれば其之を飼養するの巧拙は大に其蕃殖の上に影響し非常の増減あるものにして此八九百頭乃至一千頭を得しものは何れも兎畜の飼養に於て充分熟練を経たるもの、例なればなり。茲を以て正通は本會が嘗て實驗する所の最低蕃殖數即ち一頭より蕃殖する子孫の數は一箇年平均一百二十頭なりと云ふを以て最も適實なるものと信せり。今此蕃殖の法に依り一頭の兎畜より得る所の毛量を算するに一頭平均二十匁の毛を得るものとせば其總量貳貫四百目なり、又其肉量を算するに一頭平均重量一貫目にして食肉其半を得るものとし一頭平均五百目の食肉を得るとせば其總量六十貫目なり、而して其價格は毛肉共に時價に高低あるを以て之が豫算をなすに難しと雖も、然れども一頭の兎畜克く一箇年一百二十頭の蕃殖を爲し、是より生ずる毛量は貳貫四百目にして肉量は六十貫目なりとせば誰か其利益の巨大なるに驚かざるものあらんや、然るに其飼養料は如何にと云ふに昔に稻藁若くは草木の根葉若くは甘薯の蔓若くは蔬菜等渾て糞雜なるものを以て足れりと

せり、而して其糞尿は作物の肥料に供して充分の効能あり以て飼養費を償ふに足るべし。是に因て之を觀れば正通は養兔其業が牧羊、牧牛と並び論すべきものにあらずして其利益は遙に數等の上にあることを信認せり。故に今此養兔の事業を起して漸次之を擴張し多量の肉と多量の毛とを産出するに至らば、軍服の原料之を外國に仰がず國産を以て之に充つるに至るべく、兵士の食物之を糞雜なるものに資らず滋養物を以て之に代るに至るべし。既に此に臻らんか兵士の身體益々強健なるべく國家の經濟愈々整理すべし、是れ正通の切望に耐ざる所なり。

退て案するに凡そ事の軍務に屬するものは素より當局者の意中に存すべくして敢て國民の喙を容るべきにあらず、然れども苟も國家の利益となるべき事項に至ては所見を啓陳して參考に資すること強ち無用にあらざるのみならず國民たるもの、當に勉むべき義務なりと信せり。是れ茲に賢明なる各位閣下に對して威尊を冒し妄りに書を上りて高裁を仰ぐ所以なり。

各位閣下幸に不遜を咎めず深く正通の微衷を諒察せよ。若夫兎畜の蕃殖飼養織物の製造及び行軍の要に供すべき兎肉の罐詰貯藏法等事の細微なるに至ては下命を俟て之を上陳せん。謹て卑見を開陳す恐惶謹言

明治二十六年六月十三日

大日本養兔改良義會長 得能正通

内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文閣下

海軍大臣 從二位勳一等伯爵西鄉從道閣下

陸軍大臣 從二位勳一等伯爵大山巖閣下

第九章 養兎道しるべ

明治二十六年九月中草稿此時著者の齡二十六年。同年十月三十日發行大日本養兎改良義會々誌第十號、同年十二月三十一日發行同誌第十一號、明治二十七年四月三十日發行同誌第十三號に連載。

私は帝國の臣民、備後の百姓であつて姓を得能、名を正通と申します、本誌(大日本養兎改良義會々誌)の上にては主として私が論議致しますから其姓名は御承知の方々が多いこと、存じます、乍去新たに本會(大日本養兎改良義會)に加入し若くは將來本誌を讀まるべき人々のために、私の意見を陳るに先だちまして姓名を御披露申上る次第で御在ます、又私は無責任の言論を爲すことを好みませぬ、其所で私は其名を明らかにして講述いたし大方の御示教を仰がうと云ふことは私の心事で御在ます。

扱私に此養兎の事業を廣めざる爲めには一方では會誌(大日本養兎改良義會々誌)を發行致しまして中流以上の人々の注意を喚起し一方では躬ら各地を巡遊致し或は人々の上に立つ所の官人若くは貴族或は實地に農業を執つて居ます所の所謂實農家に就きまして斯業の今日に必要な所以を論述致しますること、は既に明治二十三年以來殆ど四ヶ年に及びます、然るに其本業専門の雜誌とも云ふべき本誌即ち大日本養兎改良義會々誌は如何なる種類の人が讀むで居るかと申しますれば矢張養兎の事業に心ある者のみであつて、其利益は同種類同臭味の人の外には及びませぬ、又私が各地を巡遊致しますにも普く全國を跋渉すると云ふことは甚だ難いことで御在ますから先づ其便利なる地を先にして便利ならざる地を後にすると云ふ風になります、又只夫れ計りでは御在ませぬ巡遊して勸誘致しまして世人に疑いと云ふ心が御在ますから思ふ通りに斯業に著手せしむることが出來ませぬ尚に残念のことに存じます、此の如く之れに著手する

者が少ない位で御在ますから斯業の實利實益といふものは更に世人の目に見えないこと、なります、其實利實益が見えぬから世人は大早計にも我々に向つて若くは世間に向つて彼此の評論をすること、なります、彼の業は目的がない、目的の無い事業に熱心して居る人であるから彼の人は取るに足らぬ、と種々様々の風評を耳にすること、なりました、尤も養兎家の中にも或は一時の利益に目が眩らみまして斯業永遠の目的を傷ける者も御在ますが、此れは此れ其れは其れで御在ます、瓦玉混淆の概評には殆ど迷惑致します、一方では中流以上の人心を喚起せんがため發行する所の雜誌は遂に同種類同臭味の者の手に落ち、直ちに其人に接して説かんとする所の各地巡遊の事も思ふ通りには參らず、其末遂に世人が抗擊非難の聲裡に沒せられて、今日に至るまで汎く養兎事業の實利實益を興へることの出來ないのは素より私の菲力、申して行く先も御在ませぬ、然らば養兎の事は斯る悲惨の裡に沒せられて復た其業に従ふ者は無いかと申しますれば決して然うでは御在ませぬ、随分其業に熱心し改良進歩の策を講じて居る者も御在ますなれども其數至つて少なく加ふるに團結の力と云ふものが御在ませぬ、皆な銘々の意見に任せて其業を執つて居るに過ぎませぬ、殊に其人々は斯業の利益を得んことを先に致しますから事業の基礎が固まりませぬ、私が豫て申しますには、利益を得んことを後にして事業の基礎を鞏固にすることを先にせよ、と力を極めて勸告致しましたも中々聞入れるものでは御在ませぬ、斯業今日の有様を譬へて申して見ますれば礎の固まらない上に家を建てますと同じ事で、一雨降れば直ぐに家が傾ふく、ソレ家が傾いた、此家と云ふものは建るものではない、と申しますと一般の話して御在ます、何も是れは家の悪いのではない、礎が固くないからで御在ます、斯る次第で御在ますから世人も疑い深いのでは御在ますが又其率先者たる人も良くない所が御在ます、此を以て今日養兎の事業に従ふて居る人と申しまして是れも斯業を改良するに恃みとすべき人々とは決して申されませぬ。

以上申述べました所は随分錯雜では御在ますが之を要するに専門雑誌の發行も其効が薄いと申しますのは矢張同種類同臭味の人が讀むからである、又各地遊説の効のなかつたのも實は世人に疑いの心と云ふものが離れぬからである、即ち此二種の原因が斯業の發達を害したと申する譯合で御在ます、其所で此後は此専門の雑誌も成るべく異種類異臭味の人即ち斯業を非難する人々に配與し又其世人の疑いを釋く爲めには心ある者が先んじて此業に著手致し其利益を世人に知らしむるが肝要と存じます。

此目的を達しまするには婦女子にも判り易き所の道しるべが無くては、第一私共が世人を勸誘するにも差支へます、依て是迄外國に於て斯業に就き實驗ある事柄若くは我國老練家の行ひました事蹟、尙私の實驗致しました所に就て茲に『養兔道しるべ』なるものを編成致しました、本篇は只だ少年婦女子の手引草なり道しるべなりで御在ますから、力めて其事の淺近にして且容易なるもの、みを述ること御在ます。

其一 養兔の必要

情ら今日の有様を見るに帝國議會は年々之を召集せられ各府縣には府縣會を各都市には郡市會を各町村には町村會を、孰れも之を開かれまして皆其法律の定むる所に依り人民の名代人を出し各々其議定すべき事柄を議定致して居ます、殊に昔しは別は是れと云ふ規則も無かりしに今日は數百千條の大部の法律がバラバラと秋の木の葉の散るが如くに發布せられます、又昔しは聽訟の法も至極簡單に御在ましたが今は左様には參りませぬ、大審院控訴院地方裁判所區裁判所と皆な夫れ／＼確然たる順序が定まつて、訴訟の多きこと未だ會て聞かざる所で御在ます、又昔しの名主庄屋は今日では町村長と名を改め其他何より何まで名を改むると共に其趣が變つて居ます、殊に明治初年以來頻りに外面の粧飾を好むの弊風が行はれまして編笠で暑さを凌いで居ました者は今は帽子に蝙蝠傘、紙緒の草履は護謨履となり木綿の綿入はネール若く

は黄八丈の下着と趣を變へ、吹けば飛ぶ程の資産を持ちましても絹布の黒紋付の羽織に懷中時計を帯にさしはさみ、甘薯を以て腹を肥したる者も今は米飯乾魚の食に飽き、實の子の上に寐たる賤の女も今は疊の上を夢を結び、秣刈る山樵の子も汐汲む海士の乙女も、革履若くは桐臺の下駄を穿ち、山と山との間にも網を干す磯の松かげにも、洋風白壁の家をしつらへる今日、殊に昔しより會て聞きしことのなき村里にも三絃の聲仄かに聞ゆるは其里人の上に立つ者又は大地主の小息子等が鳥なき郷の蝙蝠顔、鬢を晴すの所である、開明の空氣十分に通はざる村里、猶且斯かる外面の進歩、況してや名だ、る都會の地に至りましては肴一林をなし酒一海をなし、四時かはらぬ解語の花は時を得貌にさき出で、人目を奪ふ園遊會或は何會何々會と、種々に其名は變りましても結局の所は奢侈驕傲、上面の結構に過ぎませぬ、此有様を見る時は我日本は是程迄に國の力が強くなつて腹鼓うつ時となりしかと能く／＼考へて之を見れば、這は是れ一時の出來事にて、否是れ自然の行掛りで、決して國力強くなり君樂み民樂しむと云ふ時代では無いので御在ます、嗚呼都にも又鄙にも磯邊も山の谷間にも、衣服飲食渾ての有様、是程迄に進み行はれ、帝國議會府縣會市町村會の設けありて各々要務を審議致し、各種の裁判所ありて聽訟の道明らかに、各種の學校ありて教育の途拓け行き、數百千條數十種類の法典法文全く備はり、立憲帝國の基は開けしも其國家の實力は果して何うで御在ませう、抑も國家の實力と申す内にも農は國家の大本にて、而も我邦租税の大半は之を農に求むることなれば此農業の利が益さねば國家の實力は備はりませぬ、然るに其農業は何うかといへば明治初年以來の農業も又其以前の農業も差したる違ひは御在ませぬ、成程或る幾部に就きましては改良進歩の効を奏したるものも御在ませうが、今大體より之を申せば何れの所に著しき改良を致して居りまするか、往年一段歩に付貳石七斗穫られし米は今三石五斗にもなつて居ますか、否とよ貳石七斗穫られし米は矢張貳石七斗なれば未だ可なり、蝙蝠傘に帽子に履と妙な所に心が寄りましては、貳石七斗は愚

かのこと貳石も穫られぬことになり、甚しきに至りては知育一偏に傾むきたる結果よりして多少の智識を備ふる少年は農業に従事することを忌避して、安逸放蕩に日を送ること、なり終んぬ、洵に歎はしき事では御在ませぬか、嗚呼其れ此の如くにして何うして農業の利益を増進することが出来ませうか、貳石七斗の收穫は何時迄も猶貳石七斗では開明進歩の度合に伴ふて國家を維持することの甚だ難かるべきに、搗て、加へて心なくしては叶はぬ當代の少年が全く農業を打ち捨るとは淺間しき心では御在ませぬか、嗚呼少年諸君よ、農業に従事することを厭ふとならば速に我國を去て何れにか退去せられよ、君等知らずや我國は農業國なり、農業國に生れて農業を厭ふとは魚の水を厭ふと一般なり、愚も亦極まれりと謂ふべきで御在ます、考一考速かに來つて農に歸せよ、農に歸して其利益を増進するの策を立てられよ、余不肖なりと雖も聊か意見の述ふべきものが御在ます、熟々惟ひみるに今日我邦の有様にては中々以て往年貳石七斗の收穫を猶貳石七斗穫るのみでは、逆も國家の進運を扶持して今日の體面を保ち行くことは出来ませぬ、宜しく貳石七斗穫りしものは三石の收利を得べく、參石穫られしものは參石貳斗の收利を得ねばなりませぬ、其收穫を増すには之を如何せば可いかと申しますに肥料を施すより良いことは御在ませぬ、只其施肥の配合宜しきを得て收利を増進するの必要なるのみならず、又世の中には天災があり地變が御在ます、中にも水災旱害は常に至るもので、又時々には天下に飢饉といふ慘酷なる災害に遭ふことも御在ます、抑此災害を防ぐに於て又其肥料を得るに於て、如何なる事業を起しましたならば之を爲すことが出来ませうか外では無い實に兔を養ふ此業である、抑も兔肉の食用に供すべきは世人の知る所、又其糞尿は農作物の肥料に供して大なる効用が御在ます、即ち收穫を増進するが爲に要する肥料は之を兔糞兔尿に求むべく、又水旱の災害、飢饉の厄難等あるときは即ち兔肉を以て腹を肥すべし、啻に是等の如く肥料を求め飢饉を凌ぐ計りでは御在ませぬ、其蕃殖の仔兔は之を賣却して確實なる利益を得られます、其利益を占得して農業

の實利を増進することが出来ます、農家已に平年の收穫を増加し加ふるに天災を道る、ことを得るに至りますれば、我國の租税は其源を浚へずして年々歳々其多きを加ふべく、國家此に始めて實力を固くするに御在ませう、已に國力充實せば立憲帝國の光り四海に輝くべく、國會府縣會郡市町村會全く其完全の作用あるに至りませう、大審院控訴院地方裁判所區裁判所の訴訟沙汰も平穩なるべく、洋風白壁の家も山間漁村に在りて不似合ならず、都鄙共に分を守りて歡娛を極むること亦不可なき境遇に立到り、蝙蝠傘に帽子に履、百姓の身體にも相應しくなるで御在ませう、今日の事たる維新以前に於る淳朴質素の風は地を掃ふて、開明世界の佳境には未だ達せず、其間に浮きつ沈みつある此今日を戒むるは心ある者の當に爲すべき務と考へます。「月は入り日はまだ出ぬ世の中に云々」の昔しの人の詠歌もしのばれて歎息の外は御在ませぬ。

是れで養兔に關する大體の意見は述べました、依て此後は兔畜の効用、養兔の目的、兔の蕃殖、兔の利益等に就きまして述べやうと考へます。

其二 兔畜の効用

兔の毛は奇麗なる羅紗となり又は其他の織物となり或は帽子を製するの原料となり或は日々使用する所の筆となるものであつて其需用は殊に廣く價值も甚だ廉くないもので御在ます。

兔の毛付皮は臘虎摸擬の帽子、頸巻、敷物等に製し、其毛の付かぬ革の鞣めしたるものは三味線皮、手套煙草入、下駄緒其他各種の物に造ります。

兔の肉は其味ひ淡泊にして且つ甚だ柔らかなるもので御在ます、其骨付のものは之を碎き羹となすときは至極味ひの佳きもので御在ます、今大日本養兔改良會名譽會員醫學士吉益東洞先生の分析に係る兔肉

成分を見まするに、其毛黒色の兎で御在まして生れて以來木の葉或は樹の枝又は野の草にて養ひましたもの、肉百分中に水七四、一六分。蛋白質二〇、三四分。脂肪一、一三分。鹽類一、一八分。膠質三、一九分を含むで居ると云ふことで御在ます、又其毛白色の兎で御在まして、生れて以來豆腐粕のみを以て養ひましたもの、肉百分中に水七五、七六分。蛋白質一九、七七分。脂肪一、一四分。鹽類一、九〇分。膠質一、四三分を含むで居ると云ふことで御在ます、試に之を鶏肉の分析表に比べて見まするに脂肪分に於て少しく減する所あるも其他の成分は殆んど同じやうで御在ますから先づ以て鶏肉の淡泊なるものと見れば違ひは御在ませぬ、且吉益醫學士の説に依れば「(前畧) 兎肉は牛肉並に鶏肉の成分に比すれば其効少しく不足なるが如くなれども遙かに魚肉より勝れり故に余(吉益醫學士)は經濟上並に營養上より論ずるも若し吾日本に於て牛肉缺乏することあらば兎肉を以て之を補ふも不可なかるべしと思考す、今日日本人民の食料を考ひ見るに日一日より費用すること多し、斯の如くして數十年を経過せば日本人民が食料に供すべき牛肉に欠乏するや算者を待たずして明らかなり、然らば今にして牛肉の費用を補ふに兎肉を以てせば、人民健康を保持するに一の缺點なく、全國の人民例ひ何程肉食するも兎牛兩肉を混食するに至らば、永遠肉の缺乏を告るの期なかるべし云々」とのこと御在ます、之を以ても兎の肉の如何に効用あるかを知るに足るで御在ませう。

兎の糞尿は穀類野菜を問はず何作物にも効用あるもので御在ます、今日日本養兔改良義會名譽會員農學士森安太郎先生の分析に依るに「乾かしたる兎の糞白分中窒素一、九二三。磷酸〇、九二三なり且肥料の三主要成分中ポッターヌは糞中に存すること通例少量なるが故に之を定量せざりし」とのこと御在ます尙又森農學士の説に依りますれば「(前畧) 兎糞の肥料價値を案するに其乾かしたるもの魚肥の五分の一にして、其乾かさざるものは他の畜糞と大同小異なれども稍優る所あり、又鶏糞に比すれば其効用凡そ三

分の一なるべし、而して兎糞は穀類野菜を問はず何作物にも効あるや疑なし、又兎糞は他糞と同じく之を作物に施すも直ちに効用を呈するものにあらず、依て其乾かしたるものは貯へ置きて粉となし元肥に用ひ又其新しきものは堆積して腐熟せしめたる後施すべし、尙初め其堆積に少しく人尿を掛け置けば腐熟すること一層速かにして且つ其効用を増すべし」とのこと御在ます、以て其糞の効用を知ることが出来ませう、又其兎の尿に就きましては未だ分析をなしたる人が御在ませぬ、依て私は大日本農會々員の資格を以て同會に質問を提出して居ますが未だ其解答を得ませぬ、解答を得ましたなれば速に世間に公に致す積りで御在ます。

其三 養兔の目的

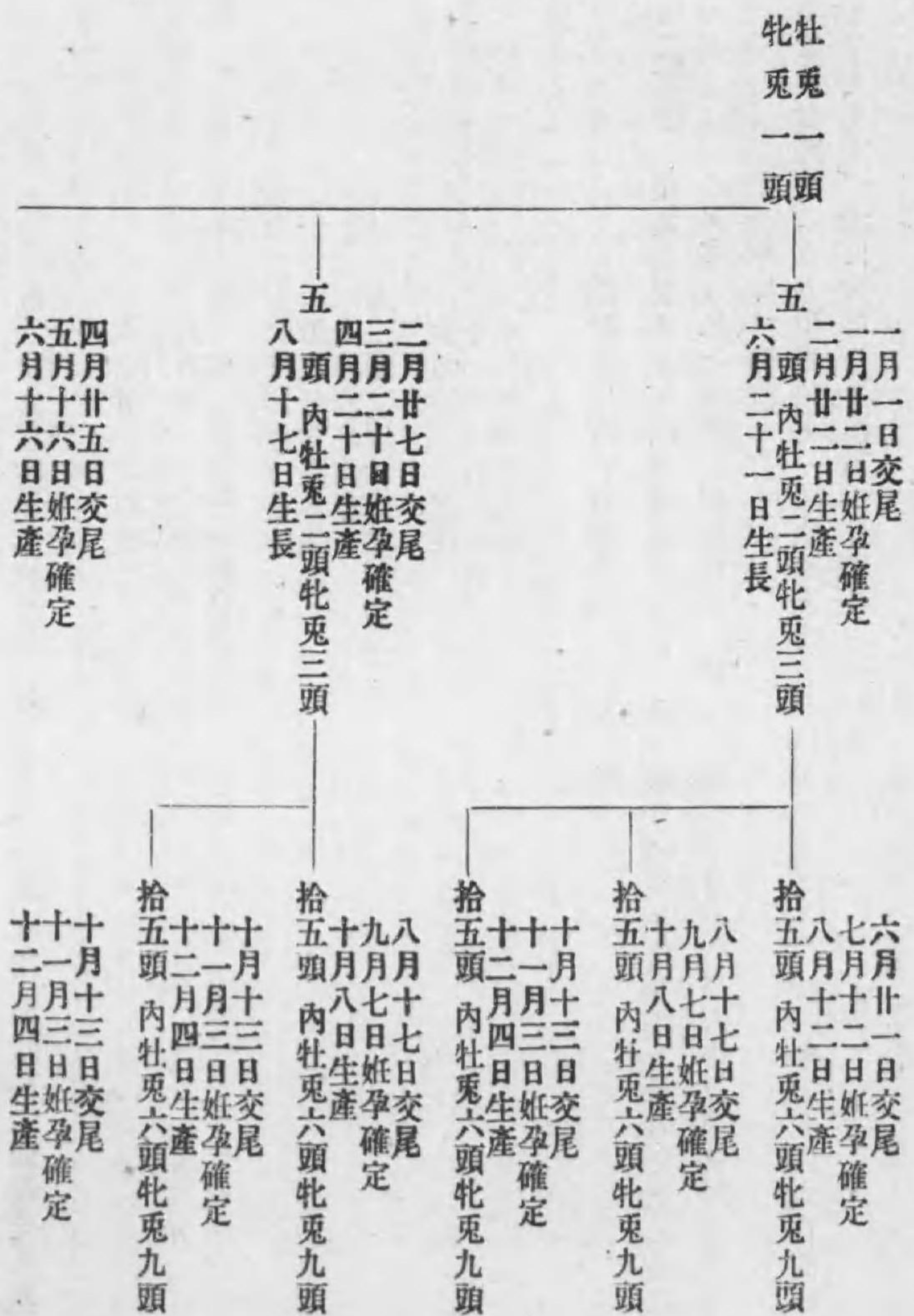
兎を養ひますれば如何に國の利益を増し如何に民の幸福を進むるかを述べんと致しますれば中々に一片の紙上を以て説き盡すことは出来ませぬ、依て此に先づ其方案の概畧を述べますれば(一)之を以て農家の財政を富裕にし生活の度を高め以て我國經濟の基礎を固くする事(二)之を以て凶荒の時に方り萬民の飢渴を救ふ事(三)之を以て肉食の缺乏を補ふ事(四)之を以て毛織物の輸入を防ぐ事(五)今より斯業を擴めて他日條約の改正に際し内地雜居を許すの曉に及んで牧畜の利益を外人に奪はれざらんことを謀る事等は最も私の力を盡して其事を成し遂んものと存じて居る所御在ます、とは申すもの、此事たる専ら國家問題に屬すべきもので御在まして、今將に兎を養はんとする初心の人々の爲めには多くは不必要と考へます、其所で此には只私が考への概畧を述べ置くのみと致しまして、差向眼前に迫つて居ることを述るに止めます。

扨當今一般農家の財政に困りまして常に小拂の錢に苦しみ又は僅かの租税を納むることを怠り遂には之

を納め得ざる者あり、或は肥料を購ふべき金のなきに困りまして施すべき肥料を施すことも出来ず、終に收穫は少くなり收穫が少くなれば益々家政に困ること、なりませぬのは洵に農家の爲め將た一國の爲め歎くべきことで御在ます、今之を如何にせば可いかと申しますに農家をして日々入用なる小拂の金と肥料とを得せしむるの二つの外は御在ませぬ。兎は其糞を以て作物の肥料に供ふることが出来ず、已に肥料を得又金錢を得ることが出来ずれば農家の財政は裕かになり、國富み民榮ふるの基を固くすること、なりませぬ、是れぞ兎を養ふ目的の最も卑く且つ近きもので御在ます。

其四 兎畜の蕃殖

兎は生れましてから三十日すれば乳を離れ、牝は百二十日、牡は百五十日すれば親となつて已に交尾することが出来る、其交尾しましてより三十二日目に子を産む、其数は平均七八頭で御在ます、其母兎は子を産みてから三日の後七日より内に又交尾します、併し孕みましても矢張子は育てるもので御在ます、斯様な蕃殖を見るもので御在ますから克く其飼ひ方に熟練しまして其蕃殖術の奥儀を極めましたものは、一頭の牡兎と一頭の牝兎を持て居ますれば、一年間には一千頭以上に蕃殖するもので御在ます、是は實に稀に見る所であつて、多くは一千頭以内で御在ます、凡そ物は勘定通りには行はれぬもので御在ますから今私の實驗に依り未だ兎を養ふたことの無き人でも又何の様に育て方が下手であつても必ず得らるゝ、この蕃殖の順序と計算とを記しますれば正に左の如くなりませぬ。





總計蕃殖數壹百貳拾頭（親兔を除く）

（備考）交尾の翌日より妊孕確定まで廿一日の餘日を置きたるは一回の交尾にては流産のあらんことを虞り凡そ三回の交尾を施し得るの餘裕を存したるなり又其牝兔の數は平均四分六分の割合を以て豫算したるなり

此の如き蕃殖法に依り平素杜兔一頭牝兔五頭を養ひまするときには一年の間に六百頭の仔兔を得らるることとなり、洵に大なる蕃殖數では御在ませぬか

其五 養兔の利益

今茲に純白長毛種の兔にして重量一貫目のものありとせんに其毛の量は二十五匁にして、百匁の直段六十錢とすれば其代價十五錢なり、其肉量五百匁にして、百匁の直段五錢とすれば其代價二十五錢なり、其皮革一枚の直段五錢と見れば合計金額四十五錢となる。尙此他臟腑及び骨等の肥料に供すべきものあれども、這は是れ全く屠りたる後の計算で御在ます。殊に其兔の種類にも良否の區別ある計りでなく直段にも時に依りて昂低が御在ます。其所で先づ一頭の直段を貳拾錢と積つて置きますれば、確實にして動かぬ所であらうと考へます。

扱前に説きました蕃殖方法に従ひ各農家が杜兔一頭牝兔五頭を養ふこと、致しまして一年の間に六百頭の兔を得ると假定し、一頭の兔を貳拾錢に賣ると致しますれば百貳拾圓の金を得らる、で御在ませう。而して其子を分娩しましてより親になりまます間の飼料を平均一頭拾錢と致しますれば其金高は六十圓となります。仍ほ其外親兔の一日に要する飼養料を壹厘と致しますれば一頭の金高參拾六錢五厘を要します。即ち其六頭の費用は貳圓拾九錢で御在ます、之れに仔兔六百頭の飼育料六拾圓を加へ合計六拾貳圓拾九錢を以て仔兔を賣却しました代價壹百貳拾圓の内より控除しますれば、殘金は五拾七圓八拾壹錢であつて之れが全くの利益で御在ます、今此五拾七圓八拾壹錢を以て十二箇月に割當てますれば、一箇月の額は四圓八拾壹錢七厘五毛であつて一日凡そ拾六錢強に當ります、農家が財政に困りまして常に小遣ひの金に苦しみ、又は僅かの租税を納むる克はず或は作物の肥料を購ふことも出来ぬ程の者が此思ひの外の金を得ましたなれば、大に其家政を改むることが出来まして困難の境を離る、に至るで御在ませう。農家已に此境遇を離れますれば一國の經濟に於て果して何の様な利益あるべきか、實に測られぬ程であらうと考へます。以上は只經濟上の利益あることを述べた計りで御在ますが此外尙云ふべからざる利益の大なるものが伴

ふて居ります。其れを何うかと申しますれば今假に小學に登校する所の兒童が御在ます、然れば其兒童に一頭又は二頭の兔を興へまして彼れが支配に任せます、而して其兔より蕃殖したところの利益を以て幾分は之を郵便貯金となさしめ又は父兄若くは教員に預けしめ、其幾分は之を筆、墨、紙、書籍其他の物品を購ふべき費用に充てしむること、致しますれば、幼き時より節儉、勤勉、貯蓄、注意、忍耐、先見、管理等の善良なる性質を自然に備ふること、なります。是等は洵に經濟以外に享くる非常の利益と考へます。

第十章 兔毛紡織の大工場を設くるの必要

明治二十七年四月三十日發行、大日本養兔改良義會々誌第十三號に掲載。此時著者の齡二十六年七箇月。

養兔の利益未だ之を知らざる者多く隨て其業に著手する者の少きは吾輩の常に遺憾となす所なり。茲を以て本會創立（本論は著者が大日本養兔改良義會長として發表したるものなるが故に本會創立とは大日本養兔改良義會の創立を指すものなり）の始めより以て今日に至るまで力を極めて之が普及擴張の任に當り南に海を航し北に馬を奔らし東に汽車の便を取り西に雙脚を遞移し、或は雨或は雪或は風或は水之を凌ぎ

之を禦ぎ、官に説き民に誘ひ一意身を其事に委ぬと雖も時に其業盛んに行はれて後復た大に衰退に傾く、是れ既往斯業の状態なり。嗚呼如此にして何を以て本業の歩を進むることを得んや、一步進んで一步退くときは寧ろ一步を進めざるの勝れるに若かず。斯る状態なるが故に吾輩は時として其巡遊を中止し一ばら文書を刊行して天下の志士に頌ち専心斯業の發達を企圖するを以て精神の快樂となせり。然れども吾輩は此の如く辛楚を嘗め艱苦を凌ぎ以て斯業に盡す所あるも毫も榮利を希ふが爲めにはあらざるなり。止だ之を以て農家の財政を富裕にし進んで國家の經濟を整理せんと欲するにあるのみ、此故に肉體の艱難辛苦と心意の痛慮苦書とは知る者ありて必ず知るべければ故らに之を公言するは深く吾輩の良心に愧づる所なれども、亦世間吾輩を以て徒らに事を好み心にも無き事業を奨誘するかと疑ふ人もあらは洵に斯業の不幸なるを以て今是等の人に對して赤誠を表白し大に所見を披陳せんとするに外ならず。日月天に明らかなりと雖も雲霧之を掩はど何を以て赫々たる光輝を放つことを得んや。養兔の事業國に利ありとするも其事を説く者の行爲に關して疑雲の之を蔽ふものあらば何を以て昭々たる利益を光破せしむることを得んや、吾輩の斯業に對する實歴を叙ふるもの蓋し以なきにあらざるなり。

斯業の普及に關して吾輩の力を盡したること概ね此の如し、而して事業其物が未だ吾輩の希望する佳境にまで進まざるものは蓋し利を以て導かざるに依る。凡そ今日の事たる利のある所は蟻の甘みに集まるが如く遠きを厭はず蝟集して以て其利を求めんとするは一般の形勢なるが如し、然るに吾輩の行ひは全く之れに反す否之れに反するにあらず、吾輩の本業を擴張せんと欲するもの素より利益を收得するの道を拓くに相違なし、然れども其異なる所は吾輩は利を遠きに計るを以て目的とす、世間の大勢は利を近きに圖るを以て主眼とす、世間の大勢は個人の利益を先にせんとするも吾輩の行ふ所は個人の利を後にして斯業の基礎を確立するを以て先となす。語を換て言はど我は國家主義を以て起たんとし、彼は個人主義を以て立

んとす。之を極言せば我は義を以て國の爲に殫さんとし彼は利を以て己の爲に盡さんとす、即ち歸する所は齊しく利益を得んとするに外ならざれども其途を異にすること其れ斯の如し。世間の大勢と吾輩の行爲と全く相反對する所以のもの蓋し之を以てなり。

惟ふに吾輩の行ふ所吾輩の爲す所は、仰て天に耻ぢす俯して地に愧ぢすと雖も、世間の大勢には敵し難し。然らば則ち斯業を振作して國家の利益を増進せんことを望まば宜しく先づ世間の大勢に伴ふて事を企つる外復た良計なきを信するなり、其策如何曰く斯業の利益を近きに計り以て世間の大勢に逆はざる即ち是なり。而て斯業の利益を近きに圖る其計如何他なし、斯業の進運を開發的に求めず其順序を倒にし宜しく注入的の方針を以て之を行ふべきなり。細言せば兎畜を飼養せんことを農家に奨導するよりは寧ろ資本家を勧誘して兎毛紡織の大工場を創立せしめ世人をして兎毛の需用を目前に知らしむるより善きはなし。如何にも現今既に兎毛を紡織するの工場なきにあらざるも是れ未だ専門の工場にあらず、故に其工場が果して兎毛紡織をなしつゝ、あるか否かは或る種類の人を除くの外絶て之を知る者なし、且其原料は専ら之を外國に資る、是れ吾輩が故らに兎毛専門の紡織工場を創立して兎毛の需用を世間に知らしめ内國に於て其原料を造るの必要に迫らしむるを急務となす所以なり。如此兎毛の需用目前に之を知らしむれば勧誘を加へざるも農家は進んで斯業に著手すべし、農家已に養兔に著手して兎毛織物の原料我國に於て之を供給するの曉に達せば其屠りて得たる兎肉の量は極めて大なるを見るべし。此時に方りては宜しく都會の要地に一大兎肉店を開始し、市内は勿論師團艦隊等の需用にも應ずべく、猶餘りあれば之を罐詰となして内國一般の需用に供し、剩す所は外國に輸出すべし。既に斯る境域に進まば斯業の利益果して幾許ぞや、是れ即ち吾輩が從來の實歴と我邦今日の狀勢とに照して斯業の進運を開發的に望まます、宜しく注入的の方針に求むべしと覺悟したる所以なり。乍去此兎毛紡織の工場を起すを以て足れりとなすものにあらず、其農家に

勸奨すべきは固より之を怠るへからず、只其農家に誘導するのみに止めず是れと同時に資本家を勧誘して兎毛紡織の一大工場を創むるは利を近きを示すものにして、斯業の發達を圖る最良の手段と信するのみ。吾輩身を以て斯業に任ず、前述の處措素より之を爲すに怠らずと雖も、天下心あるの士宜しく吾輩の誠衷を洞察し大に其企圖を扶翼せば獨り吾輩の悦びのみに止らず實に國家の幸福なるべしと信するなり。

第十一章 大隈農商務大臣に對し養兔事業の急要を述べ拙著養兔眞論を呈するの書

明治三十年五月十九日稿。此時著者の齡二十九年八箇月。

備後の農民、得能正通頓首再拜して農商務大臣大隈重信公閣下に白す。正通身を以て養兔事業の改良に任し其施設を爲すこと數ふるに遑あらず、然れども投機者の其間に出沒して害を斯業に加ふるが爲め其施設は常に豫定の半にも及ばず、改良の實進歩の跡共に見るべきもの無く以て事業の信用を博し難し、豈國家の爲め斯業の爲め歎かざるを得むや。情ら我邦の實業を觀察するに、政府保護の下に在りて而して其發

達進歩を促したるもの最も其多きに居れるが如し。然らば則ち寒村の一農民たる正通の獨力は以て克く此事業の改進を圖るに足るへからずと信し、去る明治廿三年二月十一日時の農商務大臣岩村通俊公に書を上りて斯業の我邦に必要な所以を詳陳し、降て明治廿四年八月一日書を宮内大臣土方久元公に上り兎畜を以て凶荒を救済するの方途を論述したる書冊を陛下に傳獻せられむことを懇請して以て下情の上達を希ひ亞で明治二十六年六月十三日時の内閣總理大臣伊藤博文公時の陸軍大臣大山巖公時の海軍大臣西郷從道公に書を上り兎肉を以て軍隊の食用に充て兎毛を以て軍服の原料に供すべきの方策を縷述し聊か經國の資に供せられむことを進言せり。然るに悲哉正通の上陳するところ取るに足るもの無きか、否らざれば匹夫野人の言なりとして之を一笑に附せられしものか雲烟過雁消て影無く去て聲無し。嗚呼正通は自ら名を售らむとして書を上りしにあらず、復た自ら利を得むとして書を上りしにもあらざるなり。我邦の大勢日と共に其歩を進め制度文物の大より以て衣服飲食の微に至るまで昔日と日を同くして語るへからず、況や軍備の擴張外人の雜居亦眼前に切迫せるをや、國民たる者各々微衷を盡して皇恩の萬一に答ふべきの秋たるを知ればなり、豈他あらむや。如此赤誠を表陳して之を諸公に訴へしと雖も諸公更に正通の進言を須みられず、國家の爲め斯業の爲め憾何を堪へむ。茲を以て近くは書を上りて卑見を閉陳することを爲さず、又斯業に對して政府の保護を仰かむとするの意なく、獨り之か規畫經營の任を盡さむことを期したり。然るに閣下英邁の資を以て農商務大臣の大任を兼攝せらる、の今日に遭ふ、洵に手の舞ひ足の踏む所を知らざるなり。何を以て閣下の此大任に就かる、を欣ぶか、他なし正通重ねて養兔の我國今日に適せる急要の事業なることを閣下の左右に言し、以て閣下の高裁を仰かむとすればなり。然れども今は詳かに其所見を述べず之れに代て謹て拙著養兔眞論を上る。書中項を分つ七日く富國策、曰く改良策、曰く救荒策、曰く放牧策、曰く興農策、曰く軍用策、曰く對外策是なり。而て對外策を除く其他の六項は嘗て諸公に書を上りし

どころと其要を異にせず、特り對外策に至りては未だ之を上陳せざるところなり。閣下は一方に於ては外務の大任に當らる、上るところの養兔眞論中對外の策に丁りては請ふ第一に笑覽を賜へ、蓋し刻下の急要方策なればなり。閣下江海の量あり細流の鄙見も亦當に容る、どころあるべしと信じ尊嚴を冒して叨りに書を上る、野人素より文字に嫻はず庶幾くは禮の備はらざるところ之を咎めず、深く正通の微衷を憐察あらむことを。正通誠恐謹て白す。

明治三十年五月二十四日

廣島縣深安郡湯田村農民 得能正通

農商務大臣伯爵大隈重信公閣下

第十一章 中國産業新報發刊の祝辭

明治四十年四月十五日岡山縣小田郡笠岡町にて發行したる中國産

業新報の創刊を祝したるものにて同月九日稿。此時著者の齡三十九年七箇月。

産業を發達して國家の福利を増進せむことを圖るは實に焦眉の急務に屬す。朝野の志士口に國利の振興を唱ふると雖も深く其意中に入て之を究むれば、名を經世に藉りて巧みに私利を壟斷し以て口腹の慾を貪るにあらざる者天下極めて稀なり。正通身を忘れ家を遺れ自ら寒村に耕し以て疏食菜羹に甘むじ身を以て養兎の事に膺り斯業を普及して農業の進歩を企て産業の發達を圖るを以て畢生の目的と爲す。於是乎明治二十三年大日本養兎改良義會を大阪に創立し以て其會誌を刊行して養兎の改良進歩を唱道し、亞て明治二十六年明治農會を設立して其會報を發行す、爾來幾多の障害に遭遇し會誌會報の廢刊休刊を爲すの已を得ざるに至りしと雖も、其日夜に思ふところ未だ曾て農業の改進にあらざるは無く養兎の普及にあらざるは莫し。思ひ内に切なりと雖も外之を實際に行ふ克はず、是れ天下同志の士少く、否同志の士無きにあらず止だ其事業と生死を共にするの志士なきを以ての故のみ。聞くか如くむば天下の休戚を以て自己の休戚となし以て大に斯業に盡瘁せむとするの志士相謀りて茲に産業新報を發刊し、以て養兎の事業を改善し國家産業の發達を企圖せらるると、正通焉ぞ忻喜の情に耐へざらむや。斯業に従ふ者會誌休刊の不幸に際會して以て暗夜に燈火を失へり、今や本紙の發刊を觀る、鶏鳴既に曉を報して東天將に紅ならむとするが如し、曙光を放ちて斯業の冥闇を破る豈其れ遠しとせむや。弊害其跡を絶ち利益因て以て興らば國家の福祉求めずして増進すべきなり。事に本紙の發刊に従はる、の士、請ふ國家の爲に其身を受し以て大に斯業の爲に力を盡されむことを。卑見を述べて祝辭に代ふ。

第十三章 大日本養兎史自序

大正四年十月三十日稿。此時著者の齡四十八年一箇月。

我れ聞く孔子行年六十にして六十化す、始の時是とする所卒にして之を非とす、と、是れ聖人の道に進化したるを謂ふ也。正通行年二十四始めて養兎の業に志す、今や行年四十有九、未だ曾て其の志を變せざる也、而も猶且斯業をして二十六化する能はず、我が壽、年と與に縮まる、言ふ所は愚、行ふ所は癡、生きて天下に益なし。孔子をして曰はしむれば、幼にして孫弟ならず長して述るなし老て死せずとせむ。然りと雖も我れ愚癡にして、其の生を欲せず其の死を欲せず、馬牛と爲り蟲臂と爲り一に天の賦與に従ふ。唯だ悲しむ天何か故に我をして斯業の化に任せしめざるやを、天意洵に測るへからず、之を奈何ともすることなし。莊子に曰く、古の真人、生を説ふを知らず死を惡むを知らず、其の出訴ばす其の入距ます、脩然として往き脩然として來る而已、其の始まる所を忘れず其の終る所を求めず、受て之を喜び忘れて之を復へす、と、我れは之を學ばむ。我聞く大塊我を載すに形を以てし我を勞するに生を以てし我を佚するに老を以てし我を息はすに死を以てす、と、想ふに我が生を善くしたる者我死を善くするの時將に近からむとす。正通行年二十有四以來心血を注きたる斯業の原委、知るに隨て輯録したるものあり、題して大日本養兎史と曰ふ、上神代の昔より下明治の末葉に至る細大洩す所なし、今之を劄劄に附して大方に頒つ其の鳴くや哀しき歎其の言ふや善き歎、知る人あつて必ず之を知らむ。我れ聞く古の人、天地を以て棺槨と爲し、日月を連璧と爲し星辰を珠璣と爲し萬物を齋送と爲す、と。我れ之に擬して曰く、實業を以て棺槨と爲し、日を連璧と爲し、農業牧畜を珠璣と爲し大日本養兎史を以て齋送と爲す、と。豈備はりたるの葬具にあらずや。正通生れて四十有九年、是非成敗夢の如し、此夢害れの日にか覺めむ、覺めて烏鳶の食

となる歟、覺めざるの時、蠅蟻の食となる歟、我は知る能はず。
大正四年十月三十日の夜秋雨窓を敲つの時、大日本養兎史の著者越智宿禰正通識す。

第十四章 養兎の友の發行に就て

大正九年十二月九日稿。此時著者の齡五十三三年三箇月。同十年二月一日發行『養兎の友』創刊號に掲載。

根村少佐(今の中佐)よりの紹介とあつて『養兎の友』主筆中本青村氏より今回月刊養兎の友を發行し斯業に資せん覺悟であるから愚見を寄せよとの來示があつた、併し私は明治二十三年以來熱心に養兎事業の普及に志したといふのみであつて何の効績も識見もないのである。左れども既に何か言へど云はる、以上、三十餘年來の本願を述べることは此上も無き本懐であるから、菲才を顧みず些か鄙見を披瀝し大方の叱正を仰ぐこととする。

私が明治二十三年帝國議會開設の年にあたつて此の事業を推奨するの覺悟を爲したことに就ては大に意

義のあることであつた。何故かと云ふに、當時國會の開設といへは何か黄金世界でも出現するかのやうに吾も人も政事に狂奔したものである、ケレども世間悉く政事の一方に偏して殖産興業の急要なることを説く者がなくては、立憲の制は如何に美しく議政の權は如何に尊しと云ふとも、何うして民力を休養し國力を鞏固にすることが出來やう。乃ち國會開設の初年に於て世間政論の囂々として沸くが如くなるにも拘はらず、其の潮流に従はないで却て一の養兎事業を奨励し、開國第二の紀元たる明治二十三年を以て農業第二の紀元を開き國家富強の基礎を確立しやうといふのが私の本願であり又斯業唱道の眞意義であつたのである。所が爾來三十餘年を閲し、帝國議會は四十四回を累ぬるにも拘はらず、今に立憲の眞意義が實現されぬと同じく、養兎事業其ものも口を酸くして唱へ筆を秃して論じて見たが、其の普及進歩は所期の萬一にも及ばない、誠に悲しいことである。

抑も私が此の國會開設の初年、養兎事業推奨の題目を唱へ始めたのは大阪であつて、其の名號は『大日本養兎改良義會々誌』であつた。該誌は明治三十年の十二月を一期として不幸廢刊となつて了つたのである。而も『養兎眞論』とか『大日本養兎史』とかの單行本は時々發行したが定時刊行物の再興は終に其儘であつて、今に惜しいこと、思つて居る。幸い東京に於て新たに『養兎の友』と題する月刊ものを發行せらるゝことは第二の養兎改良誌たる心持がして、一層の懐かしみを覺えるのである。斯くいふは甚だ禮を失ふやうであるが、是れが私の感想であるから何うか御寛恕が願ひたい。

希くは新たなる使命を帯びて生れたる養兎の友は益々健全の發達を遂げ、斯業の益友となり一世の指針となり。大に國家經濟の衰勢を挽回するに貢獻して貰ひたい。政治の事には各々機關紙もあり、帝國議會てふ大舞臺もあるが、同じ年を以て唱道し始めた養兎事業には完全なる機關紙が無い。此時此際、養兎の友は必らず此の機關紙たるの任を盡さるること、思ふ。其の舞臺は全國都鄙到るところ皆な是れである、中

々日比谷の夫れどころでは無い。申す迄もないが政事は末であつて養兔事業は其の本であることを念ひ、一段の奮勵と努力とを切望したのである。

第十五章

養兔と養蠶——家兔の尿尿を堆肥とし桑の萎縮病を防ぎたい

大正十年二月十七日稿。此時著者の齡五十三年五箇月。同年四月、一日發行『養兔の友』第一卷第二號に掲載。

私の住んで居る備後の府中は廣島縣の蘆品郡であつて縣下では蠶絲業の本場と稱へられ澤山なる養蠶家もあり此地を中心として製絲の工場も多いのである。其所で栽桑のこと並に桑園の經理に就ては可なり重きを置かれてあることは申す迄もない。抑蠶絲業は我邦貿易の樞軸であつて斯業の消長は國力の隆替に甚大なる關係を有して居ることは勿論である。故に此の蠶絲業の基礎たる桑樹の栽培上兔畜飼育の必要などいふことを信するからには養兔の宣傳を以て私が出世の本懐とする以上其の所見を披瀝することは洵に私

の欣快を感じる所である。さて廣島縣の産業技手であつて現今我が蘆品郡に駐在して居る杉山岩市氏は本縣に轉任以前は兵庫縣に就職して居た人である、此の杉山氏の談に依れば兵庫縣では栽桑上養豚を獎勵して大に之を普及したとのことであつた、其所で私は此の養豚は可いには可いが何分小さい動物でない、女子や子供には少し手に合にくい。私の唱道するところの家兔は小動物であつて老人でも女でも子供でも容易に飼養が出来る故に何うかして此の養蠶の盛んな栽桑の必要なる地方には養兔を併せて獎勵したいものと考へて居つたのである。ところが我蘆品郡の主催で以て本年（大正十年）二月十日から三日間農商務省蠶業試験場技師菊池助松氏を招聘し府中の劇場朝日座に於て蠶業高等講習會が開催された。私も主催郡長石栗魏氏からの案内があつたので二月十日の午前と同十二日の午後と二回聴講に出かけた。其の菊池技師の講話中に桑の萎縮病を防ぐには堆肥が必要である、堆肥を造るには蠶糞を以て豚を養ひ之れで以て堆肥を造るが可いとのことであつた。聞けば菊池技師は桑に就ては我邦のオーソリティーであつて、或る人の如きは桑の神様であるまで崇拜して居る、何でも二十年餘も桑の研究にのみ熱中して居る方であるといふ。私は茲に於て心竊かに私が曾て思つて居る養兔に依つて堆肥を造り之を桑に施すといふことは最早之を世に唱道して宜しいと覺悟した。併し一たび桑の神様とも言はる、菊池技師の意見を聴きたいと思つて二月十二日の講習會閉會の後同技師の旅館を訪問した、そうして『養兔之友』の創刊號を贈呈し私の所信を述べて同技師の意見を徴した、所が同技師は夫れは可いことであらう尤も豚の尿尿も兔の夫れも成分に變りはあるまいが兔の尿尿に就ての分析は何うであるかとのことであつたから、私は先年農科大學で試みられた成績が發表されてあると云つた、夫れならば無論兔を飼つて堆肥を造り之れに依つて桑樹を培養するは至極のことであるとの賛成を得た。私は自己の所信に此の裏書をされたので大に安心して第一に本年から私の家に飼つて居る兔の尿尿による堆肥を桑園に試みて見やうと覺悟し、たま／＼其の席にあ

つた杉山技手にも時々其事の指導を受けたいとの希望を申し入れ同氏の快諾をも得たことである。斯の如く私も家兔の尿尿を以て成るところの堆肥によつて桑樹に施すことを實行して見るのであるが全國多數の養蠶家も何うか金錢を以て購ふところの謂はゆる金肥を廢して我家の片隅、縁側の床下などで兔を養ひ其の尿尿を利用して之を桑に施し萎縮病にも罹らない桑葉を收め進んで精良なる繭を作り國富の根柢を固くして貰ひたいのである。私は此の事を奨励するの第一歩として先年農科大學及び農商務省農事試験場に於て分析された家兔尿尿の成分並に其の所説の一二を左に紹介することとする。

(一)明治二十三年三月東京農林學校(農科大學即ち今の東京帝國大學農學部の前身)助教授農學士森要太郎氏の所説並に分析の結果

余(森農學士)は未だ養兔の實驗なしと雖も其無益にあらざるを知る只其流行に連れ毛色等を以て品評し其實益の如何を顧みざるもの多きを遺憾とするのみ蓋し實益の點より出でざる流行は永續すべきものにあらざるなり夫れ養兔の目的は第一肉を産し第二毛皮を生し又副産物として糞を得るにあり何んぞ毛色のみを争ふの理あらんや佛國等にては毎戸數頭の兔を飼養して多少の實益を收むるもの多きが如し本邦にても最實益ある種類を撰びて之を養はゞ幾分か家計の補けごならん假令其費用と生兔の賣高を同一なりとするも尙其糞を得又は之を賣却して多少利する處あるへし此糞を肥料とせば如何なる効用ありや或は如何にして之を使用すべきやに就ては未だ確説なきが如し而るに余は此頃之を東京農林學校に於て分析したるを以て其結果を普ねく世人に報じ合せて之れに關する卑見を述ぶること左の如し當業者の參考ともならば幸甚

成分 余が分析したるは能く乾きたる糞にして其成績左の如くなりし
 乾かしたる兔糞百分中

窒素	一、九二三
磷酸	〇、九二三

肥料の三主要成分中「ポッタース」は凡て糞(即ち固形の排泄物)中に存すること通例少量なるがゆへに之れを定量せざりし假令ひ多量に存するも其價値は窒素の五分一にして又磷酸の二分一に過ぎざるものとす

排泄したる儘の新らしき兔糞は百分中幾許の水分を含むや確知するを得ざれども其形態羊糞に能く似たるを以て之れと同一の水分を有するものと假定するも大誤謬なかるべし而して乾兔糞は之を粉末となすに乾草を粉碎したるもの(平均百分中十六分の水分を含む)に類似せるを以て今之れが改算をなし數種の糞と共に其成分表を掲げて参考に供せん

新鮮なる糞百分中成分

	水分	窒素	磷酸
兔糞	七二、四	〇、六三	〇、三〇
羊糞	七二、四	〇、四五	〇、一九
豚糞	七五、〇	〇、三九	〇、一八
牛糞	七一、三	〇、五八	〇、二八
馬糞	六四、六	〇、八三	〇、二三
鶏糞	五六、〇	一、六三	一、五四

蓋し糞の成分は凡て食料の異なるに従ひ多少變動なき能はざるが故に只一分析の結果を以て直ちに其價値の如何を定むべきにあらざれども兔糞は普通の家畜の糞と其成分大差なきものなりと云ふて可なり

効用 以上の成分表によりて兔糞の肥料價值を按ずるに其乾かしたるもの魚肥の五分の一にして其乾かさざるものは他の畜糞と大同小異なれども稍優る處あり又鶏糞に比すれば其効能凡そ三分の一なるべし而して兔糞は穀類野菜を問はず何作物にも効あるや疑なし

使用法 兔糞は他糞と同じく之を作物に施すも直ちに効能を呈するものにあらず依て其乾かしたるものは貯へ置きて粉となし元肥に用ゐる又其新らしきものは堆積して腐熟せしめたる後施すべし尙ほ初め其堆積に少しく人尿を掛け置けば腐熟すること一層速かにして且つ其効能を増すべし

(二) 明治三十三年農科大學に於て分析したる家兔尿尿の成分

尿	窒素質	〇、二五	磷酸質	一一二	加里質	一七
	尿	千分中	千分中	加里質	一七	

(三) 明治三十三年農商務省農事試験場に於て爲したる兔尿分析の結果

窒素質	九二	磷酸質	一一二	加里質	二四二	ボルド液精分	一五
-----	----	-----	-----	-----	-----	--------	----

其の百分中の含有量は窒素磷酸俱に糞塊のものに劣らず隨て之を牛馬の尿に比すれば農作物肥料として甚だ有効なるものたるを疑はず加之尿は諸種の植物害虫を驅除するに奇効あるものにして便宜の方法に依りて之を貯藏するときは容易に作物の害虫を驅除する場合に應用せらるゝものなり

著者は以上の記事を大正十年九月二十五日に發行した拙著續大日本養兔史第一編第二章第八十三節にも採録した。依て當時農商務省蠶業試験場一宮支場に在勤中の菊池技師に對し左の書面を添へ拙著を寄贈したのである

拜啓時下秋氣相催候處益御清適奉賀候其以來は打絶て御無音に罷過候段御海容被下度候今回立志三十三

年記念の爲め拙著續大日本養兔史發行仕候に付別便を以て一部贈呈仕候右之内第一編第二章第八十三節に於て貴下の御意見掲載致居候間御閱讀被下候はゞ本懐奉存候敬具

大正十年十月九日 備後府中 得能正通

岐阜縣中島郡一宮町(現今一宮市)

蠶業試験場一宮支場

菊池助松様

之れに對し左の返書があつたから掲載する

拜復秋冷の候愈々御清適の段奉慶賀候私こそ其後は御無音に打ち過ぎ欠禮致居候段奉多謝候陳は今回は見事なる貴著續大日本養兔史御送附被下其上拙見をも御掲載相成候段深く御禮申上候何卒將來共不相變御交誼の程伏して懇願致候是非一度御光來の程奉待入候先は久々の御伺旁々右御禮申述度如此に御座候 勿々敬具

十月十一日(大正十年)

菊池助松 得能尊臺虎皮下

第十六章 兎肉と農村保健衛生

大正十年七月十日稿。此時著者の齡五十三年十箇月。同年九月一日發行『家畜』養兎推獎號に掲載。

今回養兎推獎號が發行になるので私にも何か愚見を申述よとのことであるが、私は明治二十三年以來熱心に斯業の推獎をして居るといふのみで別に何等の成績も擧らず徒らに歳月を過したといふだけである。乍去折角の仰せではあり又私が出世の本懐とも申すべき養兎の事業に關し卑見を披瀝するのは此上も無い光榮と満足とを感じるもので、聊か私の見る所を述べることにする。

扱本年（大正十年）六月二十一日發行の大阪毎日新聞に於て、東京電話として掲載する所を見るに「都市住民よりも農村民が體格劣等、魚肉類の營養不足で」と題し「内務省保健衛生調査會に於て從來農村保健衛生の實地調査を行つたのは静岡、山口、秋田、福井、愛媛、奈良、佐賀の七縣七箇村であるが其の結果農村住民が都市住民に比して體格が劣つて居ることを發見したと、之は農民が魚類肉類を食すること少く營養が不足する爲である。而して内務省に於ては今後各府縣をして農村保健衛生の實地調査を爲さしめ内務省より技師を派遣し實地指導することに決し近く山梨、新潟、宮城、大分各縣下に亘り農村保健調査の實地指導を爲す筈だ」とある、誠に左もあるべきこと、思ふ。私は明治二十三年以來農家をして家兎を飼養せしめ、其肉は之を食ひ其皮は賣れと頻りに呼號絶叫したものである。素より都市の住民は如何に勞働に身を委ぬる其日凌ぎの者でも、食膳に上るものには魚類もあらう獸肉もあらう、ケレども山間の僻地に至つては假令財政に餘裕ある者でも中々魚類なり獸肉なりを求むることは容易でない。況や貧窮にして金錢に苦しむ者をやである。獸肉としては牛肉のない所さへ少くない、魚類では鯖の鹽漬位に舌鼓を打つ

といふ有様では身體の營養不足は思ひやられる。身體既に營養の不良を來し健康充分ならざるときは精神上に及ぼす影響は殊に甚大なるものがあらう。近頃國民の思想問題が喧しいやうであるが、先づ以て生活の安定を圖り、營養の充實、健康の保全を第一に講じなくては逆も精神の安定は得られない。乃ち思想も自然に動搖して種々の不祥事を起すのである。サレば國民の保健衛生は國家の興亡に關する大問題であることを覺知せねばならぬ。大隈重信侯も本誌（家畜）の畜産宣傳號に於て、我國民の營養不良を指摘し之を救済するには肉類を多量に供給するに限る。而も高い肉は一般に食はれない、茲で豚と兎は最も適當であると謂はれて居る。シテ見れば多年唱道したところの兎肉を以て國民の食用に供し資て以て身體の健康を保つべしとの説は、單り私の一言で無いことを證明するに足ると思ふ。尙此の兎畜の糞尿を桑園に施せば桑樹の萎縮病を防ぎ得らる、のであるから、農村の内でも別して養蠶の盛んなる地方に在つては益々斯業を普及して各戸必ず之を飼養せしめ、肉は以て身體の營養不足を補ひ、屎尿は以て蔬菜其他の肥料に供し桑の萎縮病を防ぐこと、もなれば、所謂一舉兩得となるであらうと信ずる。其の農家に普及する方法に就ては文書、講演其他の方法を以て之れが宣傳に努め、且つ其の自家不用の生兎及び毛皮に就ては之を買入るべき確實の機關を具備することが急務である、併し一時の利を射らんが爲に設けられたところの名義上の機關らしいもの、如きは却つて識者の懸念に値ひするのみで一般農民も之を信するものではない。是に於て乎子安農園の如き信用ある方の努力を希ふの外はないのである。

既に兎肉を以て農村保健の第一義であることが會得された以上、斷乎として之れが實行を期すべきである。内務省に於て農村保健の實地調査に力を盡されるのは是も悪いことではないが、成ることなれば調査は調査として行ひ、一面其の保健衛生の實行に手を染めるに限る。即ち養兎を農村に奨勵して肉類の供給を自由にし、村民をして營養不足の窮地より脱却せしめ、體格の向上を期するのが肝要であらう。私は切

に斯業熱心家の發奮と、農村自體の猛省とを促がして止まぬ者である。

第十七章 續大日本養兎史自序

大正十年八月十五日稿。此時著者の齡五十二年十一月。

大正四年十月三十日の夜秋雨窓を敲つの時、本史の著者越智宿禰正通、自ら大日本養兎史に序して曰く實業を以て棺槨と爲し商工を連壁と爲し、農業牧畜を珠璣と爲し大日本養兎史を以て齋送と爲す、と。又曰く、正通生れて四十有九年、是非成敗夢の如し此夢害れの日にか覺めむ、覺めて烏鳶の食となる歟、覺めざるの時蝶蟻の食となる歟、我れは知る能はず、と。噫嘻、幸か不幸か此夢未だ覺めずして而も蝶蟻の食とならず、齋具の大日本養兎史徒らに筐底に藏る、喜ふべき歟悲しむべき歟。遮莫、大塊今尙我を勞するに生を以てせば、我亦蟲臂馬牛に甘じ、法爾自若、其の死を善くするの時を待たむのみ。乃ち重ねて筆を執り豫め第二の葬具を造る、名けて續大日本養兎史と曰ふ。此具何れの時にか用ゐむ、我は知る能はず。大正十年八月十五日の夜、南窓の下に月光を浴ひつ、越智宿禰正通識す。

第十八章 人口制限と養兎

大正十一年五月三日稿。此時著者の齡五十四年八月。同年十一月一日發行『家畜』實驗養兎號に掲載。

米國のサンガー夫人が産兒制限を宣傳する爲め我邦へも遊びに來たので、近ごろ人口とか産兒とかの制限がチヨイ／＼問題にされるやうになつた。シカシ此の制限が實行されて佛國の如く人口の増加率が減すること、なつては終に日本民族の滅亡せざるも限られ無い。其所で私は如何にして此の問題を解決すれば可からうかと考へた。聞けば我邦では非常に人口が増加し大正五年にも六年にも七十萬ばかり、七年には三十萬も殖えたこと云ふことである。斯やうに年々歳々人間が増加するのみで、山は是れ山、水は是れ水、土地が殖えるでなし海が擴がるでなし、米穀は一段三石穫れるものが俄かに五石にも増收することば出來ない、搗て、加へて小作問題などが起つて來ては作物の源は塞がれるであらう。又一面から見れば輸出の大關たる生絲が好況になれば隨つて桑の栽培も多くなるから、米穀の植付地域は追々縮小されるのみとなる。其外夫れから夫れへと工業が起るので、耕地の之れに侵されるものも少くない。其所で食糧問題が起つて來る。是に於てか人口の稀なる他邦に出稼ぎでもしやうとすれば、入國拒絶などの國際問題が八釜しい。止むなく産兒の制限などいふ痛々しいことが論せられるに至るのは何といふ悲しいことであらう。私は之を解決するには養兎事業の普及を以てしたいと思ふ。

申す迄もなく兎は人間の食べない草木の葉を以て食料とし、路傍の草も庖厨の殘滓も悉く彼れの食物である。民族滅亡の端を啓く産兒制限などを論ずるのは愚の骨頂である。

抑も萬物は自ら生じ自ら滅するものが天理である、何を苦しんで之を制限しやうとするのか、決して彼是

云爲すべき事柄でない。左なきだに人間の上には戦争の起ることもある、悪疫のために多数の人命を殞すこともある、産兒の制限はなさずとも人口の制限は自然に行はれて居る。凡そ戦争なるものは各國互に平和を希望すれば一時的之を止むることも出来やうが、去りながらマダ今日の状態では永遠の保障は甚だ覺束ない。假りに戦争は避け得るとするも、時に流行感冒の悪性なものに襲はれ、或は猖獗なる虎列拉に罹るなど、人口の増殖は時に自然が之を制限して居る。私は制限どころか多々益々各人の健康を保ち、此上の増加を圖りたいと思つて居る。

夫れには上に述べた養兎に限るのである。農家では庭園の片隅、都會では庖厨の傍ら、小さい箱の一つ二つを重ねて之れに若干の兎を飼育し、人間食物以外の草木の葉又は庖厨の残滓を以て之を養へば、常に新鮮なる兎肉を食膳に供し得べく、身體も自ら強健となり富も自ら進むであらう。生る、兒は多きを厭はず、國の人口は少なきを欲せず。人多くして食に乏しければ山野の草木を以て兎に化生し、資て以て食すべきである、我邦の土地狭しと雖も尙以て人を容る、に足るを疑はない。此故に私は人口の制限は大反對である。

第十九章 農村振興問題と養兎

大正十二年四月十日稿。同月十五日發行養兎新聞第九號に掲載。

此時著者の齡五十五年七箇月。

近頃は農村問題が八釜しくなつて第四十六議會でも大に論議されたことは申す迄もない、其の方策として中央金庫法の制定、農業倉庫の具體化、米穀法の運用、農務省の獨立、地租の委讓其他種々の項目に涉つて或は決議となり或は建議となり依て以て農村の衰弊を救済すべく計畫されて居るのは誠に結構と云はねばならぬ。蓋し此の農村振興のことは今日までに充分其の方策は立てらるべきであつて、今更のごとく狼狽すべき問題ではあるまいと思ふ。私は帝國議會開會の第一年即ち明治二十三年の二月十一日を以て養兎眞論富國策を公けにし以て農村振興の必要を絶叫した、請ふ其の大意を述べしめよ。

立憲の制將に施されんとするの今日にあたりては政事を論し或は政黨を組織し或は新聞紙を發行し或は演說會を開設し或は民間に遊說し帝國議會開設の準備に汲々として日も亦た足らざるは現時（明治二十三年頃）世間の有様にして憂國家の専ら力を致すところなり（中畧）然れども世熱専ら政事にのみ偏するときには勢ひ興利興益の事業を後にするは誠に免れがたきことなるを以て世間往々殖産の今日に急なること興業の今日に要なることを忘れて徒らに政事の一方をのみ論ずるに至りしは亦止を得ざるの狀勢なり斯の如く世間悉く政事の一方に偏して殖産興業の今日に急要なることを説く者なくんば立憲の制如何に盡善なりと雖も議政の權如何に盡美なりと雖も何を以てか民力を休養し國力を鞏固ならしむることを得べきや思はざるの甚しきものと云ふべし故に今日に處するのことは宜しく國家の大本たる農業を盛んならしめ立憲政體の恩澤に浴すると共に斯民の財政を富裕にし益々國家の基礎を鞏固にする

は實に焦眉の急務なることを信するなり（下畧）

今を距ること三十五年前明治二十三年に於る私の農村に對する考へは斯くの如くであつた、其後明治二十四年八月二十五日更に養兎眞論與農策を公けにし以て農業の振興を呼號した。私は斯やうに三十幾年以前から農村の振興には心を痛めて居る、今に於て農家財政の疲弊を云爲するのは抑も遅い。併し乍ら後れたりと雖も其處に心づいた以上宜しく之れが對策を實行すべしである。とは云へ農務省の獨立とか地租の委譲とか二階から目藥的に、くだらないことを考へるのは何たる痴態であらうか。農務省を獨立したからとて何として農村が救済されやうか、現在の農商務省にても農村振興の方策が立てられないことは無い、假令農務省が獨立しても徹底的政事を行はない以上今日も同じことである。其他米穀法の運用が何うならうが中央金庫が創立されやうが是れは抑も末のことである。

農村の振興は農民自體が自發的に事業を起すに限る。語を換へて言へば無より有を生ずるの考へを立てることである、切實に言へば各農家至るところに數頭の養兎を試みるがよい、道は通きに在り然るに之を遠きに求む、近いところの路傍、田地の畦畔、畑地の岸などに雜草を求め、與へて以て兎畜を養ふが宜しい。草葉化して兎畜となり、兎畜化して人生必需の食料となる、賣れば金錢と化し、金錢は農家の財政を扶持す。成程地租の委譲もよからう、農業倉庫も中央金庫もよからう、農務省の獨立も宜しい。けれども要は官僚の保護なり他人の助勢なりを目的とするのは愚の極である。自ら奮ひ自ら助け以て此の農村の振興を圖るに限ると信する。私が三十有五年以前から唱道したところの農家救済問題が今日事新らしげに論議せらるゝことを痛く憂慮するの餘り、私は止なく三十五年來宣傳するところの養兎の必要を重ねて大呼し、農村振興を提唱する方々の注意を喚起したいと思ふ。其の具體的方策は載せて拙著養兎眞論に在り、縞閱の勞を吝まれざらんことを希望するものである。

第二十章

明治二十三年以來の宣傳——大久保彦左の天正三年鳶の巢文珠山では無
い養兎宣傳の初陣以來三十五年間の
惡戰苦闘

大正十二年五月十一日稿。此時著者の齡五十五年八箇月。同年六月十五日發行養兎新聞第十一號に掲載。

私は多年養兎の宣傳に努力して居るが未だ効果の見るべきものが少ない、或時は毎月若くは隔月に雑誌を發行し或時は親しく東西に奔走し養兎の講演をしたこともある、又或時は自己の所見を集めて著書を發行し私の知れる限りの官民各位に寄贈し其の參考に供したことも一度や二度では無い、併し多くは又得能の養兎論とか其の書の内容をも見て貰ふことさへ出來ないのであらうと思はれる。著書の反響は性的問題とか思想問題とかの出版物のやうに著しくない、只々熱心家の眼に映するのみではあるまいか、私としては誠に遺憾千萬に思ふが何うすることも出來ない。夫れでも尙懲りすまに筆を執つて意見を發表したり若くは財政の許す限り著書を發行することを怠らない。此外實際問題としては近く同志の友を語らび匿名組合養兎富國社と名くるものを設け生兎の販路に困つて居る向の便利を圖つて居る。又種兎を望む者には代價を要せずして誰にでも雌雄一番若くは雌一羽を貸付くることにして居る。元來種兎は養兎に著手せんとする其の本人が自由に買入るゝに限ると言つて居る。這是種兎を販賣する謂はゆる種屋と誤解されんことを恐るゝからである。尤も私は明治二十三年以來三十五年も斯業の宣傳に盡して居るので最早私の養兎狂は殆んど知れ渡つて居るのであるが夫れでも世間は廣い、假りに私の郷里地方にしても若し誤解さるゝこ

どがあつてはと思ひ斯く種兔の無償貸與を試みて居るのである。
 昔し大久保彦左衛門は何かと云へば天正三年齋の巢文珠山の初陣以來といふことを擔き出したといふが私は何ぞと云へば明治二十三年養兔宣傳に著手以來と切り出す。私夫れ自身ですら能くも明治二十三年以來の語を發することであると思ふが、さて之を言ふ者が狂愚か之を言はしむる者が愚昧か是れは判断の出來ないことであらう。何となれば明治二十三年養兔の宣傳に手を著けし初陣以來三十五年間も倦まず怠らず惡戰苦闘をつづけ今尙之を繰返し其の上種兔を無償にて貸付け著書の多くを無代寄贈してさへも、まだ養兔の必要を自覺する者少なく、一國の代議士と云はれる人々までが農村振興策を云爲しながら其の根本たる養兔の如きものあるを忘れて徒らに其の枝葉を論議して居るのは果して何ちらが狂愚であらう。私は別に大久保彦左の口吻を真似ることは無いが止なく明治二十三年以來を繰返すのである。若し此言を聞くのが厭はしくば農村振興の第一歩として私が既に行なつて居るやうに、希望者には無償で種兔の貸付をする程度の熱心になつて貰ひたい。世間多くの有志者が此處まで進めば本業の發達は期して待つべく農村は自然に振興することを疑はない。敢て世の先覺者に切望する。

第二十一章

生兔を屠るは決して無慈悲では無
 い——彼れが出世の本懐は身を殺
 して仁を成すにあることを知らね
 ばならぬ

大正十二年八月四日稿、此時著者の齡五十五年十一月。大正十三年一月二十日發行養兔新聞第十五號に掲載。

兔肉が人間の食料として佳良なることは古くから一般に知られて居り又明治大正に涉つては其の宣傳もあるので廣く農村にまでも行届いて居らう。然るに兔肉の需用は多く東京とか大阪とかの都會に限られ山村僻地にはまだ普及されないので何に因るか云へば、兎角生兔を屠殺するを厭ふの風があるからである。『成程兔肉は美味である又其の肉が臭いと云ふのも調理の宜しきを得れば決して其んなことの無いのは克く實驗した。併し何うも生きた兔を殺すと云ふことが何だか氣持が善くない』とは養兔宣傳の爲にする私の試食會其他斯業の獎勵にあつて異口同音に聞くところの語である、是れは一應無理からぬことではある。牛肉にせよ豚肉にせよ鶏肉にせよ、其の屠殺の現状を目撃しては逆も其の肉を食するに忍びないのは是れは人情の常である。孟子も「君子の禽獸に於けるや其の生を見て其死を見るに忍びず、其聲を聞いて其の肉を食ふに忍びず」と言つて居るから、自から其の生兔を殺し且つ其の肉を食することは君子の忍ぶべからざる所ではあらう。去り乍ら未だ充分に田舎にまで斯業の普及せぬ今日、牛肉の如く豚肉の如く鶏肉の如く、既に他人の屠れる兔肉を求むることは甚だ困難と云はねばならぬ。止なく自から飼育した生兔を自から屠り以て之を食膳に供せねばならぬ。又私が養兔を獎勵する主意は實は此の自産自給を

主とし、餘りあれば都會に賣り出すことを希望するのである。蓋し山舎には生魚は其の價殊に高く否な高價は厭はないとしても常に之を得ることは困難である、牛豚鶏肉に至つても毎も其需用を充たすべき販賣の機關は備はつて居ない、別して夏季の如きは魚鳥獸肉の新鮮なるものを得ること頗る難く、全く榮養價値のあるものは求めて得られざる實狀を示して居る。之を救済するには平素野菜を作るが如き考へを以て常に養兔を爲すことである。一頭八百目乃至一貫目の生兔は能く四五百目の食肉を得べく、必要に應じて之を屠り以て自から調理して食膳に供すれば、不時の來客にも平時の副食にも極めて便利である、之れが私の養兔奨勵の主眼である。然るに其の生兔を屠ることを厭ふやうでは私の希望は根本から覆へされる心地がする。其處で何でも此の生兔を屠るのは夫程殘忍のものでは無い、又兎畜は畢竟するに人間の犠牲として生れたものであることを信憑するに足るべき考證を提供することは私の責任であると思ふ。依て聊か左に之を陳述したい。

抑も兎なるものは聲を發することも稀である、否な殆んど無いと言つても宜しい。又人に馴る、ことも犬猫の如く著しく無い、言はゞ愚か物である。故に之を殺すにも聲も發せず靜かに人の爲すがまゝに任して居る、死を見ること歸するが如しとは之を是れ謂ふのであらう、故に「其の聲を聞いて其の肉を食するに忍びず」といふ程の感じも起らぬ。又犬は夜を守り猫は鼠を捕るのが能であるが兎には更に能は無い。又犬は主人が外出先からでも歸れば馳せ出で、尾を掉り猫はニャー／＼と嬌を呈するが兎には此事も無い、食物を與へんとするとき飼箱をコトコトと音さす位が關の山である。其の無能なることは單り私が申すばかりでは無い、昔し天台沙門榮心師の纂輯にかゝる法華經直談鈔にも兎は身を殺して仁を成すものであることが記されてある。私の持説を裏書すべく左に之を引用することとする。

法華經直談鈔卷の一（原書漢文）に曰く

（前畧）昔し光明仙人と云ふもの山林に修行す折節天下飢饉して人、衣食を送ることなし。仙人七日の間食を斷つて既に餓死に及ばんとす而るに其山中に五百の兎あり彼の兎の中に兎王あり兎王思ふやうは仙人は既に餓死し給はん彼人世に在さは廣く衆生を利益し國寶となるべきなり既に餓死し給はば眼のあたり國寶を失ふに似たり、我は是れ畜類の身なれば世に在りて益なし殊に生くる者は必ず滅するの習ひ免れ難しと身を死し火中に投じ仙人の食物となるに如かず彼命を助け奉らんと思ふて火の中に走り入らんと欲すれば其時彼の仙人兎王を留めて其故を問へば兎王上件の事を語り我焼死したれば肉を受用ひて命を助かり給へと云ふ。其時仙人曰く、畜類の身なるさへ尙ほ慈悲心を發して我を助けんと思ふ、況んや我れ人身を受け殊に佛法修行す争でか慈悲心を發せざらん汝を助けずやと問答し給ふとき、二人（原文の儘）の間より光明を放つて山中を照らし四方に輝くあひだ、諸人この光明を見て奇異の思ひを成し彼の山に集まり其故を聞きて皆な食物を集めて仙人を供養す云々（以下畧）

同書（原書漢文）卷之二に曰く

（前畧）月に兎あること玄奘三藏の西域記に見えたり夫は彼の三藏五天竺を遊行し玉ふとき北天竺に波斯迦國といふ國あり。道の傍らに石の率都婆三本立たり是を人に尋ぬるに所の人語つて曰く、此は昔し尺尊の菩薩の行を立玉ふ處なり然るに此處に狐と兎と猿と云ふ三獸同じく菩薩の行を立てたり時に帝尺彼らが志の程を見んとて乞食の老翁と成て食を乞ひ玉ふに三獸走り廻つて各々食物を求め之を供養し奉る。其中に狐は魚を求め來り猿は菓を求め來る兎は何物をも求め得ずして供養を致さず。時に老人の曰く汝は菩薩の行を爲すにあらずと云ふ。其時兎、猿と狐とを憑み火を燒せて火中に走り入らんとす、是は我焼死なば老人之を取り食し玉ふ可しと云ふ志なり。此時老人之を見て猿と狐とに向ひ汝等は是程に身命を惜まずして菩薩の行をば成さず眞實の菩薩行をば兎之を成すと云ふて即ち帝尺と顯はれて後迄の

證據として此兔を取て月に預け玉ふなり。月は帝釋の内大臣なれば彼の兔を預り月宮に置たまふなり。之に依て月の中に兔之れ有るなり。三本の率都婆は狐と兔と猿との三人（原文の儘）の跡に立たり、其時の兔は今の尺尊なり、去れば世間の文章などに日月の移行を金鳥早く飛び銀兔頓に走るなど、書くは此意なり云々（下畧）

是に因て觀れば兔の犠牲的行爲が明らかに知られるであらう。此の書に載すところ固より兔の性格を捉へて佛教の弘通に資すべく諷諭したものであらう、併し乍ら此書の説くところ能く兔畜の性格を現はし、彼が猿とか狐とかの如き能力も無く、身を火中に投じて世の犠牲とならんとする本能を述べ盡して更に餘すところ無きは注意すべきことである。左すれば平生飼育する時に於て愛護を加へるのは無論であるが、さて一たび彼れが世に生れ出でたる使命とも云ふべき犠牲的本能を發揮せしむる刹那に臨みては、畑中に野菜を摘むが如く大根を引抜くが如き心を以てすれば彼は必らず満足に思ふであらう。彼は無能なる己れが身を殺して有能なる人間の榮養をたすけ終に自己の大目的たる大慈悲心を満足するであらう。私は信する。草は兔に化し、兔は人間に化し、人間は天地の自然に化す、之れでこそ兔は出世の本懐を遂げ人間は天賦の使命を全うし、各々大空圓妙の位に居するであらうと。生兔を屠ることを厭ふの方々は如上の主旨を深く深く咀嚼玩味せられたいと思ふ。

著者曰ふ。本篇は大正十二年九月一日關東地方の大震災を距る二十日前の八月四日に起稿、同五日に東京の養兔新聞社に送つたものである。所が八月號印刷の間に合はず終に其の原稿は劫火のため焼盡したのである。然るに幸にも私の筐底に此の原々稿が残つて居たので、再び送稿の上復興第一年の養兔新聞——大正十三年一月二十日發行——に掲載されたものである。

第二十二章 政權餓鬼と養兔宗

大正十三年二月八日稿、此時著者の齡五十六年五箇月。大正十三年三月一日發行養兔新聞第十六號に掲載。

近頃は憲政も大逆轉を致し、距今三十五年前私が養兔の宣傳に着手した明治二十三年時代其儘、いや夫れ以上の見苦しさを示して居る。特權階級とか護憲三派とか脱黨組とか、自稱又は他稱の名目は異なるが、どれも是れも政權餓鬼たるの實は同一である。

后（君）克く厥の后たることを艱んじ給ふも、臣克く厥の臣たることを艱たんする禹の如き大臣もなければ、匹夫匹婦も自から盡すことを獲ざれば與に厥の功を成すこと罔しとする伊尹の如き政事家も無い。朝野自から賢なりとする者は悉く是れ政權慾望の餓鬼である。之を得んが爲には昨日までの政敵と握手して護憲運動をすとか内輪喧嘩で脱黨すとか、其醜其陋誠に唾棄すべきものがある。己れ自から政黨を率ゐ若くは其れを踏臺として朝に立つた時には憲政の精神に背いて勝手氣儘の行動を敢てし、剩へ民衆を喰物にし乍ら一旦逆境に立つたときは吳越同舟、其の平素に於る憲政の精神に反いたことは知らぬ風を粧ほひ、加之喰物にした民衆を煮汁につかひ、憲政擁護の大旗を振り翳して、大會とか懇談會とか何とか角とか連日の如く騒ぎ廻る。一方には謂はれなき理由を理由として議會の解散を行なひ、人氣取りの農務省の獨立、法律の改正などを看板とし、寡頭政治的善政呼はりをする自稱忠臣もある。又之れを援護すべく躍起となれる新らしい朋黨もあるでは無いか。今我が養兔宗の慈眼を以て大處高處より達觀すれば皆な是れ有象無象の政權餓鬼、憐れ至極のやからのみである。

抑も我が養兔宗は斯かる餓鬼どもを濟度するのが立宗の大目的である。彼等の輩何が故に政權の爭奪を

事とするかと云へば、申す迄もなく其の政權なるものが取りも直さず利權の凝結であるからである。惟ふに眞の忠臣なるものが其の臣たることを艱んするなれば、老齡を顧みず不敏を揣らす、何を苦しんで此際其の重責に當らうぞ。又政黨派の自稱政治家も匹夫匹婦も自から盡すことを獲ざれば與に厥の功は成しがたしとする心があれば、前には憲政の精神にも循由せず又は好辭を以て民衆を欺むき、以て自黨自派の勢力を扶植することをのみ努めながら、後には其事は忘れたかの如く、恰も民衆の味方でもあるかのやうに、又憲政の濟美にも忠實なるかの如くに、或は脱黨して穩健著實を標榜し、或は三派提携して憲政擁護を絶叫するなどの痴態を演ずる者があらうぞ。實に厚顔無耻醜陋極まる者のみである。畢竟するに政權即ち利權利慾に目が昏れ、之を得んが爲には其の手段を擇ばないのに原因するのである。

希くは覺醒一番、是等の輩來つて我が養兎宗に歸依せよ。卿等が多數の對手たる農民は皆な此の養兎宗の門徒である、否な門徒であらねばならぬ。又卿等が其の農民の歡心を得べく努力する農村振興の如き抽象的標語のみでは實際の効果は擧るものではない。夫れには養兎宗の本尊たる月宮殿の玉兎如來を信仰せよ。此の如來は毎月殆んど一回分身如來を出現するが故に、全國農家の數五百四十五萬五千六百八十一戸（第三十八次農商務統計表、大正十年末現在）悉く信仰して之を飼養するときは洵に無量百千萬億の玉兎分身如來が出現する。此の如來を信仰するには別に大した賽錢を投ずるにも及ばない。又常に卿等が苦勞する如く元老参りも必要なく、選舉の運動費として何萬何十萬を支出するの心配も無い。卿等若し此宗の弘通を圖らんとならば卿等が一夜の遊興費一夕の懇親會費は以て數府縣の養兎宣傳に用ひて餘りがある。卿等が元老参りの靈驗は仮に灼然であつたとしても五年も續いた内閣は無い。又卿等が何萬何十萬を費した選舉も甘く當選したところで任期は僅かに四年。若も此程（大正十三年一月三十一日）の如く不時の解散などがあれば一日又は二日、甚だしきは一日も議會に出席せずして其任は吹き飛ばされる。然るに我が

養兎宗の本尊たる玉兎如來の分身出現は未來永劫にわたつて盡きず。自から之を信仰飼養すれば己れの産を造り、他をして信仰飼養せしむれば全國五百餘萬の農家は共に財政の餘裕を生じ、農村の振興期せずして得べく、國家の富強求めずして到らん。是れぞ即ち自利利他圓滿なる菩薩の行なひである。國務大臣といひ代議士といひ何れも卿等としては有難い題目名號ではあらう。去り乍ら徒手空拳發心の利那即ち一彈指の間に於て其身其儘、養兎大菩薩たるの地位を占め得るに較ぶれば蓋し雲泥の相違であると確信する。加ふるに此の菩薩には内閣倒壞の患もなければ任期の滿了、議會解散の恐れも無い。己れの心一つで盡未來際の大菩薩たることが出来る。

卿等に誨ゆる。此際此時、是迄の罪業を慚悔し、心にも無き政畧的の農務省獨立とか、誰かど云つた猿芝居見たやうな護憲運動の一幕や、政權爭奪から割出された新黨騒ぎを打切とし、來つて我が養兎宗に歸依せよ。我宗の本尊玉兎如來は實に政權餓鬼の救濟主である。此の慈悲の光明に攝取され無明煩惱を斷滅すれば、期せずして日本帝國の政治は更始一新し、憲政有終の美は求めずして顯現することを疑はない。惑れなるかなや彼の政權餓鬼、尊いかなや此の我が養兎宗。

第二十三章

朝鮮統治の根本對策は養兔の獎勵に
在る——土草の葉を食つて露命を
つなぐ朝鮮の小作農を救へよ

大正十三年四月九日稿。此時著者の齡五十六年七箇月。同年五月十日發行養兔新聞第十八號に掲載。

飢饉救済のことに就ては今を距る三十五年の昔、まだ我輩が青年の時即ち明治二十三年三月「養兔眞論救荒策」を公にし其の全文は拙著養兔眞論に掲げてあることは今更申す迄もないことである。夫れより以來幾多の歲月を経、我邦經濟の狀態も隔世の感あるまでに進歩し、内地に於ては近頃飢饉と云ふことは耳にせぬ有様になつて來た。去り乍ら廣く世界を通觀すれば然うでは無い、既に西曆千九百二十二年（大正十一年）「ロシア」に於て大飢饉があり、各國政府の之れに對する救済も夫れ／＼行はれたことは周知の事實である。是れは「ロシア」の過去に屬したことであるが、現在我日本の領域朝鮮に於て、土草の葉を食つて露命をつなぐ小作農があるに至つては實に同情に耐へない次第である。今大正十三年三月九日發行の「サンデー毎日」二十九頁に「土を糧に——朝鮮の小作農は土草の葉を食つて露命をつなぐ」と題し

（前畧）最近朝鮮總督府の産業方面に對する努力は朝鮮米の産額を増加して數百萬石の供給力を存するやうになつたが、小作民の生活は依然として大古その儘の貧弱と窮乏を脱し得ないである、朝鮮小作民の生活は頗るみじめなもので船虫の背中を並べたやうな朝鮮特有の藁屋根の軒の傾いた蒲鉾小屋を天地として粟粥をすゝるはまだしも、草の芽木の根を喰ひ土を喰ふといふ、この世ながらの餓鬼道の生活を

營んでゐる、總督府當局で調査した朝鮮小作民の食用に供する草や木の根土等の標本が大塚（常三郎）内務局長の宅に陳列してあるが、草や木の根が二百餘種、食用に供する白土といふのが數種で、見る人をして面を反けしむる程悲惨な事實を物語つて居る。

京城府には遠からぬ龍山郊外にあるゴルフ、リンクに澤山の朝鮮人が這入つて來て競技の邪魔をするので追ひ除けやうとして調べて見ると、それが食に餓えた附近の小作民で、食ふべき草を採集するために、リンクに入込んだと知れて憐れさに堪へず、その日は競技を中止して多數のゴルフは自宅に引揚げ、リンクは終日草採りの朝鮮人に解放されたといふ、美しいといふべきか悲しいといふべきか、そんな一面には現在朝鮮の社會狀態の縮圖とでもいふやうな、さうした話も小作民の生活の貧窮を物語るかに傳へられるといふ始末である（中畧）朝鮮の寶庫として知られて居る南鮮方面の内地人の經營する農場には合理的な組織のもの多く同方面の小作農の生活は比較的上級に位するが、中部方面の小作農の收入状態は朝鮮米の高値を呼ぶ昨今ですら一日の收入七錢五厘を出でぬといふ有様で、此七錢五厘で一家數人が露命をつながねばならぬとは草や木の根をあさり土を食ふといふことの偽りでないことは知れやう、最近數箇月前まで盛んに内地に流れ込んだ朝鮮人勞働者の如きも、その大部は小作農の生活の苦闘に堪へきれずして、さすらひ出た放浪の旅人であるのだ。

この記事がある。何と悲惨の極みではあるまいか。京城府に程遠からぬ所でさへ此の通りである、まして其外僻陬の地をや。總督府當局は小作民の食用に供する草や木の根などの標本を集めて内務局長の宅に陳列して居るといふが、只々陳列したのみでは何の用にもなるまい。此所が即ち養兔獎勵の必要なる好機會である。草や木の根は一たび兔の腹を通しさへすれば立派な榮養分のある兔肉を得られることを救へ彼の貧農をして飢餓より免がれしむべきである。朝鮮併合以來政府も其の統治策には苦心して居るやうである

が何を云つても民の本は食である、食が足つて夫れからが教育である。治鮮の對策は鮮民の生活を安定することが其の根本義であらう。朝鮮中部小作農の収入は一日七錢五厘とあつては何うして一家の露命をつなぐことが出来やう。朝鮮大學の設立も結構である又他に種々の治鮮策が講せられるが先づ以て資本の多額を要しない養兎事業を教へるのが上乘の策である。客歲關東大震火災のため國家經濟の大打撃を受けたる今日、巨額の國帑を支出することは困難であらうが、此の朝鮮の貧農に交附すべき種兎の費用位は何でもないことである。最初若干の種兎を與へさへすれば夫れが直ぐに子を生み孫を生み、少日月にして廣く普及することが出来る。要は當局の覺悟如何にある。我輩の如き貧窮の一老生すら地方養兎に志有る者は夫れから夫れへと種兎を貸與し又は贈與して居る。本年（大正十三年）一月以降既に入超五億を超ゆる有様なので、上下交々其の對策に苦しんで居るが併し我輩の此の行ひを考へたならば、我邦如何に經濟に困難なりと雖も朝鮮の貧農に種兎を交附する位が何であらう。宜しく當局の猛省を希ひたい。假りに政府當局に於て之れに躊躇するならば心有るの富豪又は同情あるの志士は須らく何等かの組織を以て彼の朝鮮の小作民を救済すべく種兎を與ふるの途を講じて貰ひたい。是れ管に貧農救済の目的を達するのみでなくやがて朝鮮統治の對策上其の根本義に觸れることである。内鮮間の融和は實に鮮民を愛撫し其の生活の安定を圖るのが鮮治の第一義であると思ふ。敢て政府當局及び有志者の考慮を煩ししたい。

此稿を書き終つたところへ大正十三年四月十日發行の山陽新報及び廣島中國新聞に、前者は「食ふに食なく窮乏の底に葛の根や木皮を漁る」後者は「引續く凶作に火田民五千數百名飢餓に瀕し草根木皮を喰ふて露命を繋ぐ」と題し大要左の如き記事を載せたのを見、益々養兎を教へて之を救済するの急務であることを痛感したのである。我輩は茲に重ねて官民有志に對し尙一段の考慮を仰ぎたい。

平安南道寧邊郡永樂、成龍、大興、小白、溫和の諸地方に於ては大正十一、十二兩年度に亘る凶作並に

嚴重なる火田取締の爲め火田民千數百戸約五千三百餘名は昨今全く飢餓に瀕し食糧に窮し慘狀眼も當てられずとの情報に接した平安南道社會課では早速上野屬を同地方に急行せしめ實地調査を行つた所に依れば彼等火田民の生活狀態は報道以上の慘狀を極め普通のものにて馬鈴薯、粟、大豆粉杯の薄粥を一日に一度乃至二度を食し副食物としては鹽あるのみ又極貧者に至りては連日山間溪谷を漁つて葛根或は木皮を採集し常食として居るが其窮乏に陥つた火田民等は自暴自棄となり同地方の大森林地帯に放火するとの流言さへ傳はれる爲め同地森林監視所では嚴重に警戒を施して居ると云ふ、道廳に於ても人道上等閑に附すべき問題にあらずと爲し目下之れが具體的救済策につき研究中である（平壤電報）

第二十四章

養兎事業を悪用したる不善
人を憎む

大正十三年五月十日稿、此時著者の齡五十六年八箇月。同年七月一日發行養兎新聞第十九號に掲載。

老子は曰ふ「大道廢して仁義あり知慧出て、大偽あり」と、又曰く「聖を絶ち智を棄てば民利百倍す、仁を絶ち義を棄てば民、孝慈に復す、巧を絶ち利を棄てば盜賊有ること無し」と、誠に味ふべきの言ではあるまいか。私は今養兎事業の近況に直面して轉た此の言を玩味するの必要を痛感したのである。

大正十三年五月一日發行報知新聞に於て「養兎會社重役七十萬圓横領——新聞廣告で地方人を釣りと題する記事は少なからず私を驚愕せしめたものである。其の事件の詳細は之を知ることは出来ないが、要は東京府下の某養兎會社重役が詐欺横領背任商法違犯として去る四月二十九日檢事局に送られたもので種々の手段に依り合計七十萬圓の詐欺横領をしたとのことである。私も彼の新聞廣告に依り同會社の前身と云つて可いか、又別動機關と云つて可いか知らないが、同じ人々の手に依つて經營される某會の會員として大正十年四月十三日に入會金及び會費を添へて入會を申込み、次で右會社の創立に際し大正十一年六月十九日一株の申込を爲して證據金を送り、同年十月二十八日には第一回の拂込を了したものである。併し元來私は利益を得んが爲めに株式の申込をしたのでは無く、謂はゆる貧の一燈で其の數も僅かに一株であれば結局額面五十圓だけを養兎事業に貢獻すればよい。私の此の心もちが通じて斯業發展の糸口ともなれば誠に本懐であるかと考へたことであつた。然るに晴天の霹靂とでも云はうか、五月二日（大正十三年）に其の前日發行の報知新聞を見たとき私は非常に驚いたのである。私としては斯業の爲めに捨てる覺悟で

申込をした株式であるから諦めはつたのであるが、他の多數の株主としては何れも皆な新聞廣告に依り有利なものであると考へて投資したものに外ならぬ。然るに之を裏切つたことは不都合とも何とも申しやうが無いではないか。此事は曾に株主全體の損害のみでは無い、實に我が養兎事業の信用を失墜し其の前途に多大の障礙を與へたもので、彼等の行爲は國法の上に於ては兎もあれ、我が養兎事業の上より斷ずれば罪萬死に當るものである。

私は既に明治二十三年に於て養兎真論改良策を公にし、斯業の弊害を痛撃し其の改良を絶叫したものである。其の一節に曰く

（前畧）活眼を開きて我邦養兎の事業を觀察するに口には巧みに養兎の實業を説きて心には猥りに不壓の利慾を夾み永遠の利益と國家の公益とを忘れ徒らに目前の小利と一己の私利とに迷ひ世人を瞞著して不理の財利を貪り鷹鷲の慾を逞うして以て壓くことを知らず投機的を以て著實的を壓倒し愛翫的を以て實業的を妨碍し終に以て著實的の養兎家實業的の牧兎家をして其跡を絶たしめ投機的愛翫的の養兎家は縦横に跋扈し無盡に蹂躪し折角此境にまで進みつ、ある養兎の實業をして鶯と日を同うし萬年青と年を同うして論せしめ一時の流行物なり好事家の愛翫物となり稱せらる、に至りたるは此業の爲め惜むべきことなり（後畧）

と、以て當時の状況と私の所論とを見るに足るであらう。爾來三十五年、ひたすら其の改良革新を叫びしにも拘はらず、今猶報知新聞所載の如き惡漢の現はる、ことは、謂はゆる巧みに養兎の實業を説き心には猥りに不壓の利慾を夾み鷹鷲の慾を逞うしたものでなくて何であらう。淺ましき限りである。「知慧出て、大偽あり」と云ひ「智を棄てば民利百倍す」とも云ひ「利を棄てば盜賊有ること無し」といふ老子の言も茲に至つて益々味ふべきことを信する。併し何も知慧を出すのが悪いのでもない、巧利が悪いのでもない

い。之を善用すれば大善となり之を悪用すれば大不善となる。養兔の業に於ても亦其趣は同じことである。之を利用し之を善用し、之を公利に用ゐる之を公益に使へば、私の嘗て主張する如く農業を振興し國利民福を増進すべき基礎を造るに足る事業である。老子は又言つて居る『善人は不善人の師、不善人は善人の資なり』と、實に然うである。彼の報知新聞所載の如き不善人は、養兔事業を著實に經營する善人の爲めには之れが教を施すべき恰好の資料である。天下同志の士にして克く此の不善人の行爲を資料とし、内に自ら省りみて彌が上にも其の行ひを正しくし、純良至正なる大知慧を出して眞實の利を得るに努めたならば大偽なく盜賊なく、仁義自ら生し大道依て行はれん。私は彼の不善人を憎むと共に善人は之を資として尙一段の奮勵を加ふべきを望み、拙著養兔眞論改良策中結論中の一節を左に摘録し、相共に斯業の毒素を全滅せんことを希ひ、以て本論を終ることとする。

(前畧) 已に實業となること克はざれば是れ即ち投機を以て世を害せんとする蠱毒と云ふの外なきなり。今や我輩は天下憂國の士と共に斯業を改良し蠱毒を撲滅し陽てに實業を説て陰かに投機を謀る所の偽裝實業家を塵にし養兔の事業一人の投機者なきを期し事業の盛衰常なきを防がんとす是れ我輩が國家の爲め茲に斯業の改良を主唱する所以なり若夫れ其手段に至りては漸次之を實際に施して他は必らず其効を奏せんとす。

第二十五章 政府の農村振興策中には何故に養兔の奨励を加へぬか

大正十三年九月七日稿。此時著者の齡滿五十七年。同年十月一日發行養兔新聞第二十一號に掲載。

謂はゆる護憲三派の憲政會、政友會、革新俱樂部は勿論之れと反對の立場に在る政友本黨も、皆な夫れ／＼本家本元であるかの如く農村振興を叫んで居る。今から三十五年も以前に我輩の唱道したことを今更の如くに騒ぎ廻るのは大なる遲滞である。さもあらばあれ遅れたりと雖も捨て置て顧みないには勝るであらう、又政府當局も此の三派聯立内閣の事前として同じく農村振興策を決定したとか唱へられて居る。即ち

農商務省に於ては大正十四年度以後年額三百萬圓乃至三百五十萬圓を銀貨改鑄益金より支出して農村振興計畫を立案し從來の施設より増加するものは(一)農業倉庫費補助(二)開墾及び耕地整理補助(三)田排水幹線工事補助(四)副業奨励費補助(五)荒廢林復舊補助(六)官有林所在町村補助と、又新規事業として決定したものは(一)消費地に於る農業中央倉庫の設置(二)乾藪設備及び乾藪倉庫の設立補助(三)養蠶共同經營補助(四)共同農業經營補助奨励(五)農業用機械器具の普及(六)畜力飼育者用調度補助(七)畜産品の加工奨励補助(八)家畜市場の改善(九)水源地涵養補助(十)農村副業としての養鯉、養鮪の補助奨励等である

と。如上の計畫は何れも必要であつて是れまで農村振興策の一として傳へらるゝ所の農商務省を分離して農務省と商工省とに各自獨立せしむると云ふやうな説に比ぶれば優ること萬々ではある。去り乍ら愚を以

て考ふるに、折角此の財政整理時期に於て貴重なる國帑を支出し農村振興を策せんとするに當り、其の副業として養鯉、養鱸の業を補助奨励せんとするが如きは何たる見當違であらう。鯉の如き日用必需の品にもあらず又此の養鯉、養鱸の如き事業は全國の農村に普ねく及ぼすべき可能性あるものでも無い。政府が標榜して奨励すべき副業としては今少し普遍的のものであつて欲しい。聞けば農商務省では本年（大正十三年）六月十四日同省招致の全國各府縣副業主任官會議に於て畏友根村砲兵中佐を聘し、出席の主任官をして養兔に關する中佐の講演を聴取せしめたといふことである。我輩は私かに以爲らく、當局は農村振興策を立る上に於て養兔の必要を認め遂に事茲に至つたものであらうと、否必らず然うであつたらうと思ふ。然るに只今まで世間傳ふる所の如きは、未だ當局の振興策中、養鯉、養鱸などは加はつて居ても、資本少なき者でも又老幼婦女子のみの家でも容易に爲し得らるべき養兔の事は問題とされて居ない。否な未だ其事は我輩の耳に入つて居ない。果して然りとすれば何といふ不徹底の事であらう。折角養兔の事に意を注いで各府縣副業主任官へまでも根村中佐の講演を聴かしめ乍ら、さて新規事業の決定事項中に養兔を加へないといふのは甚だ以て了解に苦しむ所である。思ひ看よ、鯉の如き鱸の如き、或る特種の料理なり食品なりとしては賞味すべきであるが、全國一般普遍的に用ふる食品として奨励するには極めて不適當な事業である。又鯉を養ふには池とか湖とか堀とかの水溜りが必要である。成程小さい間は水田に放つても可からうが少し大きくなつては之れは不可能である。のみならず水田は一年中水を貯へるものでも無い。鱸も其の通りで之を飼育するには溝とか池とか又は田畑宅地の一部に水を貯へ得べき場所を設けねばならない。深く考へを回らして見れば、全國農家の内、池とか堀とか其他の水溜りを所有して居るものは誠に少數である。之に向つて何でも角でも水を必要とする鯉なり鱸なりを養ふことを奨励するのは如何のものにや。其所で我輩は勸告する。

全國農家往く所として可ならざる無き養兔を奨励せんことを

之れは前にも述べた如く資本の少ない者でも老若も幼若も婦女子も、庭の隅なり縁下なりを利用すれば即時にも養兔に著手されるの便利がある。飼料は庭前路傍の草、庖厨の残りもの何でも之れに充つることができる。又兎肉は牛肉なり鶏肉なりの代用食となる。彼の鯉とか鱸とかの如き特種の料理向なり食料品なりでは無い随つて需用も多い、何程生産しても供給過剰とはならないものである。此故に何うしても養兔事業の奨励は政府なり政黨なりが立案する農村振興策中の一つに加へて貰ひたい。既に農商務省に於ても斯業に著眼したことであつて見れば今一層徹底的に考慮して欲しい。若夫養兔の歴史には投機的弊害がある。政府奨励の聲を聞かば又其の悪弊を助長するであらうとの虞れがあるなら、之れは抑も杞憂であらう。所謂養に懲りて膾を吹くの類ではあるまいか。一利あれば一害あるは免がれざるところ、弊害の對策は自から別に在るあり、更に講究して可からう。敢て政府及び政黨の熟慮を切望する。

第二十六章

朝鮮全羅道の飢饉對策として速かに養兎事業を獎勵せよ——岡山縣では早害救濟副業として養兎を獎勵する

大正十三年九月十三日稿。此時著者の齡滿五十七年。同年十月一日發行養兎新聞第二十一號に掲載。

我輩は本年（大正十三年）四月「朝鮮統治の根本對策は養兎の獎勵に在る」ことを切言し、政府當局及び有志者の考慮を煩はしたことであるが、其後之れに對し更に反響は無い。然るに何たる不幸ぞ。本年は内地も朝鮮もおしなべて數十年來稀に見るの大旱魃であつた。今大正十三年九月十三日發行の大阪朝日新聞に依れば「全羅道の飢饉——一日一食四十五萬人と——餓死に瀕せる者」と題し

朝鮮各地は旱魃で農村の疲弊困憊その極に達し特に全羅道の早害は實に悲惨を極め窮迫せる農民は遂に一日一食にて辛うじて糊口を過ごしてゐるが、その數實に四十五萬人に達しその中全然食糧を得る能はず草根木皮にて露命を繋ぎ餓死に瀕せるもの一萬五千名に上り市中を徘徊する乞食は逐日その數を増しつゝ、あり當局は救濟につき腐心してゐる（京城特電）

この記事がある。是れ大正昭代の一大不祥事ではあるまいか。國民其の堵に安んぜず、餓卒塗に滿るの聲を聞くは寔に痛歎の極みである。本年の春季既に朝鮮中部に於ては土と草とを食する者があるとの報道を見たので、我輩は當時速かに養兎を獎勵して之を救濟し、因て以て朝鮮統治の根本對策と爲すべく進言したにも拘はらず、誰とて耳を傾ける者もなかつたやうである。然るに爾來未だ五箇月を出でざるに又復新

しく如上の窮狀を聞くことは、人類愛の上から云ふも亦朝鮮統治の方面から考ふるも、一日として捨て置くことは出来ない問題である。須らく養兎の獎勵策を立て、此の餓死に瀕せる一萬五千の同胞を救ひ、又一日一食に泣ける四十五萬の窮民を賑はすべきである。之を如何にして救濟すべきかは、業に已に述べ盡したことであるから、今只其の飢饉對策として重ねて養兎事業を獎勵せよと絶叫するに止めて置く。血あり涙ある者は起つて此の無告の窮民を救へよ。

尙一言の附加すべきことがある。本年（大正十三年）九月十日及十一日發行の山陽新報に依れば、岡山縣では本月（大正十三年九月）九日同縣臨時早害救護部の副業獎勵協議會を岡山縣會議事堂に開き、郡市早害救護委員並に郡市副業主任出席、縣廳側からは長田（一郎）、農務課長、久郷（梅松）山林課長、大森（盛太）産業主事、遠藤（正重）耕地整理技師、和氣（薰）副業主任技手等十數名列席の上、長田農務課長座長席に著き早害救濟副業獎勵計畫案を審議した結果、早害地の救濟としては（一）従來行はれて來た副業を救濟すること（二）新たに副業を興すことの方法に依ること、し、其の獎勵すべき副業の種類は養鶏、澤庵、蓆、木炭、竹細工、粟粟、繩、麥稈真田、吠、壘表、蔬菜、花蓮、大麻栽培、姫糸製造、羊齒細工、麻裏表、養兎の十數種で、之れが講習、傳習、原料斡旋、幼畜配付等に關し早害の程度其他の實狀に鑑み著手することに決定した趣である。

我輩は早害對策として養兎の獎勵に手を染めたところの岡山縣當局並に有志者の超時流的決斷を多とするものである。尙同月十一日我輩は長田岡山縣農務課長に對し、参考のため拙著養兎眞論（書中救荒策を述べて居るものがある）及び續大日本養兎史を寄贈して置いた。此の岡山縣の計畫は移して以て朝鮮に施設獎勵すべきである。後覺者の爲に先覺者の實例を掲げて置く。

第二十七章

慶安御觸書の農民訓と政府の
農村振興策とを對比して重ね
て養免奨励を進言する

大正十三年十月六日稿。此時著者の齡五十七年一箇月。同年十一月一日發行養免新聞第二十二號に掲載。

慶安二年二月二十六日（距今二百七十五年前）徳川幕府から發布したところの謂ゆる「慶安御觸書」の農民訓を見るに、克く其の農家の實情を穿ち、叮嚀懇切に説き示してある。近頃政府の農村振興策として世に傳ふるが如き漠然たるものでは無く、御觸書三十二箇條悉く具體的に委しく教へ諭して居るではないか。

慶安御觸書第四條に

一、耕作に精を入、田畑の植様、同く拵やうに念を入、草はへざる様に仕るべし、草を能く取り、節々の作の間へ鋤入を仕候へば、作も能出來、取實も多これあるに付、田畑の境に、大豆小豆など植少たりとも仕べき事

同第五條に

一、朝起をいたし、朝草を茹、晝は田畑耕作にかゝり、晩には繩をなひ俵をあみ、何にても、それくの仕事、油斷なく仕るべき事

同第七條に

一、里方は屋敷の廻りに竹木を植、下葉なりとも取り、薪を買候はぬやうに仕べき事

同第十六條に

一、山方は山のかせぎ、浦方は浦のかせぎ、夫々に心を付、毎日油斷なく身を惜ますかせぎ申べく候雨風又は煩、隙入候事もあるべき間、かせぎにてもふけ候もの、むざとつかひ候はぬやうに仕るべき事

同第二十七條に

一、山方浦方には人居も多く、不慮なるかせぎこれあり、山にては薪材木を出し、柑類を賣買し、浦方にては鹽を焼き、魚をとり、商買仕るに付、いつもかせぎはこれあるべきと存じ、以來の分別もなく、たくはへ候物をも當座々にむざとつかひ候ゆる、飢饉の年などは里方の百姓より一入迷惑仕り、餓死するものも多くこれあると相聞え候間、飢饉の年の苦勞、つねづね忘るべからざる事とある。之れに比ぶべき農商務省の農村振興對策なるものを見るに、曰く

農閑を利用し巧みに農村勞力を應用して各適當な副業に携はり農村の生産品を増加し其經濟を豊かならしむ此點に就ては從來農商務省は副業奨励の事業に携はつて居たのであるが尙徹底的奨励指導し且共同經營に依る大規模の副業をも指導する事といふのである。又

慶安御觸書第十條に

一、百姓は肥灰調置候義專一に候間、雪隠ひろく作り、雨降の時分、水入ざる様仕るべし、それに付夫婦かけむかひのものにて、馬をも持事ならず、こえため申儀もならざるものは、庭の内に、三尺に貳間程に掘り候て、其中へはきだめ。又は道の芝草をけづり入、せ、なぎの水をながし入、作こえをいだし、耕作へ入申べき事

同第十三條に

一、何とぞいたし、牛馬のよきを持候様に仕べし、能牛馬程、こえを多くふむものに候、身上ならざるものは是非に及ばず、先づかくのごとく心がけ申べく候、並春中、牛馬に飼候ものを、秋さき支度仕べく候、田畑へ刈しきなりとも、其外何ごいなりとも能人候へば、つくり取實これあり候事とある。之れに對比すべきものと見るべき農商務省の對策は

農村の廢物を利用し或は肥料を生産させる爲に家畜飼養を奨励すべき施設を講ずる事とあるのみである。其外にも對策として傳へらるゝものはあるが、或は農業倉庫の普及とか共同乾藪の裝置とか、軟質米の共同乾燥とか水産物の製造貯藏とか、農耕地を利用する水産増殖の方法とか改良器具の利用奨励とかに過ぎないではないか。

惟ふに慶安御觸書發布の時と、頃者農商務省に於て農村振興對策を講ずるの時とは、時代に於て凡そ三百年も隔たり又文化の程度に於ても比べものならぬのは言ふまでもあるまい。而も其の對策を見るに往時に精しく現代に粗にして甚だ遺憾に堪へないことに思ふ。斯くいへば論者或は言はむ、往時の農民は愚鈍にして何の考へもない、故に之に對するには丁度慈母の赤子に於るが如く諄々として説き示したものである。今日の農民は之れと異なり、教へざるも猶且自己の勤むべき途は知つて居る。政府對策の漠然たる怪しむに足らずと。我輩は曰ふ。論者の如く云へば、抑も政府の指導も奨励も無用のこと、なる。由來農村の振興は農民の自覺に俟つべき問題であつて、政府の指導奨励にのみ依頼するのは勿論不可である。況んや政黨政派に屬する職業的政事家の手に依つて、此の大問題を解決せむとするが如きは頗る難事であることは、我輩百も千も承知して居る。去り乍ら既に農村振興の對策を講ずるの必要ありとし、朝野之を望むの今日に於ては、かゝる理想論は姑らくさしおき、實際問題として論議するのは洵に止を得ないことである。

ある。果して然りとすれば矢張此の漠然たる政府の對策は之を不可とせねばならぬ。既に慶安御觸書に於ても一々具體的對策を掲げて懇ろに説き示して居る如く、今日は今日の實情に適する對策を具體的に示すのが政府の責任であるとおもふ。

是に於てか我輩は曰ふ。慶安御觸書に於て田畑の境に大豆小豆など植(第四條)朝起をいたし朝草を刈云々(第五條)屋敷の廻りに竹木を植、下葉なりとも取り云々(第七條)といふ如く、朝早く起きて草を刈り、或は田畑の境に植たる大豆小豆などの葉を取り、或は屋敷廻りの竹木の下葉を集めて兔を飼養せよと明示して欲しい。又山方は山のかせぎ浦方は浦のかせぎ云々(第十六條)晚には繩をなひ俵をあみ云々(第五條)とある如く、山村にも海邊にも土地に應じて兎畜を飼育せよ、夜間は之れが飼料をこゝのへ、兎毛皮の整理をせよと勸むるが可い。又飢饉の年の苦勞つねづね忘るべからざる事(第二十七條)とある如く、荒年凶歳の備へとして平素養兎に従事せよと説くがよい。飢饉といへば昔の事のやうに思ふが、然らうでない。本年(大正十三年)の早魃では大なる損害を蒙つた地方が多い。現に岡山縣の如きは此の早害對策として赤盤郡及び後月郡に種兎四百頭價格一千圓(一戸四頭宛)を無償配布することを實行して居る政府の對策として傳へらるゝ如く、『農閑を利用し巧みに農村勞力を應用して各適當な副業に携はり農村の生産品を増加し其經濟を豊かならしむ云々』と言つたのみでは何うも徹底しない。

又慶安御觸書に、百姓は肥灰調置候義專一に候間云々(第十條)何とぞいたし牛馬のよきを持候様に仕べし、能牛馬ほどこえを多くふむものに候云々(第十三條)とある如く、肥料を得るために兎を飼養すべしと誨ゆるが可い。御觸書に、馬をも持事ならず、こえため申儀もならざるものは、庭の内に三尺に貳間程に掘り候て其中へはきだめ又は道の芝草をけつり入、せ、なぎの水をながし入、作こえをいだし云々(第十條)といふ如き不自由な方法に依らずとも、道邊の芝草を刈りて兎を養へば、肉となつて食膳にも上

すべく、十分なる肥料が出来る。然るに政府の對策は只々「農村の廢物を利用し或は肥料を生産させるために家畜飼養を奨励すべき施設を講ずる事」と云つたのみで、如何なる家畜が可いかも示してない。又牛馬は昔から農家が勞役と肥料とを得る最良の寶としたものであるが、御觸書にもある如く慶安の昔でも又大正の今日でも、猶且牛馬を求めかぬる貧農は少くない。之れには必らず多額の代金を要せざる兔の如き小家畜を求めて肥料を得るが可いと明示すべきである。

尙又慶安御觸書に、春中牛馬に飼候ものを秋さき支度仕べく候（第十三條）とある如く、養兔を爲すには春季冬季の飼料を夏秋の候に於て準備すべしと教ふべきである。

我輩は此頃たま／＼慶安御觸書の農民訓を見て、之を農商務省の農村振興對策と比較し、前者は時代不相應に具體的訓誨を與へて居るにも拘はらず、後者は甚だ漠然たる對策であるので、茲に兩者の條項を臚列し、重ねて政府に對し農村振興策の内に、必らず養兔奨励の一項を具體的に明示せむことを進言するものである。

第二十八章 養兔を教へて朝鮮幾萬の饑民を救へよ

大正十四年一月十日稿。此時著者の年齒五十七年四箇月。同年三月一日發行養兔新聞第二十六號に掲載。

「狗豕人の食を食ふて檢することを知らず、塗に餓卒あつて發する（倉をひらく）ことを知らず、人死すれば則ち曰く、我れに非らず歳（凶年）なりと、是れ何ぞ人を刺して之を殺し、我に非らず兵（刃）なりと曰ふに異ならん」とも論し、「庖に肥肉あり廐に肥馬あり、民に饑色あり野に餓卒あり、此れ獸を率ゐて人を食ましむる也、獸相食む且つ人之を惡む、民の父母と爲つて政を行ひ、獸を率ゐて人を食ましむるを免れず、惡んぞ其の民の父母たるに在らんや」とも叫んで居るのは孟子ではないか。昨（大正十三年）春以來朝鮮の一部には食に饑乏たる小作民が、草根木皮若くは土などを食するの慘狀うちつき、屢次新聞紙上で其事が報道されたので、我輩は深く之を遺憾とし、其の對策として第一回（第二十三章參照）には「朝鮮統治の根本對策は養兔の奨励に在る——土と草の葉を食つて壽命をつなぐ朝鮮の小作農を救へよ」と題し、其の第二回（第二十七章參照）には「朝鮮全羅道の飢饉對策として速かに養兔事業を奨励せよ」と題し官民有志の考慮を求めたことであるが、誰とて之れに目を注いだものは無かつたやうである。我輩も今少しく壯年であるか、若くは資力の許すことならば、何も聲を噓らして斯程までに唱道せずとも自から進んで實際の施設救済に手を著けるのであるが、悲しいかな力と年とは志に副はないものがある。止むなく徒らに日を送つて居た。然るに又々大正十四年一月九日發行大阪朝日新聞に依れば「三萬の饑民酷寒に苦しむ——慘澹たる朝鮮三道」と題する左の記事がある。

朝鮮は本年各地に飢饉の慘狀を呈してゐるが、昨今の寒氣で此慘狀は一層甚だしく、最も慘狀を極めてゐるのは慶尙南北兩道、全羅南道で、この三道合して三萬人からの細民は彼等が唯一の食糧である草根木皮も昨今の寒氣では山野を漁ることも出来ず、その口の糊口を過すことも出来ぬので涙を吞んで最愛の妻子の肉を賣つて露命を繋ぐの慘狀の極に達するもの續々増加の傾向を呈してゐる等、全く人道に最過する能はざる状態にあり、所轄官憲も何らかの救済策を考究するの必要を認めて居るが何分經費不足で到底官品を以てこれを救済することも困難なので各地元の有志に諮り救済策を考究すべく夫夫協議を進めて居る（京城特電）

此の記事を見て果して如何の感があるか、誠に同情に堪へないではないか。我輩が昨年春秋の二回に涉つて官民有志の考慮を求めた時に當つては、慘は慘であつたが、草根木皮又は土などを食したとのことであるのに、此の記事で見れば寒氣のために山野をあさつて草根木皮を得ることも出来ず、涙を吞んで最愛なる妻子の肉を賣つて露命を繋ぐとある、是れ實に何たる酸鼻の極であらう。孟子をして曰はしむれば『明君民の産を制するに、必ずや仰いで以て父母に事ふるに足り、俯しては以て妻子を畜ふに足り、樂歲には身を終るまで飽き、凶年には死亡に免れしめ、然る後ち驅つて善に之かしむ、故に民の之れに従ふや輕し。今や民の産を制するに、仰て以て父母に事ふるに足らず、俯して以て妻子を畜ふに足らず。樂歲には終身苦しみ、凶年には死亡を免れず、此れ惟だ死を救ふて贍らざるを恐る、奚んぞ禮儀を治むるに暇あらんや、之を行はんと欲すれば、盍んぞ其の本に反らざる』と論ずるであらう。否な／＼妻子を畜ふに足らざるのみか、其の妻子の肉を賣つて露命を繋ぐとは、人間の爲すべき事柄とは思へない。謂はゆる『民に饑色あり野に餓孛あり、此れ獸を率ゐて人を食ましむる』ものである。宜しく政府當局の官人は、此際何等かの方法を講じて之を救済すべきではあるまいか。我輩は國家經濟の窮狀を知つて居る、故に只々國

庫を發いて之を救ふが可いと曰ふやうなことは述べない。再三論ずるが如く朝鮮統治の根本對策として養兎を教ふるに限ると思ふ。孟子も曰つて居るではないか『鶏豚狗彘の畜、其時を失ふ無ければ、七十の者以て肉を食ふべし（中畧）黎民餓ゑす寒を耐へず、然り而して王たらざる者は未だ之れあらざる也』と。孟子時代には養兎の業は知らなかつたから之を曰はないのである。彼をして今日に在らしめば、我輩と同じく養兎を奨励するに相違ない。必ずや曰ふであらう。『兎を養ふひ以て其時を失はざれば、國民たる者以て肉を食ふべし』と。政府者も有志者も、當面の政事問題にのみ没頭せず、此の慙れむべき朝鮮の飢民を救済する方策を立て、は何うか。唇缺けて齒寒し、朝鮮は實に我邦の唇である。支那なる露國なりの問題を吞吐するには何でも朝鮮が必要である。此の口一たび傷つき、此の唇一たび缺けたならば、單に其の齒の寒きのみ止まらず、全身全體の榮養を害し、終には如何とも爲すべからざる窮地に陥らぬとも測られない。普選實施、貴院改革、等等等、孰れも緊要には違ひないが、併し物には先後緩急の順序あることを忘れてはならぬ。乃ち唇齒輔車の關係ある朝鮮の同胞が、面あたり飢饉に迫つて居る。是れ程急なるものは無いではあるまいか。『庖に肥肉あり廐に肥馬あり民に饑色あり野に餓孛あり、此れ獸を率ゐて人を食ましむる也。民の父母となつて政を行なひ、獸を率ゐて人を食ましむるを免れず、惡んぞ其の民の父母たるに在らんや』と曰はれても辯解の途はあるまい。又『塗に餓孛あつて發するを知らず、人死すれば則ち曰く我れに非ず歳なりと。是れ何ぞ人を刺して之を殺し、我れに非ず兵なりと曰ふに異ならない』と譏られとも仕かたが無い。一日も早く彼の饑ゑたる人々に養兎を教へ、人を率ゐて獸を食ましめ、以て屢々起るところの飢饉を防ぐに限る。

想ふに寒氣甚だしき時に於て、養兎を教ふるのは時宜を得ないやうであるが、必ずしも然らうでない。仮令國費を以てし又は地方有志の義氣に訴へるとしても、金品を與へて一時の飢饉を救ふことは、是れ只姑

息の方法であつて、其の金品盡くれば再び窮狀を繰りかへすことであらう。故に一時は金品を以て救済するとしても、是れと同時に兎畜飼養の道を教へたならば、一箇月の後には既に其の子を生産するに至るであらう。積極的救済は實に之に限るのである。希くは官民有志の各位、再三提論の微衷を諒とし、此の憐れなる朝鮮幾萬の饑民を救ふの方策を立てられんことを。餘りに救民の政事が行なはれない時には、地下の孟子をして、『人を殺すに挺を以てすると刃を以てすると異なることがあるか。刃を以てすると政を以てすると異なることがあるか』と曰はしむるに至るであらう。我輩は此事無からんことを欲し、繰返し官民の考慮を望むものである。

此稿を草した翌日、即ち大正十四年一月十一日發行大阪毎日新聞を手にしたが、又々『饑餓に迫る農民五萬——朝鮮の饑饉』と題する左の記事を目撃した、這は上に述べる朝鮮飢饉の事實を益々證明するものであつて、我輩の意見は一段の喫緊を加ふるものと云ふべきである。

朝鮮慶尙南北道、全羅南道の三道に跨かる饑饉地方は、嚴寒期に入つて生活資料を得ることも出來ず、或者は松の皮を食して饑を満たし、或者は妻子を金に替へて漸く露命を繋ぐ悲惨の状態で、饑餓に迫らんとする農民は實に五萬人に達し豫想以上の窮狀であると（京城發）

即ち前者大阪朝日新聞と後者大阪毎日新聞の記事とは其の飢民の數に於て、三萬と五萬の相違はあるが、併し其他の事實は何れも同一であるから、飢饉の狀態は悲惨の極に達して居ること、信ずる。

本書印刷中大正十四年三月二十日發行山陽新報紙上に於て『窮民六萬人——水や麥の芽で命を繋ぐ——朝鮮南部饑饉の慘狀』と題する左の記事が目撃した。重ねて茲に掲載し益々養兎を奨励して速かに之を救ふの急務なることを切言する（大正十四年三月二十日記す）

朝鮮南部地方の早魃饑饉は其極に達し、池田殖産局長は一週間餘同地方を視察し、十八日歸つたが、飢饉の最も甚だしいのは全羅北道で、處によつては水許り飲んで五日間も過ごした窮民もあり、麥の芽を刈り取つて之を食つてゐるものが夥しく、爲めに田面には生色なしと云つた悲惨な地方もあると語つてゐる、尙當局から芋の種其他の種子を配付しても、之を全部食ひ盡して仕舞ふので何等役に立たぬ、窮民は全部で六萬餘名もある（京城電報）

續養兎眞論 畢

跋

畏友得能正通君の養兎眞論は實に三十餘年前、君が少壯時代に絶叫せしところなり。凡そ現代論客の所説は、老成の域に至れば自から少壯時代の論旨に對して、多少の變化を見る。是を以て必しも定見無しとすべきに非ず、寧ろ意見の進歩として傾聽に値ひするものあり。然るに今得能君、其の往年の舊著を重刊し、更に加ふるに續篇を以てし、其の所論の一貫して變らざるを明らかにす。茲に於て、人或は其の變化無きは其の進歩せざる所以なりと爲すものあらん乎是れ大なる誤なり。凡そ絶對の眞理は、永遠萬劫に亘りて毫も變化すべきに非ず。人類は萬物の靈長にして宇宙一切の事物は、悉く人類の解決に待たざるべからず。人類社會の進歩向上は、其の學術の發達と共に、逐次に之れが解決の域を弘めつゝあるも、殆んど無限の萬象に對して、現代の學術は尙ほ大海の水を量るに等しく、吾人の目前に於て未解の問題の横はれること多端無量なり。得能君、少壯にして兎畜に著眼し、其の天分を解決して人類の福祉を開拓すべきを唱ふ。蓋し宇宙眞理一面の洞察にして、其の理論の深淺は必ずしも問ふを要せず。余は夙に我邦人が、此の平易眼前の眞理を閑却して顧るもの少く、爲に造化至妙の恩恵に背馳するを怪しむものなり。今本書の重刊發行を看る。讀

者希くは斯業の爲に、其の興起を促進せんことを。

大正十四年一月十五日

正五位勳四等功五級 根村正位

跋

農村振興、國民保健、是豈國家焦眉の急務なる、二個の重大問題にあらずや。嗚呼此の經國の真髓——
そも其の何たるを解する者、果して幾ばくかある。眞に憂慮に堪へざる、今日の我が國勢を如何せん。
彼の爲政者が異口同音に絶叫する、農村振興策なるものを觀るに、或は其の實際を究めず、只淺薄なる
議論に一時の榮を擔はんとするもの、斷じて之れ無しと謂ひ得るか。養鯉の業を以て國利と爲し、養兔
の業を以て國益と叫び得ざりしは、其の一面に於て何事を物語らんとするか。

夫れ養兔の業たる、農村振興上、唯一缺ぐべからざるの重要方策にして、余は熱烈其の發展を冀ふもの
なり。殊に吾人の常に脅威を受くる、食糧問題に解決を與へ、國民保健に重大なる關係を有せり。況ん
や其の毛皮の輸出に依り、多額なる國富を増加するのみならず、之れが輸入を防遏する等、其效枚舉に
遑あらざるをや。

抑も我國養兔の濫觴は、距今五百餘年前、大和國宇多郡某村に於て、養引種と稱する長毛美兔の飼育に
在りと聞く。爾來一進一退、成績の見るべきもの無く、漸く近年に及びて國益の業なりと著目せらるゝ
に至る。此間實に數百年、而も遅々として進展せざりし所以の理由、そも那邊に存せりとするか。想ふ
に明治の初年、其の最も隆盛を極めし時に於て、愛畜投機の具に供せられ、ひたすら形態美毛に意を用
ひ、甚しきは一兔の賣買に、數千金を投せるが如き惡弊を來し、遂に法令を以て禁止せらるゝに至り、
世人の深き誤解を蒙りしに因るべしと雖も、斯業本來の性質は決して此の如きものにあらず。余をして
忌憚なく言はしむれば則ち(一)投機的養兔に對する獻身的矯弊者の匱乏(二)監督當局の不深切(三)畜産
界の怠慢(四)養兔業者の不熱誠(五)養兔論者の議論の不徹底(六)國民文化の不進歩に原因すと斷言せざ
る可らず。

我國養兔の經路大略斯くの如し。然るに茲に斯界の功勞者として、否な愛國の士として、長く後世に傳

ふべき一偉人あり。夙に斯業の國益なるを看破し、一身を捧げて一意其の宣傳の傍ら、明治初年以來の餘弊たる、投機的養兔の矯正に寢食を忘却す。即ち明治二十三年一月七日、大阪に於て創立せられたる大日本養兔改良義會の會長たりし得能正通君其人なりとす。君が斯業の宣傳矯弊に一身を投じたるは、齡僅かに二十有四と雖も、確乎不拔の君が精神は克く君を助け、爾來三十有五年間、毀譽褒貶の外に立ち、或は各地を遊説し、或は熱文著述を以て、斯業の改良發展に盡瘁せらる、豈憂國の赤誠なかりせば焉んぞ不撓不屈斯の如き苦闘に堪へ得んや。しかも此の長時に涉り、終始一貫、寸時も毛頭たも其の志を曲る事なきに於てをや。

君又頗る文筆に秀づ。既に著す所のもの、養兔道しるべ、養兔真論、大日本養兔史及び其の續編あり。斯界を裨益すること洵に多大なり。余は幸にして此の憂國の偉人と會見するの榮を得たり。即ち大正八年十二月、大阪に於て創立の旗を揚げたる、大日本養兔株式會社の技師長として上阪中、たま／＼在石切村なる恩師根村中佐郎に於て開催されし、根村式兔肉料理試食會に際し、親しく拜顔高説を傾聽す。爾來歸國後真情を交ゆること茲に半昔。此間君より送らる、慕信の一端には、必ずや爲國家爲斯業云々の一句之れ無きこと殆どなし。君が熱誠赤心推して知るべきなり。而て今また養兔真論を重刊し、更に續養兔真論を刊行し、之を公にして以て斯業に貢獻せんとす。君の齡將に六十、老て益々奉國の美念切なるを見る。眞に憂國の偉人として崇敬措く能はず。こゝに敬慕の一端を披瀝し、以て卷末の辭に代ふ

大正十四年二月五日

在函館

大日本養兔研究場

場主

富合清吉

跋

病ひは其の病巢より治せざれば癒はず。源泉清からずして焉んぞ能く其の流水の清きを望まらるべき。近頃國民思想赤化の潮流に對して、善導を唱へ防止を叫ぶも、其の由つて來る生活難の咒ひを除くに非ざれば、到底得て望むべくもあらざるべし。

今日廟堂に立てる人、頻りに産業の獎勵を説き、農村振興の策を樹て、救濟の術を講ずるあるも、其の示す所や餘りに局部的にして普遍的ならず、抽象的にして具體的ならず。此を以て折角の苦心畫策も徹底せず、徒らに雷鳴の過ぎ去るが如き感なき能はず。而て國民は官尊民卑の久しき傳統性を離脱せず。兎角官にのみ凭り指導をのみ頼む。馬鹿も通り越して阿呆の境界に蠢動せるもの尙ほだ甚多し。

得能氏、蚤に感ずる所あり、孜孜として小蓄し、或は之を雜誌に講演に、或は著書に、養兔の推獎宣傳に費さること茲に數十年。夫れ養兔は蕃殖力強く成長も亦た速かにして萬人に適し、食糧問題解決の一助ともなり、輸出品ともなり、衣食の自給自足を圖る一方策ともなればなり。又兒童をして之を飼育せしめば。路傍無償の草本を化せしめて、勤儉貯蓄の美風を養はしめ、兼て動物愛護の念を涵養し得べければなり。

本書は氏が日頃調査研究せられし、熱誠と努力の結晶にして、養兔家の指針たるべく、一面復た養兔業の歴史とも見るべきものなり。氏、本年下壽の記念事業として、之を上梓せらる。

子の初めて氏を知れるは、僅かに數年前のことなりき。然るに、いつしか不知不識の間に、氏の熱誠は吾を動かし、小規模なりと雖も、養兔富國社なる組合を組織せしめ、氏の指導の下に養兔業を經營し。時に驥尾に附して之が宣傳に従ひつゝあり。

想ふに氏は養兔家にして、養兔業者にあらず、斯業の普及發展は農村救濟の一端、國家産業の一事ともなるべき信念と、國家の前途を憂へられての、方策樹立の理想實現に外ならず。眞に憂國志士の一奇人

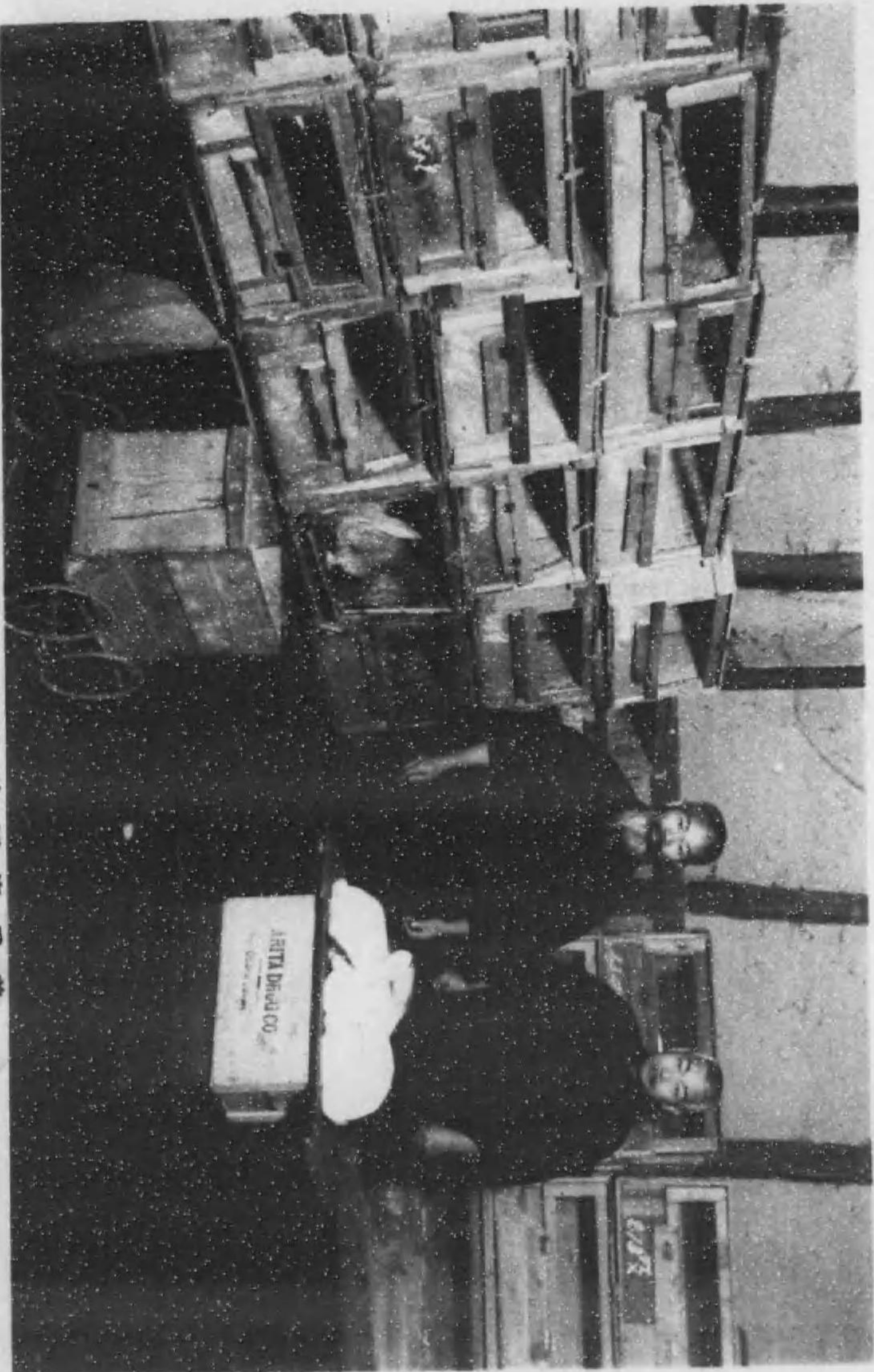
なり。

予、氏の衣鉢を承ぐの故を以て、敢て其の分を顧みず、卷末に一言する所以なり。

大正十四年二月十五日

備後府中、養兔富國社にて

社主 持田 浦松



美 富 國 養 兔 場 の 一 部
向 友 里 著 者 是 次 主 持 田 浦 松 氏
(大正四十二年十月五日撮影)

所 感

(明治四十二年一月中著者の舊作)

霞 村 農 夫

一日笠を曳て郊外に出づ、寒風肌を冴す。橋を渡り河に沿ふて、終に山麓に至る。谷川のほこり、賤が家の垣根、既に綻ろびたる梅花一二輪、靨郁として道行く人の袂に匂ひ、春の將に來らんとするを報じて、百花の魁は即ち我なりと誇る。而も採守甚だ固くして、霜を凌ぎ雪を侵し、清楚の風、自ら苔蒸す枝に顯はる。花開くときは、人之を愛で、君子の稱を與ふるも、而も喜ばず。花散り實を結び、詩人をして標る梅有り、さ歌はしむるに至りては、人亦之を賞せざるも、而も忿らず、再び花咲く時節の到るべきを俟つ。嗚呼、梅なる羨梅なる哉。我は此の梅たらんことを望むもの也。

今日の社會を觀るに、其の梅たるべき資質を備ふる者、果して幾ばくぞ、其の梅の如く、霜雪を凌ぎて開花の魁をなす者、果して幾ばくぞ。輕佻浮薄のやから、己れを省ることを知らずして、好んで人を責めんとす。たゞへば霜雪の一時梅花を苦しむるが如し。終に其の身の消ゆることを思はず。悲しい哉。

大正十四年四月五日印刷
大正十四年四月十日發行

養兎真論續養兎真論合卷
定價 二圓

著作兼發行者

得能正通

廣島縣廣品郡府中町大字
府中五百二十五番地ノ一

印刷者

耕文館 門田昌太郎

福山市米屋町
三百三十一番地

284
354

終

